

第百七十一回国
参議院外交防衛委員会會議録第十六号

平成二十一年六月四日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

六月三日

辞任

石井 一君

徳永 久志君

鴻池 祥肇君

六月四日

辞任

風間 直樹君

藤田 幸久君

補欠選任

米長 晴信君

藤田 幸久君

塚田 一郎君

補欠選任

徳永 久志君

舟山 康江君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

榊葉賀津也君

浅尾慶一郎君

一川 保夫君

白 眞勲君

木村 仁君

小池 正勝君

委員

大塚 直史君

風間 直樹君

谷岡 郁子君

徳永 久志君

広中和歌子君

藤田 幸久君

舟山 康江君

米長 晴信君

岸 信夫君

佐藤 正久君

塚田 一郎君

橋本 聖子君

国務大臣

外務大臣

国土交通大臣

国務大臣

防衛大臣

副大臣

外務副大臣

国土交通副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房総合海洋政策本部事務局長

内閣法制局第二部長

内閣府国際平和協力本部事務局

外務大臣官房地球規模課題審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

山本 一太君

浜田 昌良君

山口那津男君

井上 哲士君

山内 徳信君

中曽根弘文君

金子 一義君

浜田 靖二君

橋本 聖子君

加納 時男君

北村 誠吾君

岡田 直樹君

岸 信夫君

堀田 光明君

野田 仁君

大庭 靖雄君

横畠 裕介君

高田 稔久君

杉山 晋輔君

中島 明彦君

廣木 重之君

外務大臣官房審議官

外務省北米局長

外務省中東・アフリカ局長

外務省中東・アフリカ局アフリカ審議官

外務省国際協力局長

外務省国際法局長

文部科学省科学技術・学術政策局長

海上保安庁長官

海上保安庁総務部参事官

防衛大臣官房技術監

防衛省防衛政策局長

防衛省運用企画局長

防衛省人事教育局長

石川 和秀君

梅本 和義君

鈴木 敏郎君

秋元 義孝君

木寺 昌人君

鶴岡 公二君

中原 徹君

岩崎 貞二君

佐藤 雄二君

秋山 義孝君

高見澤将林君

徳地 秀士君

渡部 厚君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(榊葉賀津也君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、徳永久志君、鴻池祥肇君及び石井一君が委員を辞任され、その補欠として藤田幸久君、塚田一郎君及び米長晴信君が選任されました。

○委員長(榊葉賀津也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会議のとり、政府参考人として内閣官房内閣審議官野田仁君外十九名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榊葉賀津也君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(榊葉賀津也君) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○米長晴信君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の米長晴信です。

私、国土交通委員会所属なんですけれども、今日は金子大臣を追っかけて出向してまいりましたので、皆さん、機会をいただいて本当に感謝をしております。

まず冒頭、三人、大臣並んでおられますけれども、この海賊対処の主管大臣に手を挙げていただきまして、改めてこの海賊対処に対する決意をお願いいたします。

○国務大臣(金子一義君) 貿易の九割以上を海上に頼っております我が国、かつこのソマリア沖と

いうのは年間二千隻以上の日本関係船舶が通過を
している。これに対する海賊行為、これは重大
な我が国経済社会への影響があると。これに対
して国連海洋法条約、海賊行為というのは犯罪行為
である、世界各国がそれぞれ最大限の協力をし
合せてこれを阻止するべしという国連海洋法条約
の協力要請というのがあります。これに基づい
て、大変、我々としては、昨年夏からこの海賊事
案が急激に起こっているというところに照らして考
えれば、ややこの法案自身少し遅きを失したかも
しませんが、準備を進め、各関係省庁との調整
を進めて、今般これに対する法案を提出し、断固
海賊事案というものを抑制していきたいと、そう
いうつもりでこの法案を出さしていただいている
ところがあります。

○米長晴信君 冒頭、浜田大臣も手を挙げるん
じゃないかと思つて、ちよつとどきどきしてい
たんですけれども。
まず、じゃちよつと話を何となく現場に持つて
いって、今年四月十二日に、私も報道で読んだだ
けなんですけれども、アメリカ船籍の船の船長さ
んが最終的には人質に取られるというような事
案があつたんですけれども、その同様の事案が起
きたときに、今の体制で行つていたらしやる警備
行動はどのように対処されますか。
○国務大臣(浜田靖一君) 自衛隊による海賊対処
としましては、護衛艦による民間船舶の護衛等
を実施することによって海賊行為を抑止し、また海
賊を退散させることがまずは重要であると考えて
おりまして、基本的に当該船舶の奪回や人質救出
を行うことは想定しておりません。

いずれにせよ、万が一民間船舶が海賊に乗つ取
られた場合の対応については、人質救出は世界的
に見ても非常に困難な任務でもありますし、乗
取られた民間船舶の乗員、乗客の生命、財産への
影響を考慮しつつ、慎重に対応することが必要で
あると考えているところであります。
○米長晴信君 それは、じゃ今の体制で特別の理
由によりということでは海保の代わりに海上自衛隊

が派遣して、警備行動を中心とする活動において
の答弁はそうですけれども、例えば海上保安庁が
実際に船ごと行つて警察活動を含めた体制で行く
場合は、海上保安庁はそれどういふ対応になりま
すか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 海上保安庁におい
ても、護衛することとそれから犯人を捕まえる、追
いかけるということは、やはりその現場の中で優
先順位を付けて判断しなきゃいけないと思つてお
ります。海上保安庁の仮に巡視船が派遣されまし
ても、人命、財産の保護、安全というのをやはり
第一義に考えていくのかなと、このように思つて
おります。

○米長晴信君 いや、人命、財産を守ること優先
だったら、まだ襲われていない船守つて先に行く
より、襲われている船への対処の方が優先なん
じゃないですか。それ、もう一回お願いします。

○政府参考人(岩崎貞二君) 海上保安庁といたし
まして、やはり基本的な行動パターンは、今自
衛隊の船が行つていて、それから海上保安官が上
乗りしていますけれども、同じような行動になる
と思います。やはり、人質を奪還するとかそうし
たことは大変危険性の伴う業務なので、そうした
ことよりも、まずちよつと護衛をして襲われない
ようにする、それで、どうしてもそれでも乗つ取
られた場合、これについてはやっぱり人命の保護
を第一に考えていくと、こういう対処方針になろ
うかと思ひます。基本的に大きく変わることはな
かるかと、このように思つております。

○米長晴信君 これ四月十二日の事案ということ
で、完全な仮定の話じゃなくて、実際にこれが日
本人だつたらということですから、じゃ、若
干仮定が入りますけれども、人質救出とかそま
での重い任務じゃなくて、襲われている、交戦状
態的なものになる、そこまでの段階の場合はいか
がですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 商船と海賊が発砲し
ていると、そういう現場に海上保安庁の巡視船が
居合わせたと、こういうことで仮定をいたします

と、そのときに、それを防ぐために、この法律で
もございませうけれども、必要な武器の使用なん
かをして、その一般の船が襲われないように、乗り
込まれないようにするという措置は、それは同じ
ようにとることになろうかと思ひます。

ただ、繰り返しになりますけれども、それにも
かわらず、武器を使用しての抑止措置もうま
くいかなくて、ついに海賊が民間の船に乗り込
んできた、人質を取つてしまったということに
ついてはやはり慎重に対応しなきゃいけないとい
うことだろうと思つております。

○米長晴信君 海賊対処の警備行動というのは、
主にゾーンディフェンシブ的な、安全に関係船舶を
航行させるという、警察でいうと警備というか、
機動隊がやつていられしやうな面と、あるいは
何か有事発生時に現場へ行つて現場で逮捕す
る、あるいはちよつと逃げていったやつは捕ま
えて、捜査して人定取つて、で、司法手続によつて
というふうな警察手続のような、二面性というか
二面的な部分があつて、今はその海上警備行動部
分は海保ができないということ、特別の理由とい
うことで自衛隊の船が出ていますけれども。

じゃ、これ本当に、例えば、今A地点、B地点
を往復するという活動ですけれども、AからBに
向かう途中に、ちよつと後ろ、Aに戻つたような
ところでそういう事案が発生した場合は、守る方
を優先して先に進むのか、その船舶の保護のため
に戻るのか、どちらを選択されるんですか、今の。

○政府参考人(岩崎貞二君) 具体的なシチュエー
ションによつてそれは変わっていくだろうと思ひ
ますけれども、例えば海上保安庁が仮に行つた場
合でも、今護衛している船の近くで襲われている
船がいるとすれば、私どものその船がいったん護
衛の隊列から離れるということになりますから、
それをするによつて護衛している船の危険性
が生じないかどうかというところは考えなきゃい
ないだろうと思ひます。しかし、近くで本当に襲
われている船があつて、救出を求めている船が

あつて、助けられる状況であれば、やはりそちら
の方へ行くということをかかなり優先して考えな
きゃいけないと思ひますけれども、それは本当に
その場、現場現場での判断になろうかと、このよ
うに思ひます。

○米長晴信君 この部分は余り細かいことを議論
するつもりはないんですけれども、そういう大変
な任務として行つていられると。

ただ、言わせてもらえれば、国によつて事情は
違いますけれども、例えばマレーシアなんとい
うのは、一隻出して、マレーシア、自国の船だけ
を守るといふことで、一隻でそれで事足りていると。
我が国は二隻と哨戒機まで出してより確実に守る
といふことですけれども、船を二隻出すという意
味合いは、仮に有事が発生したらそれは守る方と
攻める方と両方とやるといふのが二隻出す
意味だと僕は思うので、その辺はしっかりと、今回
法律作つて日本船舶以外も守っていくといふこと
を国として決めるわけですから、その辺はきつち
りと、オペレーション、もつと分かりやすくより
効果的なものを提示をしていただきたいというふ
うに思ひます。

ちよつと話、政治的な部分に戻しまして、そも
そもこのアデン湾の海賊の発生とソマリアの内政
といふのはどんな感じの因果関係があるのか、
ちよつとお答えいただけますか。

○政府参考人(秋元義孝君) このソマリア沖・ア
デン湾の海賊事案といふのは、昨年は百十一件、
世界の約四割の事案が発生しているわけござい
ます。今年に入りましては六月二日現在で百三十
一件発生しておりまして、現在十四隻が抑留され
て、約二百十名の乗員が人質となつていまして、こ
ういふ状況でございます。

この海域での海賊事案が急増している原因、背
景としましては、ソマリア情勢との関連で申し上
げますと、まさに一九九一年以来、ソマリアが内
戦状態に入りまして、長期間にわたつて武装勢力
間の抗争が続いているわけでありまして、そうい
う中で、国土全体を実効的に統治する政府という

のがそもそも存在しない。したがって、法執行、司法機関も全く機能していないと、こういうことがございます。それから、そういう長期間の戦乱の中で多くの若年失業者が発生していると、こういうこともございます。

また、最近の傾向としては、犯罪集団の組織化、分業化というのが進みまして、身の代金を目当てに船舶を襲撃して乗っ取ると、こういう行為がビジネス化しているということがありと認識しております。

○米長晴信君 今因果関係というのは明確にはお答えにならないんですけども、何らかの因果関係、すなわちソマリアの内政が安定すればそういう事実も減るという認識でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(秋元義孝君) 海賊問題の抜本的な解決のためには、ソマリア情勢の安定が不可欠であると認識しております。

○米長晴信君 参考までに、じゃ当面、ソマリアについての人道的あるいは経済的な支援の実績を教えてくださいませんか。

○政府参考人(秋元義孝君) 今委員御指摘されましたように、ソマリア情勢の安定のためには、人道面における支援、それと治安向上のための支援、こういうものが必要であると考えておりまして、これまで国際機関を通じて支援として、過去二年間で約六千七百万ドル支援を行ってきております。

具体的内容を申し上げますと、まず、人道支援としては、食糧支援として世界食糧計画經由で約一千四百百万ドル、それから難民、国内避難民支援として、UNHCR、難民高等弁務官事務所でございますけれども、その他の機関を経由しまして約二千万ドル、それから保健、水、衛生、教育等の分野の支援として、ユニセフ等の機関を通じて一千八百万ドル、それから人身取引、不正規の移住対策として、国際移住機関、IOMでございますけれども、約三百万ドル、こういうようなものを支援してきております。

また、治安向上への支援としましては、国境管理強化のための支援としまして国際移住機関經由で約百万ドル、それから警察支援として国連開発計画經由で四百万ドルその他の支援をしておりま

す。

○米長晴信君 五千万ドルを超える支援をしているということですが、ソマリアの支援というのは、我が国だけじゃなくて国際的にアメリカも含めた支援が行われていると思うんですけども、その内紛が九一年から十八年間続いているわけですから、これは今日明日で解決するのか、今年解決するのか、この見通しについて教えてくださいませんか。

○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリアの安定化というのは、この海賊行為をなくすためにも一番の根本的なことはそこでありまして、国際社会としては今の九一年にあのような状況になってから今日までなかなか有効な手だてを講ずることができないという、大変非常に難しい問題でございます。

そういう中、昨年の八月には暫定連邦政府、これと、それからソマリア再解放連盟の穏健派、これとの間で武力行使の停止を含むいわゆるジブチ合意、これが成立をいたしました。今年になりましてまた暫定連邦政府におきましては、この一月ですけれども、新しい大統領が選出され、二月にはまた新しい内閣が誕生したところでございまして、また、新しい議会も今誕生しつつあるところでございます。

一方、この暫定連邦政府にはすべてのソマリアの中の勢力が参加しているという、そういう構成になっているわけではございません。この五月にもそういうところから、首都のモガディシユにおきましてはこの暫定連邦政府とそれからイスラム過激派との激しい戦いが行われて多くの方が、百三人が死亡、四百二十人が負傷と、そういうような報道がありますけれども、大変まだ不透明な状況が続いているところでございます。こうした戦間に外国からの勢力が参加していると、そ

ういう情報もあるわけでありまして、このジブチ合意以降のソマリア全体の平和、和平にこれらはどういうふうにつながっていくか、非常に今後の動向を我々としても慎重に見ていく必要があるかと思っております。

今の段階で、いつごろこういう状態が解消されるのか、いつまでこういう状況が続くのか等はなかなか見通すことは困難であります。我が国といたしましては、ソマリアの安定のためには国際社会と連携しながら支援をしていくと、そういう考えでございます。

○米長晴信君 つまり、全く見通しがないと。これは十年、二十年経てもおかしくないというような意味なのか、本当にここ二、三年が勝負なのか、さじ加減はどうですか。これは、我が国がソマリア沖に海賊対策のために船を出すということに当たってそのミッションの任期といえますか、そういうのを決める上でこれは非常に重要な部分だと思ふんですけども、やっぱり見通し、どのぐらいのスパンかということだけでもお答えいただけますか。

○国務大臣(中曽根弘文君) これはできるだけ早く解消すると、そのソマリア自体を安定化するというのが大事であります。先ほど参考人の方からも御説明いたしましたように、人道復興支援、それから治安対策等、我が国だけでなくて各国が協力をしながら行っておりますので、これらの効果が一日も早く出てくるようにと、そういうふうで願っているところでございますが、いつごろまでということとはなかなか見通すことは難しいと思

います。

○米長晴信君 じゃ、もう一回、しつこいようにですけれども、じゃ、こういう質問にします。十年以内に解決すると思えますか、あるいは分からないか、それだけお答えください。

○国務大臣(中曽根弘文君) できるだけ早くそういう安定した状況になるように我が国としてできるだけの努力をしていくということだと思っております。

○米長晴信君 では、分からないという答弁だと解釈をさせていただきます。

つまり、ソマリアの状態が、情勢がそうであるということは、仮に海上警備行動、つまり船の方の活動をするだけではなかなか海賊の発生件数自体は抑えることができないと。これはソマリアの支援も両輪のような形でやっていくしかないというふう思うんですけども、じゃ、その海上警備行動の方の派遣、もう既に今の現行法内で派遣を既にしておられますけれども、その効果はいかがだったんですかね。実績を教えてくださいませんか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。

海上警備行動によりまして派遣をした護衛艦については、これまでアデン湾において合計で二十三回、合計で七十五隻のいわゆる日本関係船舶の護衛を実施してきております。まだ始めましてから余り期間もたっておりませんので、余り効果というのについてなかなか明確にお答えすることは困難な面もございまして、これによりまして日本にとって重要な海上交通路に当たるアデン湾において、国民の生命、財産の保護というような政府の重要な責任を的確に果たしているというふう考えているところであります。

○米長晴信君 じゃ、全体の発生件数、先ほどちょっと答弁いただきましたけれども、今年に入ってからの実績、実績というか発生件数、改めて教えてくださいませんか。

○政府参考人(秋元義孝君) 先ほどの繰り返しになりますけれども、今年に入りまして、この海域での海賊事案は、六月二日現在で百三十一件、現在十四隻が抑留され、二百十名の乗組員が人質となっております。

○米長晴信君 自衛隊が行って以降の数と分けられますか。私の資料だと、若干ずれはあろうかと思ひますけれども、ちよつと六月まで更新されていない資料ですけども、二〇〇九年の最初の四半期に六十一件で、それ以降、五月二十六日までの

数字で六十四件と、計百二十五という五月二十六日までの数字があるんですけれども、これはそれでよろしいですか。そういう解釈でよろしいですか。一月から三月が六十一件。

○委員長(樺葉賀津也君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(樺葉賀津也君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(秋元義孝君) 統計によりまして、三月までの発生件数が六十一件でございますので、四月以降の発生件数は、したがって六月二日までで七十件ということになります。

○米長晴信君 ありがとうございます。

足し算をすれば大丈夫だと思って通告に厳密にしていなかったんですけれども、そういう数字だと。

何が言いたいかというと、自衛隊がアデン湾に二隻派遣した以降、全体として数が減っているかというところ、むしろ増えていることが言いたいわけです。つまり、この海上警備行動は、やっぱりソマリアの内政と、あるいはちゃんとしたビジョンを持って、何をどう守るのかということとをきちんとやらないと全く成果が見えないということとを申し上げたいんですけれども。

今、日本関係船舶を対象ということで、限られた対象の中での活動という理解をしておりますけれども、これが、この新法が成立した後、これは対象の船舶、守れる船舶の数という、この数をどのような形で警備行動として実績を上げる見込みなのかということとを教えていただきたいんですけれども。

○政府参考人(徳地秀士君) 海賊対処法が成立をいたしました、これに基づく自衛隊の海賊対処を行うということになりますと、先ほど申し上げたような日本関係船舶だけではなくて、我が国と関係がないと申しますか、外国船舶につきましても海賊行為から防護するということが可能になる場所であるわけですが、具体的に、それで

は本法案成立後の具体的な活動内容をどうするかということにつきましては現在検討中でございますので、これまでの実績でありますとか各方面からの要請でありますとか、あるいはこの法案の趣旨その他にかんがみまして引き続き万全を期してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○米長晴信君 私の隣で同僚議員がブチやじを飛ばしておられますけれども、私も同じことが言いたいんですけれども。

これ、きちんと日本船舶以外の、海賊行為を行って得る船舶の対処ということで、わざわざ我が国として、責任国家として法律を作って、それに対処する話で、それが決まってから船出すというんだつたらその答弁でも百歩譲っていいかもしれないんですけれども、もう三月に派遣していらつしやるんですよ。それだとなかなか思ったように効果的に活動できないと。私、さっき、むしろ発生件数全体では増えているじゃないかという皮肉も申し上げましたけれども、そうならないように、きちんと活動できるように本法律を、もう既に審議に入っているわけですから、今の段階でこの計画まだ固まっていけないんじゃないのか、ちよつとおかしいんじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に、我々法律ができてから、要するに我々の艦の編成等もこれからしていくわけでありまして、海上警備行動の際も準備期間というのがあって、海上警備行動における我々の範囲、それぞれの武器の使用の基準等も、それも併せて要するに今回の海上警備行動の法律の中でやっているわけでありまして。

そして、今法律の仕上げをしているときに、我々法律に従って出していくわけですから、当然今の時点で一応の概要は頭には入っていますけれども、法律ができた段階で命令を下すわけですから、それまでに全部できて、想定してやるといふのも確かにやっていますけれども、今の時点で、じゃこういうふうにはやっていますということをなかなか

か言うまでの段階にはなっていないというのは、これ当然あります。ですから、そのところの検討状況のことを決まったという形で我々としてもなかなか言えないところもあるということとを御理解いただければと思います。

○米長晴信君 この法律ができたなら、一回、じゃ今出しておられる体制、全部引き揚げてくるという解釈でよろしいですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 当然、我々としては、そういう効率的な、その時点で、今まで我々、日本の船舶、生命、財産を守るためにやってきたものを途中で切るわけにはまいりませんので、当然、タイムラグはあるにしても、法律の制定後にしっかりと形として出ていく形になりますので、このタイムラグのないような形でうまく交代できることを考えていきたいと思っております。

○米長晴信君 すなわち、一回引き揚げてこないということですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 引き揚げるといふか、要するに法律が切り替わって我々の準備ができてから出ますので、要するに準備命令を出して、そしてまた命令を出して出ていくような形になりますので、その間のタイムラグがあるということとは、せっかく海上警備行動で護衛艦艇がやってきたものをそこでいったん切つて帰ってきて、そこを空白にするということとは考えづらいということとであります。

○米長晴信君 つまり、先ほど前段の答弁ではこの新法に基づいて体制づくりをしてそれで派遣しなきゃいけないという、そういう一方で、つなぎ目をつくつておかなきゃいかぬということとは、つまり今の現行体制にプラスアルファ、あるいはどういう形で変えるかというののは今の時点でもう既に計画があるという答弁でしよう。それ矛盾していると思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に国民を守るためには最善の方法を考えるのが当たり前の話でありますので、そのところを、じゃ法律だけで、

タイムラグがあつて、そこにもしも危険性が存在することを容認するということは考えられないのではないかなと私は思います。

そしてまた、我々はあくまでも警護で行くのであつて、先生がもう御存じのように、要するに海賊に対して我々掃討作戦をやっているわけじゃないわけですよ。だから、数が増えるというのはそれだけ危険が増しているからこそ我々の警備をやらなきゃいけないということとありますので、そこは先生がもう御存じでおっしゃっていることだと思いますけれども、要するにそのところは我々とすれば遺漏ないように、皆さん方から安心に、交通を確保するための法律を今御議論願っている最中でありまして、海上警備行動というのはあくまでもそのつなぎだということを前々から私自身は申し上げているわけですので、その切れ目のないようにはやろうとしているわけですから、当然頭の中ではですよ、先生、やっぱりいろんなことを想定しながら、これは準備の、準備ということ、準備命令、私まだ出していませんので、そこまでは部隊の編成等もまだできるといった段階にはないわけでありまして、当然頭の中に今後どういったことをやっていくかということとはありますけれども、まだそれをすべてここでコンクリートした形で御説明することが難しいと言っているだけのことであります。

○米長晴信君 私も、ちよつと若干大臣も語気荒くなりがちになってますけれども、そういうことを言っているんじゃないかと、少なくとも今は法律ができていないから今の現行法の範囲内で細々とやらざるを得ない、すなわち対象が日本船舶に限られてしまつています。だから、事前に国土交通省を通じて関係船舶に通知して、この往復する警備行動に希望者は参加していただくという形だったんですが、これが新法ができてその間口が広がったときに、どういうことを呼びかけて、どういう感じで日本としてアデン湾全体の海賊対策を行うんですかと、そのビジョンといいますか、ここにこれ配置してとかそこまで細かいことを聞

いているわけじゃなくて、新法になって日本船舶以外も対象になるわけですから、やり方とか若干変わってくると思うんですけども、これ全く考えがないということはないと思うんです。それをどう感じるイメージされているのかということです。

○国務大臣(浜田靖一君) そういうことであるならば、当然、基本的には日本の船舶を守るのが我々とすれば一番一義的なことだと私は思っています。ですから、イメージとして、当然それをやりながらも、要するに我々の能力というのがあるわけですから、たまたま今回でも遭遇の際のいろんなこともいろんな議論がありました。そういったことを想定しつつ、要するに我々P3Cを派遣したというのは、それを全体的に見るところも含めてやりながら、そしてそういった情報を流すことによって他の国にもそういったことをやり、それに我々が近くいたらそれを実際に駆け付け、駆け付けというかそのそばに行つて警告射撃をしたり、そういった形の中で要するに海賊がそばに寄つてこないような形を取るといふのは、これは今までの海上警備行動の中でも情報収集活動でそばまで行つて見るようなことはしておりますけれども、そういったことをやっぱり考えていくことだと思います。

そしてまた、他国の艦船を要するに守るといふことになれば、当然これ、ほかの国との連携もつと取れるような形になると思いますので、国際社会の中での議論というのはこれから出てくるものだと私は思っていますので、それに対応するため必要とする想定というか、頭の体操は当然していること、今の状態では、それを想定しつつどういうことがあるのかなというのを考えながら、計画も含めて今後どうやって考えていくのかというのはこれから問題でありますので、今ここで全部が概要がこうだというのはできていないということであつて、私のイメージとすれば、あくまでも主目的には日本の船舶を守りながら活動しつつ、その際のほかのところの船がそういった状況

に陥ったときにはどうするかということをも具体的にこれから検討していくことにならうかと思ひます。

○米長晴信君 いずれの場合にしましても、必要な体制で、今の体制に補強するのだからないんですけれども、その上で派遣するわけですから、法律によると期間も定めなきゃいけないということも明記されていると思うんですけれども、これも法律成立して施行までの一か月の間に考えるというようなことになると思うんですけれども、今の段階で任期どれくらいというふうに考えておられますか。

○国務大臣(浜田靖一君) 先生、大体今まで、我々艦艇で派遣する際にもそうなんですけど、大体やっぱり、部隊の行動期間というのは四か月が大体の目安になっているのは事実であります。

ですから、期間がどのくらいというのはこれから決めさせていただいて、活動、計画のあれもあると思うんですが、ただ、要するに、一般論として、我々の自衛隊員の体力的な問題、それからやっぱり任務に対するかなり過酷な状況での、気象条件も厳しいところでもありますので、そうすると大体四か月ぐらいが、今までの交代というのはそのぐらいの間隔でやっているというのは事実であります。

○米長晴信君 昨日事務方の方に話を伺ったところでは、交代の三か月、四か月というのと、このアデン湾の海賊対処に派遣するという部分の根っこ、この法に基づいて決める期間と違うということなんですけれども、私が聞いているのはそのうちの方、つまり日本としてアデン湾に派遣するという行動計画自体、その大きな方のこの期間はどれぐらいを想定されていますか。

○政府参考人(徳地秀士君) この新法ができた場合には、七条の二項にあります海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の期間という件についてでございますけれども、先ほど来大臣から御答弁しておりますように、一つには、部隊のローテーションがどうなるかということもその考慮要素だろう

と思つておりますし、それから、現場の海域の状況その他いろんなことを総合的に勘案しなければいけないというふうに考えておりますし、それからまた、テロ対策特措法なり補給支援特措法に基づきましてインド洋に部隊を派遣すると、このような場合には半年ごとの実施計画になっておりますので、そういうような例も参考にしながら今後詰めていくということにならうかと考えております。

○米長晴信君 それじゃこれ、交代ごとに一回一回命令出すということですか。

○政府参考人(徳地秀士君) そのところは、一つには、部隊といいますが、具体的に船をどのようローテーションで回していくかという問題と、それから、そもそも大臣からのこの海賊対処行動に関する命令の期間というものをするかというのは、そこは別に考えるということも十分に可能だと考えております。

○米長晴信君 非常に歯切れ悪いので、やっぱり、じゃ大臣にお伺いしたいんですけども、先ほど前段の議論で、必ずしも船出して警備するだけでは海賊の発生件数自体は減らない、むしろ増えている部分もあると、一方でソマリアの情勢は見通しが立たないと。我が国として、いつぐらいまでを目安にこの海上警備行動を行うのかというのが質問の趣旨であつて、交代要員がどのようのかそういう話をしているんじゃないかと、大臣、その辺は、大体このミッション、どれぐらいのスパンで向かわせるのか、つまり引き揚げてほしいというふうなのはそういうものを判断基準にして引き上げるのか、出口、これをお伺いしたいんですけれども。

○国務大臣(金子一義君) 個々の具体的なクルーの派遣期間それから部隊の構成というのは、ここに七条二項で言っておりますとおり、細目は決めますよね、そして、それを国会に報告をさせていただきますということで国会の関与をさせていただくわけでありまして。

これは、その期間をどのくらいに定めるかとい

うのは、防衛大臣がこは内閣あるいは関係機関とか協議して決めるということでございますが、全体として、じゃソマリアにいつまで出すんだということになりましたと、これは我が国経済社会への危機がなくなるまで出すと。これは、今度の海賊対処法案というのは恒久法でありますので、これはその危機というものがやはりなくなる、つまり今の状況の中で、危険な状況が続かなくなるという判断が、なくすためには必要だと思つております。そういう意味で、先ほど来、あるいは先般来御議論いただいておりますように、ソマリア独自の周辺国における独自の言わば海賊コーストガード、治安というものが出ていくように、我が国としても、先ほど外務大臣が答弁されましたように、できる限り協力をしていきたいということでございます。

繰り返しますけれども、我が国経済社会に対する影響というものを考えながらこれを判断せざるを得ないと思ひます。

○米長晴信君 浜田大臣に伺う前に、今の金子大臣の御答弁の中で、我が国経済の脅威がなくなるまでというようなことをおっしゃいましたけれども、非常にあいまいなんですけれども。

例えば、じゃ海賊がワングループでもいれば、一隻でも被害に遭う可能性があれば出し続けるといふものなのか、まあそれじゃちよつとやり過ぎなので、年間件数が何件以下ぐらいまでは派遣するのか、その辺の、ゼロと一の世界を言っているのか、発生件数が、さかのぼつてまだ発生がそんなになかった何年ぐらいの程度に収まったら我が国としてはいったん引き揚げていいと思つているのか、その辺を、結構重要な部分だと思ひますので。

○国務大臣(金子一義君) これはやっぱり私から御答弁だと思ひます。

この状況が、今の起つてくる状況というのが改善しているかあるいは解消に向かつているか等々、総合的に判断せざるを得ません。一隻襲われたから、二隻だから、あるいはゼロ、まあゼロ

になればもうもろん要りません。でも一隻、二隻、まあ年間の、あるいは起こつてきている状況、これが改善しているか解消しているかという、やつぱり、これ委員、総合判断を内閣としてするということだと思ひます。

○米長晴信君 じゃ、その議論はなかなかかみ合わないでおいて、今度は、方針としては担当大臣の金子大臣の方からそういう方針だというあいまいな線引きがありましたけれども、今までも海上保安庁が出せないで海上自衛隊を派遣しているわけですけども、その海上自衛隊の今回の命令は当面何年間というふうに見ておられるんですか。

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に、先生、そういう何年という、大変そういう意味では我々とすれば負担がかなり大きくなるのは、これは当然のことです。

ただ、今回の法律の中でも、我々とすれば計画を立てて、要するに計画の更新をしていくわけですよ、当然、そのたびごとに、そのときの状況によつて、今、金子大臣がおっしゃったように、我々とすればこの時点で、今先生がおっしゃったように、じゃもう大分落ち着いてきたねということの判断というのは我々政策的な判断になるわけですから、今全体で何年と言われると大変これは答えづらいわけですが、しかしながら、今、先生が先ほどお話にありましたように、計画の、今までの補給支援法とかいろいろな法案を見ていけば、当然その計画を出して御報告をしているわけですよ。だから、逆に言えば、今言つたように、もしも半年なら半年とすれば、半年ごとにその状況を見ながら要するにやつていくことになりませんから、決してずるずるとすることには私はいらないと思ひます。

ただ、常にそのたびごとに我々は御報告をしながらやつていくわけですから、そこでの防衛大臣の判断でそこは引くこともできるわけでありまして、今の先生のように何年と言われてしまうと難しいんですが、要するに計画で定めた数か月の

間に状況の変化があればそれはやめていくという形になろうかと思ひますので、総トータルで何年というふうに今言われると私とすれば今の時点ではお答えできないわけですが、ただ、その区切りの中でやつぱり判断をしていくことになりまして、そこは御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○米長晴信君 まず、アデン湾で海賊の事案が二〇〇六年辺りから急増していると、国際社会がそれに対応しなきゃいけない。その国際社会の一員として日本がそれに賛同して守るとするのは、もう恐らく国民の皆さんに賛同されてもいいような気がするわけですけども、我々が議論しなきゃいけないのは、じゃ日本としてその現場海域でどういう活動をするか、どういう装備を持つてどういう形をするのが憲法に触れずに、あるいは国際社会から見ても受け入れられるような形で活動できるのかという、今までなかった新たな政策なわけですね。今年三月から派遣して、今までそういう船、出してはなかったわけですから。新たに出すと。

新たに出すというのはどういうことかという、期間まだ定まっていけないなんというところをおっしゃいましたけれども、これ今、現有体制で船を出すわけですから、今の日本の自衛隊なり海上保安庁の船は日本を守るためにあるわけ、それが半年、一年、二年程度だったらまあ今の現状の防衛に差し障りないということだろうと思ひますけれども、それが、このソマリア情勢が安定しない、見通しが分からないなんという、先ほど事実上そういう答弁でしたけれども、これがやつぱり十年ぐらい下手すると続く。

私これ、ずるずるというよりも、必要だったら日本、我が国がアデン湾を守るということを政策として決めて、その結果、安定的に日本関係船舶を中心に運航できればそれは立派なことだと思ひますけれども、それを、長くなったからといって、ずるずるという表現は私自身は使いたくないんですけれども、ただし、新たに二隻、二機、人

数でいうと自衛隊七百五十人、海上保安庁八人というのを派遣しているわけですから、日本からずっと出つ放しなわけですから、その分、じゃ例えば、防衛庁の事務方にお伺いしたいんですけども、今の体制でつと、仮に十年間出ている場合、全く日本の防衛に穴は空かないんですか。

いかなければいけないと思ひますけれども、ある程度サステナブルな形で運用はできるのではなからうかというふうに思ひます。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

海上自衛隊のこれまでの例えば艦艇の派遣状況というのを御覧いただきますと、アフガニスタンの補給支援活動というのは、護衛艦三隻、それから補給艦二隻と、五隻出ていた時期もございました。現在は補給艦一隻に護衛艦一隻というようにございまして、いろいろな状況に応じて変化をさせているというのがまず基本にございます。

まず、艦艇の場合に、非常に長期間出ておりますといろんな整備のサイクルの時期に当たつたりしますので、例えば今私どもで護衛艦が五十隻前後でございますけれども、このサイクルの中で一時的に稼働状態になる艦船の数というのは変動がございまして、したがって、それは非常に多いときは稼働状態が高いです、若干そのサイクルで、たまたまこの時期になると一隻、二隻整備に入らなからうかというところで稼働艦艇が減るというようなことはございますけれども、それはある一定の幅の中で対応できますので、例えばその派遣されている艦艇を、今の艦艇を少し長く使つとか、いろいろなやりくりによつて吸収できる幅というものがあるんだらうと。これが例えば常に五隻出すとか六隻出すということになると話は別でございますけれども、現在のレベルの程度であればそれなりに、若干の変動はしなからうかというところではないかと。

ただ、その過程において、いろいろな整備のサイクルでございましてか来たときに、常に護衛艦二隻の体制がいいのか、あるいはP3Cがそこに既に例えば派遣されて運用が定常化して、非常にそれが効果的であるというふうなことがあるとか、いろいろなそういう状況を考えながら、その計画の中で常に我々の判断を明らかにし、その計画の更新の段階において国会の御議論などないだきながらやつていくということでございますので、私は、ある程度の期間ということであればそれなりの体制はできるだらう。ただ、そのための整備費用とか必要な体制というのはきつちりして

それから、個々の艦艇の活動を考えた場合に、各国の活動状況もございまして、常に私どもの船が二十四時間必ず二隻ずつと張り付いてなきやいかぬというふうなことでは必ずしもありませんし、それは護衛艦である必要が必ずしもあるとか、そういうまさにいろいろな状況を見ながらやつていけば、十分その変動の範囲の中に収まるのではないかとというふうに考えております。

○米長晴信君 「ささなみ」、「さみだれ」クラスの、つまり今の行動、活動に必要な十分なクラスの船というのはどれぐらいお持ちですか。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

す。

あの現場で護衛能力を持った船としてどういったものがいいのかといったときに、ある特定のクラスというだけには限りませんけれども、言わば外洋的に活動できるものとしてあるものとしては、すべての五十隻が同じ能力かというところでは、そこまではございませんけれども、それはまさにそのミッションの内容とかいうことでやっていくことになるかと思えます。

○米長晴信君 いや、質問に答えてください。対象が海賊なんですよ。戦争じゃないんですよ。大きい船出しても意味ないんですよ。小さ過ぎても海保さんのように足りないという。今、必要十分と思われる船を出されたわけですよ、さぞなみ、「さみだれ」。そのクラスはどれぐらいあるかという質問に答えてください。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

護衛艦でございますと、いわゆるDDクラスというのがこの地域におけるミッションとしては比較的適しているかと思えますけれども、そういうもので申し上げれば、約五十隻ありますけれども、大体三十隻ぐらいが通常の護衛艦、つまり大型のイージス艦でありますとかヘリコプター搭載の護衛艦というものはなくて、普通の汎用型護衛艦というものでいえば三十隻程度でございます。

○米長晴信君 こういう答弁をされるから、シビリアンコントロール大丈夫なんだろうから、国会の事前承認が必要だということになるんですよ。いかにも、今、分母が五十隻の中から二隻程度回すんだから大丈夫かのような印象を与える答弁をされましたけれども、私が事前に聞いた限りでは、この同じクラス、やつぱり二十数隻、三十弱ということなんです。各区ごとに四隻ないし五隻いて、その中からやりくりして二隻出すという、それがあつた程度の期間というのが本当に長期化すれば、この地球の裏側まで行くミッションです。これは何らかの形で補てんしなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけれども

も、もう一度お答えください。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

したがいます。そういう状態が非常に長期化していくというふうなことになりますれば、現在、防衛力の在り方の検討というものをやっているところでございます。こうした場合に二つの要素を考えなければいけないというふうに思っています。

一つは、これまでのその海外の運用経験というものも踏まえて、こういった体制をある程度維持していくためにはどういった装備が必要か、あるいはどういった体制が必要か、あるいはどういった人員の育て方が必要かとか、そういった総合的な観点からの検討というのが一つあるかと思えます。それから二つ目は、本来任務になって、これをどういうふうな在り方検討の中で、あるいは新しい防衛計画の大綱の中で優先度付けをするかというところがございますので、そういう二つの要素を考えながら現在予定されております在り方検討の中で十分に検討をしていく。今日先生からいただいたような御意見も含めて十分その体制に反映させていくということになろうかと思えます。

○米長晴信君 今、防衛省の方とやり取りさせていただきましてけれども、本来は主管は海上保安庁のはずで、私がこの議論を通じて何が言いたかったかというところ、ある程度の期間というものが、これが許容の範囲を超えて、本場にソマリア情勢の不透明さと相まってこれが長期期間になったときには、やはりお金は掛かるかもしれない、人も掛かるかもしれないけれども、日本の防衛に支障があるならば新たに体制を組んでいかなきゃいけないだろうと。その場合は、今、海上保安庁の船を出せない特別な理由というのが幾つかあったと思うんですけれども、この際、この海賊対処あるいは同様の対処に必要十分な海上保安庁の船を改めて造って、それで対処してもいいぐらいだと思ふんですけれども、金子大臣、いかがですか。

○国務大臣(金子一義君) 今回、自衛艦にこの海上警備行動を取っていただいている、あるいは海

賊対処法ができ上がった後、自衛艦に出ていただくという特別な場合ということ、もう既に先生御存じのとおりであります。

ただ、こういう事案にかんがみまして、こういう遠方海域における重大事案に対処するための海上保安庁の装備の充実というのは、当然でありますけれども、真剣に検討をしてまいりたいと思っております。

○米長晴信君 真剣に検討するということは、例えば、今後、予算の要求をされるとか、船造るための予算を計上するとか、そういうことでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 委員御存じのとおり、現在海上保安庁が持っている装備の四〇％が耐用年数が来っておりまして、船舶で耐用年数二十五年、航空機二十年でありますけれども、四割がそれを超えていく。これをやはり、ソマリアだけではありません、こういう日本海周辺、不審船といったようなこともありまして、やはりきちんと早くこれを整備する海上保安庁の装備の緊急整備計画というのがありまして、現在その渦中にあります。

我々は、ソマリアだけじゃなくて、やはりこういう我が国周辺の体制というのをも今の哨戒体制で十分なのか、言うまでもありませんけれども、竹島にも尖閣諸島にも南大東島等々にも常時配置をしておりますけれども、今の哨戒体制というものをもう一遍検討しながら、具体的な予算としてどういうふうにしていくか、先ほど申し上げた来年以降の予算要求をどうしていくかということ、できればしたいということ、検討をしておるところであります。

○米長晴信君 先ほどの防衛省さんとのやり取りで、とにかくある程度の期間なら二隻出しても大丈夫だけれど、その先については非常にいいまいな答弁だったと思うんですけれども、ずばり本当じゃ浜田大臣にお伺いしますけれども、二隻ずつと出つ放しということは、大臣としては、これは

全く一点のすきもなく、日本の防衛今までと同じで大丈夫と思われているのか。そうでないならば、今の体制がむしろ過剰だったんじゃないかという疑問もあるんですけれども、その辺、お答えいただけますか。

○副大臣(北村誠吾君) 随時答弁をさせていただきますけれども、確認の意味でお答えさせていただきますけれども、現在、海上自衛隊は約五十隻の護衛艦を保有しております。アデン湾における海賊対処のために二隻の護衛艦を派遣しております、申し上げたとおりであります。これは、現在の我が国周辺の国際情勢を踏まえ、自衛隊の主たる任務である我が国防衛の体制を確保することを十分考慮した上で決定いたしております。派遣部隊の交代の時期も含めまして、我が国周辺における各種事態への対応と即応態勢は維持できていると考えております。

一方、我が省におきましては、現在防衛力の在り方等について幅広い検討を行っております。これは申し上げたとおりでありまして、この中で、海賊対処のための派遣を含む最近の自衛隊の国際活動の実績や国際平和協力活動の本来任務化等も踏まえつつ、将来の自衛隊のあるべき体制を明らかにしてまいりたい、しっかりとしたものをつくってまいりたいと考えておるところであります。

○米長晴信君 全然、作文読んでいただいたけれども、答えになっていないんですよ。本場に、いっ

○国務大臣(浜田靖一君) 我々、自衛隊は、今までいろいろな中で、かなり限られた中에서도しっかりとそれに対応するだけの能力を発揮してやってきておりますので、今後とも、そういった穴があつてはいけませんので、当然のごとくそうならないようにするために今努力しているところでございますので、その点についてはしっかりとやらせていただいております。

そして、今先生がおっしゃったように、そこに

派遣しているのが、我々とすればただ単に派遣しているわけではなくて、そこに任務があるからそこに出ていくわけでありますので、その点は当然、国民の生命、財産をしっかりと守るために我々出ろと言われているわけでありますので、隊員に対してもそういった形で出していますので、その任務というものを遂行してそれを完結するまでしっかりとやるということが、これが彼らの仕事でありますので、我々もそれを、今度は、じゃ日本の国内、守りは大丈夫なのかと言われたときには、それに対応してしっかりとやることを我々の任務でありますので、遺漏なきようやらせていただきます。思っておりますのであります。

○米長晴信君 今出しておられる自衛隊法八十二条を根拠にした場合は今の答弁で立派な答弁だと思ふんですけれども、この新法ができたなら、必ずしも日本人の生命、財産を守るといふ形の派遣ではないわけですから、それはちょっと若干ずれるが、できると思ふんですけれども。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々、自衛隊の役目として、この本来任務の中に国際協力ということが出ているわけでありますので、それはもう当然同じことであるので、まず、我々の第一義的には当然のごとく日本の国民の生命、財産を守るといふことがありますが、しかしながら、今回出ているのも併せて当然これからは国際協力の面もかなり大きくなってくるというところは事実でありますので、その点は、我々とすれば当然、今先生が御指摘にあったように、今度は広がるからといって何がかわるわけでもないということであります。

○米長晴信君 もう間もなく時間になりますので、締め切りますけれども、今日の議論を通じて何となく分かったことは、まず、この新しい新法を基にどういった体制でその新法を根拠とした活動を効果的にやろうかというビジョンが今日の段階ではまだはつきりは教えていただけなかったということ、もう一つは、取りあえず現行体制で日本の防衛に支障なくやっていくと。ここ、長引い

たら本場のところはどうかだということ、これは本場はちよつと答弁いただけなかったんですけれども、それ答弁いただけませんでしたけれども、要するに、この本法案の五条で海上保安庁がこれをやる、七条で特別な場合には自衛隊が出るというのは形だけであつて、もう事実上、この任務は未来永劫やることであつて、もう事実上、事実上であるということであるのでよろしいんですね。それ以外、これ以外形ないということですね。

○国務大臣(浜田靖一君) 当然これ、私どもはその法律に従つてやりますので、特別な場合において我々は活動するというものでありますので、それは政府の判断だと私は思っております。

○米長晴信君 いずれにしましても、いつになるか分からないミッションに七百五十人出して日本の防衛大丈夫なんだろうかというものは、今大丈夫ということとは、何か緊急的な対処で余力を持つということも当然我が国の防衛に必要であつて、それはある程度許容範囲の任期と距離において言えることであつて、やっぱり幾ら何でも地球の裏側まで行つて、それをいつになるか分からない期間派遣するというのは、答弁では今日は、穴が空くとは口が裂けても言えないでしょうけれども、それは、ただ、現実的には長期になればなるほどそれを補完するような体制を考えていかなきゃいけなくて、そのときには主管官庁である海上保安庁が、じゃ体制をどう組む、新しく船を造るようによ要求する、人員配置する、訓練する、そういうことをもつと歯切れよく今後答弁をしていただきたい。

今日はそのお願いだけ申し上げまして、いったん質問を終わります。
○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。ちよつと、入れ替わるんでちよつと、答弁者を入れ替えるんで、速記止めてください。
○委員長(樺葉賀津也君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(樺葉賀津也君) 速記を起こしてください。
○白眞勲君 まず、北朝鮮が行つたという核実験についてお聞きいたします。
まず、防衛省にお聞きいたします。
我が国は、この北朝鮮の核実験の発表以降、空中に拡散している可能性のある放射性物質の監視体制の強化のため、航空自衛隊機による大気の採取活動をしておりましてけれども、現在はどうなっているのか、お答えください。

○政府参考人(秋山義孝君) お答えいたします。防衛省は、五月二十五日の放射能対策連絡会議における放射能モニタリング強化の措置を受けまして、二十五日以降毎日、航空自衛隊機により日本上空において大気浮遊じんを採取を行い、分析を実施いたします。日本分析センターに輸送しているところでございます。

これまで防衛省が採取した大気浮遊じんの分析結果につきましては、日本分析センターから逐次、人工放射性核種は検出されずという通知を受けております。
なお、防衛省が採取しました浮遊じんの分析結果につきましては、他の省庁で行つております地上におけるモニタリング結果と併せまして政府として内閣官房から公表されております。

○白眞勲君 今も飛んでいるんですか。
○政府参考人(秋山義孝君) 失礼しました。本日まで飛んでおります。本日午前中にも一回飛んでおります。

○白眞勲君 今、何も今のところは発見されていない、そういうものはないという御答弁だったと思ふんですけれども。
文部科学省さんいらつしやると思ひます。文部科学省さん、今の状況についてお知らせいただきたいと思ひます。
○政府参考人(中原徹君) お答え申し上げます。文部科学省といたしましては、五月二十五日の放射能対策連絡会議代表幹事会申合せに基づきまして、各都道府県等の協力を得て放射能の測定体

制を強化して、日本国内への影響について調査を行つておるところでございます。
具体的には、空間放射線量の測定、それから地上の大気の浮遊じんの採取、測定、それから雨水などの降下物の採取、測定、それから地上におけますキセノンの採取、測定、こういったものを当省において実施しているところでございます。

これらの測定結果につきましては、五月二十六日以降、毎日でございますが、内閣官房に報告の上、公表されておるところでございますけれども、これまでのところ異常値の検出はないというふうに承知してございます。

○白眞勲君 これ、当然採取して分析に回して、分析結果が出るまで大体タイムラグというのはどれぐらいあるんでしょうか、タイムラグはどのぐらいあるんでしょうか。
○政府参考人(中原徹君) 空間線量率やそれから地上大気浮遊じん、それから降下物、キセノン等々の各場合につきましてはいろいろと差がござい

ます。
具体的には、空間放射線量でございますと、これ比較的早く数時間で測定して結果を報告することがございます。地上の大気浮遊じんの採取、測定等になりますと、採取する時間がそもそも二十四時間ぐらい掛かりまして、またその分析には六時間ほど掛かるというふうに承知してございます。それから、キセノンでございますと、もつと長い時間が掛かるというふうに聞いてございます。
○白眞勲君 核実験を行いまして、やはり浮遊している大気物質というのはどうなんだというのは非常にやはり国民にとつてとても関心のあることだと私は思っているんです。
当然、飛んでいる最中に、といつても、何かよくSF映画みたいなのだと、ガイガーカウンターというんでしょうか、ビピビッと鳴つちやつたりとかいうのもあるわけであつて、何かやつぱりその場でばつぱかばつぱか分からないと、これ本場に国民としても、何というんでしょう、ちよつと気になるところなんです。例えば、今日飛んでい

る、今朝飛んでいると、もう今日は大丈夫ですというぐらいうつぱり、何というんでしょう、技術的な進歩というんでしょうか、そういうのをどろんどろん研究しないといけないんじゃないですか。どうですか、これ。

○政府参考人(秋山義孝君) お答えいたします。

今のような状況になっていきますかといいますと、大体飛行機で上空に上がりまして一時間程度飛行してちりを集めてまいります。それを地上に降りまして航空基地から千葉まで運びますのに更に数時間掛かります。それで、放射線の検出につきましては、主として放射能じんにつきましてはガンマ線の検出を行っておりますが、微量でございますので瞬時というわけにはまいりませんので、大体八時間程度一回の検出に掛かるというふうに聞いております。

そういうことで、大体長くて一日、状況によってちょっと短いと思いますが、飛行中に極めて微量の物質を直ちに検出するのは今の技術ではちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

○白眞勲君 技術が難しいのはしょうがないにしても、運ぶ時間というのは何とか短縮することができんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

これ、防衛大臣でいいのかどうか、これ、内閣の一員としての防衛大臣としてお聞きしたいんですけれども、やはりこれ、何とか早い方向で考えるようにちよつと内閣でも考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 私の方からすれば、今回のちりを集めるのを我々の方が委託されておるわけでありまして、我々の方で技術開発というのはなかなか大変かもしれません。

しかしながら、いろいろな意味で、これだけ技術の進歩あり、そしてまたそういった必要性があるということであるならば、当然これは予算面の措置ということから始まるかと思っておりますので、これは政府全体でお考えをいただくことだと思

ますので、私からはその程度にとどめさせていただきます。

○白眞勲君 北朝鮮は四月に使用済み核燃料棒の再処理作業を始めたことを明らかにしましたけれども、この再処理によって大気中に放出されるかもしれない核関連物質の集じん作業というのも併せてこれ文部省さん、行っているんでしょうか。

○政府参考人(中原徹君) お答え申し上げます。先ほど御説明申し上げましたとおり、日本の原子力のいろんな施設に対しましていろいろな環境のモニタリングを行うという観点からいろいろな施設を整備してございまして、そういったものを利用いたしまして、先ほど申し上げました空間放射線量ですとか地上の大気浮遊じんですとか降下物ですとか、そういったものを測定しておるところでございます。

○白眞勲君 ということは、今のところ、そういったいわゆる今回の核実験ではない、核燃料棒関連についてもまだそういったデータというのは出てないということでしょうか。測定の結果、異常値の検出はないというふうに聞いてございます。

○政府参考人(中原徹君) 今のところ、測定の結果、異常値の検出はないというふうに聞いてございます。

○白眞勲君 外務省にお聞きいたします。イギリスからこの核実験に関連して航空機が飛来したとのことですけれども、どんな航空機なんでしょうか。それで、いつからいつまでいるんでしょうか。

○政府参考人(梅本和義君) 英国空軍機VC10という飛行機がございまして、これが五月二十七日から昨六月三日まで、国連軍地位協定に基づきまして、国連軍としての朝鮮半島の平和と安全の保持のための活動に必要な補給等の任務のために嘉手納飛行場を一時的に使用していたということは承知しております。

なお、同型の飛行機は二〇〇六年の十月にも来ておりますが、私ども、その同機の活動の詳細については、軍の運用に係ることでもございまして、また関係国、特に英国との関係でお答えは差し控

えたいということで、恐縮ながら御了承いただきたいと思います。

○白眞勲君 VC10の何型ですか。K1とかK3とかあると思いますけれども、何型ですか。

○政府参考人(梅本和義君) そこまでは承知しておりません。

○白眞勲君 日本に来たということになりますと、これ呼んだんですか、それとも来たんですか、向こうから自発的に。その辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(梅本和義君) これは、国連軍としての活動を行いたいということで、国連軍地位協定に従いまして先方から通告があったということでございます。

○白眞勲君 イギリス軍の航空機の場合、これ日米安保条約とは全く関係ない、枠外ですけども、そうしますと日本側からは要請してないんですね。

○政府参考人(梅本和義君) 日本側からの要請ということではございません。

○白眞勲君 運用に関する費用はどちらが負担しているんでしょうか。

○政府参考人(梅本和義君) これは、私どもは一切そういう意味でこの運用について費用を負担しているわけではございません。恐らくイギリスが自分で負担しているんだろうというふうに思っています。

○白眞勲君 つまり、前回は公表したんですね。○政府参考人(梅本和義君) 前回は公表ということとはしていないんじゃないかというふうに思っています。

○白眞勲君 浅野副大臣、お答えになっていきますよ。

○政府参考人(梅本和義君) 浅野副大臣は御答弁になりました。そこは記録にもあるとおりでございます。

○白眞勲君 浅野副大臣は答弁しましたけど、今回は言いませんというのでしょうか。

○政府参考人(梅本和義君) 浅野副大臣は、当時はお答えになりました。今回は、私もイギリス側ともいろいろ連絡をしておりますけど、これは公表しないということで先方が言っておりますので、そうである以上私どもの方から御説明はできないということでございます。

○白眞勲君 つまり、前回は先方は公表してもいいというふうに言っていたわけですね。

○政府参考人(梅本和義君) 前回について、これも、イギリス側とのやり取りの詳細は申し訳ございませんけれども明らかにするわけにはいかない。ただ、浅野副大臣が御答弁になったということとは記録にもあるとおりでございます。

○白眞勲君 これ非常に重要な問題だと私思うんですね。VC10がここにわざわざやってくるんですよ。それで、核の実験の後にはやってくるんですよ。前回もそうでしたよね。今、燃料補給のためにやってきたとか何かのうてんきなことをおっしゃっていますけれども、そんなわけないでしょう。わざわざ何でイギリスの飛行機がここまで燃料補給にやってくるんですか。それは集じん飛行をするためにここに来て、燃料補給をするために来たということなんじゃないんですか。

思いますか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 先ほど参考人から御答弁いたしましたように、国連活動の一環として我が国の嘉手納に立ち寄って給油をしたというふうには先ほど御答弁したと思いますので、給油のために来たというふうには委員がおっしゃいましたけれども、私の理解は国連活動のために来て給油に立ち寄ったということではないかと思えます。

○白眞勲君 何日でしたっけ、二十七日から六月三日まで給油のために立ち寄ったんですか。言い方おかしいじゃないですか。

○政府参考人(梅本和義君) もう一度繰り返して申し上げますけれども、国連軍としての朝鮮半島の平和と安全の保持のための活動に必要な補給等のため嘉手納飛行場を一時的に使用していたということでございます。

○白眞勲君 つまり、補給がメインなんですとか、それとも補給等の等がメインなんでしょうか、どっちなんですか、それ。

○政府参考人(梅本和義君) これは嘉手納の使用ということでございますので、嘉手納の使用は、あくまでもこの朝鮮半島の平和と安全の保持のための活動に必要な補給等を行うということで嘉手納を使用したということでございます。

○白眞勲君 これ以上やって、今日は大分時間もいただいているんですけど、ほとんど時間が過ぎていっちゃいますので、またこれやりますので、ちょっと先に進めたいと思いますが、防衛省にお聞きいたします。

北朝鮮は北西部の平安北道東倉里という場所、長距離弾道ミサイルテポドン2の改良型と推定される物体を列車で運び込んだと複数の外国のメディアで報道されていますけれども、その点につきまして大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(浜田靖一君) 御指摘の報道につきましては承知しておりますけれども、各種の報道に対してコメントすることは、これは差し控えさせていただきますかと思えますけれども、しかしな

が、なおこれまでの状況等を総合的に勘案すると、北朝鮮が弾道ミサイル発射に踏み切る可能性は否定できないものと考えておるところでございます。

いずれにせよ、我々防衛省としては、情報収集、分析に努めるとともに、万全を期してまいりたいというふうに思っているところであります。

○白眞勲君 また、韓国の報道によりますと、韓国の統合参謀本部、軍事指揮本部を訪問した韓国の国会の国防委員会の委員に、北朝鮮が南東部の江原道旗川郡、キテリョンと言いますが、先ほど申し上げたICBMですね、大陸間弾道ミサイルとは別に中距離弾道ミサイル、これは射程が千三百キロのノドンミサイルと推定されていますが、場合によっては二〇〇七年に実戦配備したんじゃないかと言われているこれよりも二・五倍ぐらい射程の長い三千キロの新型ミサイルの可能性もあるというふうには言われているんですが、少なくとも三発以上の発射可能性もある。この点については、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) そういった報道に対してのコメントは同じ答えでありますけれども、今お話にあったように、先ほど申し上げたように、弾道ミサイルの発射についてもその可能性は否定できないと申し上げましたが、この二〇〇六年の七月五日に北朝鮮がミサイルを発射した際には、テポドン2のほかに旗川嶺からノドン及びスカッドであったと見られる六発の弾道ミサイルが発射された。こういうことも、ミサイルも発射されたという点も十分に踏まえ、今後も情報分析に、収集に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○白眞勲君 これ、実は私報道を聞いて、韓国国防委員会に聞いてみたんですよ、電話で。そうしたら、事実だと言っています。つまり、何が事実かという点、統合参謀本部が韓国の国会議員に説明をしたそうです。中には聞いていない国会議員がいたらしくて、国防委員会の方から参謀本部にも一回問い合わせをしたら確認取れたと言っている

ので、これは本当に正式に、韓国軍は国民に対して、国会ということは国民に対してきちっとノドンミサイルかこの三千キロの射程が分かっているけれども、ともかくこのミサイルを配備している、発射の可能性ありということを説明しているというふうになっているんですね。

御存じのように、まあ私が言うこともないですけど、ノドンミサイルというのは、これは射程がそうだったものである以上は、これは韓国だけではなくて日本にも極めて重大な脅威になり得る可能性があるということですから、もう少しこの辺は踏み込んで、これ防衛大臣、ちょっとお話しただきたいと思えますね。これは本当にどうなんだろう。当然韓国の国防部長との連携はしていると思えますので、その辺についてはどうなのか、もう一回お話しただきたいと思えます。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、先生がおっしゃったように、情報の交換というのはこれは当然しているわけでありまして、それに対して我々の方が韓国のいろいろなインテリジェンスの関係をなかなか言うのは難しいところもございます。

ただ、我々とすればいろいろな判断材料として、今先生がおっしゃったように正式にどうこうするということは、またこれ政府全体として対応することになるかと思えますので、今この時点で私からのコメントというのは避けさせていただきます。

○白眞勲君 いや、これは政府全体である以上、さつさとこれやるべきだと私は思っているんですよ。やはり政府としてどうするんだと、これについて。

だったら、例えば韓国の統合参謀本部はそう言っていますよということ言うだけだとして私はいいと思うんですよ。そのインテリジェンスの問題があるから、自分たちから言わなかった方がいいんですよ。そういうことを言っていますよということ公式に韓国国防部長は認めていますよという言い方だとして私はいいと思うんですよ。そ

れについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) それも含めて検討させていただきます。

○白眞勲君 いや、検討ではなくて、それは当然情報として持つていらっしやるんですから、そこはちょっと、しつこいようですけれども、やはりきちっと、重大な脅威なんです、この辺はもう少しお話しただきたいと思えますね、検討じゃなくて。というのは、もうミサイルですからね。この前は何か、彼らは衛星だとかなんだとかと、人工衛星だみたいなことを言っているんですが、ミサイルということになると、これは予告なしに発射する可能性があるわけですから、やはりそこはもう少し踏み込んでお話しただきたいなというふうに思えます。

○国務大臣(浜田靖一君) その点も含めて、要するに航行制限区域等々のまたそういった発表等もまだ我々とすれば把握していないところでありまして、そういったことも勘案しながら、先生のおっしゃるような、遺漏なきように政府として対応していきたいというふうに思いますので、もう少ししばらくお時間いただければと思います。

○白眞勲君 じゃ、しっかりとそこは、韓国国防部長が発したんだということを踏まえて、これは日本政府としてもどういうふうに対応するかというのはいよいよお考えいただきたいと思うんです。

何か高見澤さん言いたそうなんです、どうぞ。

○政府参考人(高見澤将林君) ちょっと事実関係のことなんです念のためなんです、私も今まで、いろんな韓国の報道機関で韓国の国防部長が公式に発表したというふうな報道がされておまして、いろいろ調べておきますと、かなり韓国の場合は、いわゆる国会の専門の委員会の場外には言わないという前提で、そういったシステムがあつて、その中で韓国の国防部長がいろんな説明をしている。その内容について国会の委員の方々がプレスに聞かれた場合にお話しになったりしているというふうな経緯があるようでございます、私ども

も、韓国の国防部の正式な発表というものについてはそれは当然我々も知る立場にありますし、報道であつたか公式に発表したかというようなことで報道されているものについて我々も確認をする、そうでもない、あるいは必ずしも正確でないというようにもございまして、その辺はいづれにしてもきちつと確認をさせていただきたいと思ひます。

○白眞勲君 じゃ、高見澤さん、今回の弁は、報道について確認したんですか。私は確認したんですよ。私は電話したんですよ。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えします。

それはまさに白先生のお立場もあるのかもしれないが、私もとしては、報道機関に対して、国防部、正式な答えがいわゆるプレスガイダンスとして答えるような場合と公式な発表というのはそれは違ふんじゃないかと思ひますけれども、いづれにしてもその点はよく調べさせていただきたいと思ひます。

私が申し上げましたのは、調べさせていただく前提としてそういったこともあるのということとで申し上げさせていただきました。

○白眞勲君 混乱させないでくださいよ、この委員会を。いや、僕は一般論として聞いているわけじゃないんですよ。報道ベースのことは、私だつてそれぐらいのことは分かっていますよ。

ですから、私が申し上げているのは、韓国国防部がちゃんと認めてちゃんと国会議員に話して、それをもう一回韓国の国会が国防委員会の方でちゃんと一回聞き直しているんですよ。そこまでやっているということは、しつかりとその辺は、今までの何かあやふやな情報かもしれないよとか、それは何か、何ですか、秘密の情報なんだからそれは何とかかかんととか、報道ベースだとか、そういう話じゃないで、次元が全然違いますから、そのお話、高見澤さん。それはちよつと別な意味で、私の今やっている何かシナリオを壊さないように是非お願いしたいと思ひますね。

今回、ちよつと防衛大臣にもう一回お聞きしたいんですけれども、射程が三千キロの可能性もあるわけですね。これ、可能性としてですよ。今回のような新型ミサイルの場合、これを日本が迎撃する能力というのはあるんでしょうか。SM3、現在のSM3で大丈夫なんでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) その点については、当然、いろんなミサイルの能力等を勘案すれば当然対応できるものと思つております。

○白眞勲君 何か後ろでこそ言つてくれますけれども、SM3、新しい形のSM3、私は必要なんじゃないかなと思ふんですけれども、その辺の技術開発はどうなんでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 一応ケース・バイ・ケースによつて今先生のおっしゃった新しいものに対応できるというのは確かに出てくるかもしれないし、その点は今我々もいろんな想定をしながら研究開発をしているところでありますので、先生の御指摘の点というのは当然あるべきことだと思ひますが、いづれにしても、今後そういったものも頭に入れたつて研究対応していくことになるかと思ひます。

○白眞勲君 今、先ほどですが、防衛大臣がまさに前回の二〇〇六年のミサイル発射と同じような現象が起きる可能性だつて否定できないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりこれも立て続けに旗幟で前回は発射しているわけですよ。今回も同時発射する可能性というのは否定できないと言つて韓国の専門家もいる。ということは、北朝鮮が、ICBMの迎撃可能性について、ミサイルを一発ではなくて何発も発射の場合に日本のミサイル防衛システムというのは対処できるんでしょうか。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

ミサイルの発射のいろんなやり方ということを一一般論として申し上げますと、一つは、単純な目標に対して単純に一発を発射するというようなこととあると思ひますけれども、同時に多数の目標

を一発ずつ同時にやるというような攻撃の方法もございまして、あるいは一つの目標に対して集中して同じ弾が落ちてくるようにするという、いわゆる同時着弾的な攻撃等々もあろうかと思ひます。

それから、発射の形態といたしましても、これもあくまで一般論ですけども、かなり高くほうり上げて落としてくるような、いわゆるスピードを高めてやるような攻撃の仕方いろいろなのがあらうと思ひますので、そういったいろんな私どもとしては状況も考えながら、それぞれのシステムといたつてどういう能力を持つのかということについては常に研究をしていくと。

それから、目標がいろいろ識別しにくいというようなケースもございまして、そういう意味で、センサーからいわれるこちら側の対処まであらうるフェーズにおいて一番いい方法というものを常に検討をしていく、その際に日米の協力も考えながらやっていく、また我々自身の独自の能力というものもきちつと備えていくという、そういう前提でやっております。

したがつて、こちらからまた撃つ場合も、SM3もあればPAC3もあるということで二層防御で考えておりますし、その目標に対する対応というのでもいろんな効果的な方法を考へているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○白眞勲君 いや、研究しているとか考へていると言われちゃうとちよつとこつちも困るんですよ。私が聞いているのは、今現在対処できますかということを知りたいんですよ。

今後、それはいろんなやり方ありますよ、それはまた逆に、それをこつちがこうやったら、じゃ、こうやっちゃえ、ああやっちゃえということになるからなかなか言いにくい部分はあるかもしれないが、少なくとも現状の今の体制で大丈夫だということについては国民は心配しているんですよ。これ、ちよつとお話ください。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

いわゆるノドン級のミサイルに対しては現行のシステムでも十分な対応ができるというふうに思つておりますし、そのシステムを最大限に發揮するためのいろんな訓練というものを常に重ねているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○白眞勲君 海上保安庁にちよつとお聞きします。

今後、北朝鮮に関する国連安保理の制裁が強化される可能性というの指摘されているわけですね。そういう中で最近PSIについて話題が大分出てきています。当然日本としても、今後PSI、阻止活動については関係国と密接に連携して、例えば海上自衛隊の艦船や海上保安庁の巡視船や航空機による警戒監視活動等も実施して、情報収集活動で得られた情報に関係国が共有できるようにする訓練などもしているんだと思ふんですね。

質問は何かというと、例えばアメリカなどがPSI参加のために日本近海に来て、海軍の艦船と現在の法体系の中で連携をしていかなければならないということもあり得ると思ふんです。私は、海上保安庁として、つまり各国の連携という観点からその辺り大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 今のPSIでやるということの、国内法の範囲内でやると、こういうことになつております。したがつて、実際に検査をするといったことは、日本の国内法の範囲内で海上保安庁が私どもの巡視船を出して検査をしていくということになります。

ただ、先生御指摘のとおり、情報共有とかそういった面ではすることの必要性もあらうかと思つておりますし、また、そう頻度は多くありませんけれども、年に一回程度、PSIの訓練というのをアメリカ、オーストラリア等含めてやつております。

○白眞勲君 つまり、情報共有の訓練というのをアメリカとかオーストラリアと一緒にやつているんだということよろしゅうございしますね。

○政府参考人(岩崎貞二君) 訓練でございしますと

葉を使ったという事でいいですよ。

○政府参考人(石川和秀君) 重要なことは、六者会合というのは最も現実的な枠組みで引き続きあるという認識の下に、これをより効果的にするためにどうしたらいいかというのを考えることが重要であって、そのために過去どうであったかというのを改めて振り返ってみたいということだと思います。

○白眞勲君 これ拉致問題も全く進展していませんよ、六者協議という枠組みの中でも含めてですよ。この間、これについての反省というのはいかがなんでしょうか。

○政府参考人(石川和秀君) 今回のスタインバーグ国務副長官の訪日の目的は、核実験の後を受けた形の日米間の意思疎通の充実と更なる連携ということが専らでございますけれども、当然のことながら、その意見交換の中においては、拉致問題の我が国にとっての重要性ということも改めて日米間で確認をしたところでございます。

○白眞勲君 外務大臣にお聞きいたします。

今、拉致被害者の御家族の皆さんというのは、なかなか進展がしていないこの拉致問題について非常に辛いお心を持っていらつしやるというふうに思っておりますけれども、その辺、政府は今、こういう北朝鮮の状況を見ながらどのように大臣としてはお考えでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 長い間の我が国にとつての最重要課題の一つでありまして、私も一生懸命取り組んでるところであります。現状は、今委員からお話ありましたように、なかなかこの拉致被害者の帰国というものが実現をしていないのは大変に残念なことでありまして、私も、昨年、北朝鮮との間では、日朝の間で拉致被害者の調査のやり直しを全面的に行うと、そういうことであれば、私も今行っている対北朝鮮措置、これについてはこれをまた解除する用意があるということと合意をしているわけでありまして、このことにつきましては我が国の政府の方針も変わっておりませんし、変わっていないというところは再三北朝鮮に対してもいろいろなところの発言でこれは表明しているところでもあります。

また、北朝鮮側も、ミサイルの発射、核実験等がございましたけれども、この拉致の調査についてはこれをやめるとかそういうような今まで発言等はなかったと、そういうふうな認識しております。私たちは、今参考人からお話ししましたように、いろいろな機会を通じてこの問題を国際社会にも訴え、協力をお願いし、また六か国協議の中のまた一つのこれは重要課題として共同してこれに取り組んでいくということで働きかけをやっているわけでありまして、そういう意味では、成果がなかなか上がっていないというところは大変に残念なことでありますが、引き続き一生懸命やっていく、そういう決意でございます。

○白眞勲君 今大臣の方からも、いろいろな機会を通じてこれからの働きかけをしていかなければいけないというふうにおっしゃったと思うんですが、これでも、今、北朝鮮をめぐる動きなどの安保理決議について、これ日本のやはり意思というのはどうなんだと。やっぱり拉致の問題があるわけですね。総理もしつかり対応していきたいというふうな御答弁されておりますし、安保理決議、もう間もなく、今やっている最中だと思っておりますけれども、その内容についてはどうであれ、我が国としてはこの拉致を入れたのか入れたくないのか、これについて、外務大臣、どういうふうに思っていますでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 今回、まさに幾日か続けて精力的にニューヨークの国連の安保理で決議について協議が行われているところでございまして、おっしゃいましたように、内容についてはここで触れることは控えさせていただきますけれども、我が国としては、追加制裁を含むことができる限り強い決議を迅速に採択することが大事だということで当初から積極的に働きかけをやっているところでございますが、拉致の問題につきましても、これはこの決議の中で、前文で、前回の決議におきまして、正式な文言を私ちょっと今失念いたしましたけれども、人道的な、人道上の懸念という表現でたしか前文にもこれが載っておりますし、今回もそういう形で載せるべきだということ、強く主張しております。また最終的にこれが決議案がまだ表に出たり、これが決まっているわけでありませんので何とも今の時点では申し上げられませんが、そういう形で採択されるように我が方としては主張しているところでございます。

○白眞勲君 日中相電話会談、この前、外務大臣、行われたと思うんですが、安保理は適度な対応をしバランスの取れた決議を採択するということを先方の外務大臣がおっしゃったという報道があるんですが、やっぱり今ポイントになるのは中国の出方だというふうに思うんですね。

ちよつと、一番重要なことを、まずポイントを聞きたいんですが、中国は今回は決議を出すことについては合意しているんですか、内容はどうか。決議は出すというとはいいいと云っているんでしょうか。それだけちよつとお聞きしたいと思うんですが。

○国務大臣(中曽根弘文君) 私は、中国の楊潔篪外交部長とはASEMの会合のときあるいは電話会談等で意見交換をし、また我が国の立場を強く中国側にも表明しているところでありますけれども、中国側の立場は今度も非常にはつきりしておりまして、北朝鮮が再び核実験を行ったというところについては断固として反対である。そして、当面の情勢の下で、安保理が適度な反応をし、バランスの取れた決議を採択することに賛成すると。さらに、安保理決議と制裁だけでは問題は解決できない。圧力を加えるとともに、また交渉に北朝鮮を引き戻す必要がある旨、そういうふうな述べているわけでありまして、でございます。

○白眞勲君 いや、でございますではなくて、最後までちよつと云ってください。

○国務大臣(中曽根弘文君) そういうことで、中国としても決議の採択が必要であると、そういう認識でございます。

○白眞勲君 これ、オバマ大統領も電話でどうも会談しているようですので、是非、これ麻生総理も中国の外務大臣とかあるいは胡錦濤さんとかよく話をそろそろしていただいて、しっかりとした対応をしていただきたいというふうをお願い申し上げます。

では、海賊対処法案についてちよつとお聞きいたします。ちよつとじゃない、大分お聞きいたします。

アメリカ沿岸警備隊のソマリア沖における海賊対策についてこの前私お聞きしたんですけれども、外務省の梅本北米局長は、沿岸警備隊の艦船が出ているというふうには聞いたことがございませんとお答えになっていましたけれども、私が沿岸警備隊のホームページに艦船が出たということをお知らせした後に、六月一日に一枚のペーパーを当外交防衛委員会理事会に提出しました。このペーパーを見ますと、アメリカ沿岸警備隊は活動したということよろしゅうございますね。

○政府参考人(梅本和義君) 委員御指摘のとおり、六月一日に私も資料を提出させていただきました。それによりますと、アメリカの沿岸警備隊についてはソマリア・アデン湾で海賊対処活動を行っていたことがありまして、ただ、現時点においては、五月二十八日現時点においては船はいないと、こういう回答があったということを御説明申し上げます。

○白眞勲君 つまり、今まで説明したのはうそだったということですね。

○政府参考人(梅本和義君) 私どもの説明が、調査が必ずしも十分でないということと、結果的にホームページあるいはいろいろなところと違うことを申し上げていたということは申し訳なく思っております。

○白眞勲君 これ、申し訳ないと思っているじゃ私は済まない話じゃないのかと思うんですね。今まで、この法案の最初からですよ、私、ばつ

と見たら、ちよつとこれ、しおり見えますか、これ。(資料提示)これ全部皆さんがそれぞれ御答弁された内容ですよ。海軍が出ているんだと、こう言っているんですね。海軍が活動している。これ、金子国土交通大臣、岩崎海上保安庁長官、中曽根外務大臣、別所外務省総合政策局長、そして梅本北米局長が同じことを説明されていますよ。これ、ずっと虚偽の答弁を繰り返していたじゃないですか。この責任はどうお取りになるんでしょうか。

まず、金子大臣、ちよつとお答えください。

○国務大臣(金子一義君) 今回、特別な場合ということで、第一義的に海上保安庁であります。自衛隊に出動していただくということ、これは決して、海軍が他国が出ているからということ以上に、私がこれまで説明してまいりましたことは、距離が遠いということ、それからロケットランチャーという重火器を海賊が使っているということ、それに対して海上保安庁が持っている現有の装備ではソマリア沖海賊対策の海賊行為対処ができないがゆえに自衛隊に出動していただくことでありまして、決して意図を外れるものではありません。

○白眞勲君 いや、私が言っているのは意図とかではないんですよ。今までずっと皆さんが御答弁されていたのが違っていたんじゃないんですかというのを私は申し上げているわけですね。

金子大臣は、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として海上保安庁の巡視艇を派遣することは、日本からの距離、今おっしゃいました、確かに、海賊の所持する武器、それもおっしゃいました。と同時に、各国海軍の軍艦等が対応していることなどというふうに言っているんですね。そうおっしゃっているんですよ。これ本会議でおっしゃっているんですよ、金子大臣が衆議院の本会議で。これ、どうですか。虚偽答弁していたんじゃないんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 私ども海上保安庁としても、米国のコーストガードの動きについて十分把握してはなかった、必ずしも正しくない答弁をしたということについてはおわび申し上げます。

私も、米国のコーストガードについて、別に定期的なルールがあるわけじゃありませんけれども、情報収集したりホームページを随時調べたりしておりますけれども、その中から漏れたこととございます。

大変申し訳なく思っております。

○白眞勲君 いや、大変申し訳ないと思っております。では、私はもうこれは済まないと思っております。一回言った、二回言ったのだらいいですけれども、何度もおっしゃっているんですよ、これも。二〇〇八年の十二月の十二日のこれは衆議院長島昭久議員の質問主意書から、私が調べられただけでも、これ何個だろうな、数えられないぐらいと言っているじゃないですか。それで今になって、これ全部答弁間違っていました、申し訳ございませんでした、私、これ済まないと思っております。これはもう本当に、これじゃ何のために我々議会でこれやっているんですか。

○政府参考人(高見澤将林君) ミリタリー・バランスというのは、ロンドンにあります国際戦略研究所、IISが毎年の各国の軍事力あるいは準軍隊等の保有状況を示しているというふうにいるんです。

○白眞勲君 さすがやはり、さすがと言っちゃ申し訳ないぐらい、これは当たり前前の状況ですよ。そのミリタリー・バランスを見ると、これはアメリカも日本もコーストガード、載っているんですよ、これ。ミリタリー・バランスにちゃんとアメリカと日本のコーストガードが載っていて、日本の方にも準軍事組織である、書いてあるんですよ、これ、海上保安庁は。種類が違いますということ、これはもちろん当たり前前でしょう、それは。船が違えば種類違いますよ。組織が違えば当然中身が違ってくるんですよ。大きな枠組みの中でのコーストガードというのは一緒なんじゃないんですかということをおっしゃっているわけですね。

そういう中で、今までの御答弁について、これどう責任取るんですか。これ、岩崎長官、今、申し訳ないと思っただけじゃ私済まないと思う。これ、国会はかかっていますよ。与党の皆さんもそうですよ。与党も野党もこれ今までもずっとそういう議論をしていて、今になってそういうことと言われたって、これ、何のために我々議論していたんですか。お答えください。

○政府参考人(岩崎貞二君) 繰り返しになりますけど、私どもの情報収集も十分でなかったこと、それからそうした答弁をしていたことについてはおわび申し上げます。

それから、もう一点お話しさせていただきますけれども、その雑誌には、海上保安庁もそうした準軍隊であるというように諸外国で取り上げられたことは承知しておりますけれども、先ほど大臣が答弁しましたように、アメリカのコーストガードと日本のコーストガード、確かにそれは準軍事的なところでは共通しておりますけど、本質的に違っていると私は思っております。アメリカのコーストガードは第五軍と言われております。それから、日本の海上保安庁は海上保安庁法の二十五条で軍隊としての機能は有しない、してはいけないと、こういうふうに入っています。

○国務大臣(金子一義君) 当時の情報、我々がいただいた情報はコーストガードが出ているという情報はありませんでしたので、そういう趣

旨で発言をしたところであります。

○白眞勲君 当時の情報と言いますが、これはホームページ、これ海軍の研究所のホームページ、これ二月のホームページに出ているんですよ、もう。CTF151にボウトウエルという沿岸警備隊の船が出ますよということが二月の時点で出ているんですよ。これ三月ですね、これ、この法案が出たのは。もうその前に、もう二月のホームページでアメリカは公式に発表しているんですね。発表しているにもかかわらず、今その時点ではということだと、全くもってこれ調べていないということじゃないですか。

岩崎さん、ちよつとお願いしますよ。岩崎さん、これ、いつこれ調べているんですか。岩崎さんも答弁されていますよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 私ども海上保安庁としても、米国のコーストガードの動きについて十分把握してはなかった、必ずしも正しくない答弁をしたということについてはおわび申し上げます。

私も、米国のコーストガードについて、別に定期的なルールがあるわけじゃありませんけれども、情報収集したりホームページを随時調べたりしておりますけれども、その中から漏れたこととございます。

大変申し訳なく思っております。

○白眞勲君 いや、大変申し訳ないと思っております。では、私はもうこれは済まないと思っております。一回言った、二回言ったのだらいいですけれども、何度もおっしゃっているんですよ、これも。二〇〇八年の十二月の十二日のこれは衆議院長島昭久議員の質問主意書から、私が調べられただけでも、これ何個だろうな、数えられないぐらいと言っているじゃないですか。それで今になって、これ全部答弁間違っていました、申し訳ございませんでした、私、これ済まないと思っております。これはもう本当に、これじゃ何のために我々議会でこれやっているんですか。

○政府参考人(高見澤将林君) ミリタリー・バランスというのは、ロンドンにあります国際戦略研究所、IISが毎年の各国の軍事力あるいは準軍隊等の保有状況を示しているというふうにいるんです。

○白眞勲君 さすがやはり、さすがと言っちゃ申し訳ないぐらい、これは当たり前前の状況ですよ。そのミリタリー・バランスを見ると、これはアメリカも日本もコーストガード、載っているんですよ、これ。ミリタリー・バランスにちゃんとアメリカと日本のコーストガードが載っていて、日本の方にも準軍事組織である、書いてあるんですよ、これ、海上保安庁は。種類が違いますということ、これはもちろん当たり前前でしょう、それは。船が違えば種類違いますよ。組織が違えば当然中身が違ってくるんですよ。大きな枠組みの中でのコーストガードというのは一緒なんじゃないんですかということをおっしゃっているわけですね。

そういう中で、今までの御答弁について、これどう責任取るんですか。これ、岩崎長官、今、申し訳ないと思っただけじゃ私済まないと思う。これ、国会はかかっていますよ。与党の皆さんもそうですよ。与党も野党もこれ今までもずっとそういう議論をしていて、今になってそういうことと言われたって、これ、何のために我々議論していたんですか。お答えください。

○政府参考人(岩崎貞二君) 繰り返しになりますけど、私どもの情報収集も十分でなかったこと、それからそうした答弁をしていたことについてはおわび申し上げます。

それから、もう一点お話しさせていただきますけれども、その雑誌には、海上保安庁もそうした準軍隊であるというように諸外国で取り上げられたことは承知しておりますけれども、先ほど大臣が答弁しましたように、アメリカのコーストガードと日本のコーストガード、確かにそれは準軍事的なところでは共通しておりますけど、本質的に違っていると私は思っております。アメリカのコーストガードは第五軍と言われております。それから、日本の海上保安庁は海上保安庁法の二十五条で軍隊としての機能は有しない、してはいけないと、こういうふうに入っています。

で、性格は大きく異なるものと承知をしております。

○白眞勲君 今、ホームページをチェックしていませんでした。申し訳ございませんでした。私、これ発見するのに何日も掛かっていないんです。十分ぐらい出てきちゃったんですよ。

ですから、これ、梅本北米局長、先日、私への答弁でこうおっしゃっているんですよ。私ども、その時々、情報を収集して、公表資料等に当たりながら事実関係をその時々把握して、それを御説明しておりますと答弁しているんですよ。

そうしたら、これだけ何度も何度も、これ多分質問する前に通告もしているでしょう。ということとは、チェックしていないということじゃないですか。全然チェックしていないまま、この国会で委員会やっているとことじゃないですか。私どもだんだん、お昼ぐらいいなくなって、おなかもすいてきちゃって、本当に頭ぐるんですよ、こういうの。本当にこれ、ちょっとばかりにされていますよ、私たち。

梅本北米局長、どうなんですか、これ。

○政府参考人(梅本和義君) 私ども、公表資料といっても、これは全部のホームページを毎日隅から隅までしらみつぶしに見ているわけではございません。ですから、見落としした部分があったことについては申し訳ないというふうに申し上げていくわけでございます。

ただ、私ども、その時々、これも毎日アメリカ政府と、その時点の船の状況をこれは聞くわけにまいりませんので、節目節目に聞いておる。そういうところで聞いたときに、現在出ている船はこうこうだよということに基づいてお答えを申し上げた。したがって、先日、だから海軍の船がこの船とこの船というふうに申し上げたわけでございます。

そして、もう一度確認をしたところ、やはり五月二十八日の時点では、アメリカの海軍の艦船は二隻出ておって、沿岸警備隊の船はその時点ではなかったわけでございますので、そうお答えを

申し上げた、こういうことでございますので、私ども、最善の努力をさせていただけるいろいろな資料をその都度作っておりますけれども、どうしても完璧ではない部分はあったということでございます。

○白眞勲君 いや、これ完璧ではないと困るんですよ。大きな問題ですよ、これは。その都度その都度、それは毎日、四六時中リアルタイムで監視しろなんて私は申し上げていませんよ。二月の時点で発表されているデータをチェックも何もしていないということに問題があるんじゃないんですか。

外務大臣、その責任、どういうふうに取られますか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 情報収集が十分でなかったという点は事実でありまして、今後改善していきたいと、そういうふうに思っています。

○白眞勲君 情報収集、これ重要なんです。実際今自衛艦が二隻向こうへ出かけているわけですよ。ソマリア沖で活動している自衛艦、隊員たちの生命、安全、こんなので守れるんですか、これ。私そう思うんですよ。絶えずチェックすること、これ、国会にもため報告して、そういうことをきちっと私は申し上げたいんです。

この件については、ちよっと理事会で一度また御検討願いたいと思います。この問題についてですね。委員長、お願いします。

○委員長(榊葉賀津也君) ただいまの白委員の御提言については、後刻理事会で協議をいたします。白眞勲君、質問続けてください。

○白眞勲君 ここで、ボウトウエルという今回ソマリア沖に行った船についてお聞きしたいと思うんですけれども、資料を回してください。

〔資料配付〕

○白眞勲君 この船の大きさはどれぐらいですか。

○委員長(榊葉賀津也君) 岩崎長官。——答弁者が代わります。梅本北米局長。

○政府参考人(梅本和義君) 米沿岸警備隊所属の

長距離監視船ボウトウエルでございますが、全長が三百七十八フィート、排水量が三千二百五十トン、それから、装備は七十六ミリ砲、高性能二十ミリ機関砲というふうに承知をしております。

○白眞勲君 これは、今お手元に資料を見ていただきたいと思うんですね。これ、私の部屋に五月の二十八日に来た資料ですよ。それを見ると、ボウトウエルというところに、三百七十八フィートで排水量三百二十五トンとなっているんですよ。何ですか、これ。これ三百二十五トンですか。三千二百五十トンと今言っていたけど、私、黙っていたけれども、今まで全然これ、訂正にも来ないですよ。これ、ばかにしていませんか。三百二十五トンといたら漁船でしょう。三百七十八フィートって、百メートルの長さで三百二十五トンといたら、これ、ウナギみたいな船ですよ。そうでしょう。

こういうことを、これ、外務省、チェックしているんですよ。外務省、チェックして、こういうことを平気で、私のような国会議員はどうでもいいと思っているのかもしれないんですよ。でも、一応私も国民の代表としてこうやって御質問を差し上げていくのに、こういうことを平気でやっている外務省って、どういうチェック機能があるんですか、これ。

○政府参考人(梅本和義君) 誠に申し訳ございませんが、資料を印刷したりいろいろしているうちにここが取れてしまったものが結果として先生のところに行ってしまったということでございますので、今私が御答弁を申し上げました。印刷で間違った資料が行ってしまったことについては大変申し訳なく思っております。

○白眞勲君 印刷しているうちに取れるわけじゃないですよ、これ。また虚偽答弁しているんじゃないですか。これ、駄目ですよ、もう。ちよっと止めてください。駄目ですよ、こんなの。

○委員長(榊葉賀津也君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(榊葉賀津也君) 速記を起こしてください。

○白眞勲君 これ、外務大臣、どうですか。これ、本日は今日、藪中さんをお呼び予定だったんですよ、事務次官。なぜかといったら、私、これもあったんですよ。これ、事務方でしょう。まあ外務大臣がここまでチェックはしていないと思いますよ、私は。しかし、外務省として出しているということになれば、当然これ、局長以上の人間が、私は、国会議員には報告する前には見せていますよね。それは、事務方の中には間違っている……。

私は別に、まるで鬼の首取ったように何かやられるのも嫌なんだ。ただ、例えば、化学式とか猛烈に専門的な用語が入っていて、その中で間違えて、これ写し間違えたということはあり得ると思うんです、私は。しかし、これだけの行数で、何が書いてあるんだろうってばつと見たときに、普通、常識的に、外務省だつて分かるでしょう、これ。三百二十五トン、あれ、ちよっとちっちゃ過ぎないかって。そういうチェックが来てない、その緊張感が全くない。だから、今申し上げましたホームページもそうですよ。ホームページにしても全く緊張感がない。そして、こういった資料を平気で出す、国会議員に。一体、これ、国会をばかにしているんじゃないのかというふうに私は思っているんですよ。

だから、藪中さんに出てきて、ちゃんと事務方のトップとしてこれ謝罪してもらいたい、そう思ったんです、私は。いないんだつたら、外務大臣、これどうですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 最終的な責任は私にあるわけでありまして、このようなミスはあってはならないわけですし、チェック機能をもっとしっかりしたものにしていくと、そういうふうに反省しております。

○白眞勲君 海上保安庁が様々な理由で出ない、出れないという理由がありましたけれども、少なくとも幾つかのポイントがあった。その中の一つが、

通信機能の問題があるということを金子大臣も岩崎長官も御指摘しましたけれども、それは、海上保安庁岩崎長官、それでよろしいですね。

○政府参考人(岩崎貞二君) 総合的理由の中の一つに、秘匿通信の機能を備えておりませんという話は申し上げました。

○白眞勲君 これ、具体的に聞きたいんですけども、アメリカは、たとえ一時的だったとしても、巡視船を派遣したということは、通信システムがほかの軍艦とは交信あるいはデータリンクができるということだと思えますが、それについては、岩崎長官、いかがでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) それぞれの組織がどういう秘匿通信機能をどういう形で持っているかというのは、非常にそれぞれの組織、情報の公開には慎重でございます。したがって、アメリカのコーストガードとアメリカの海軍がどんなやり方をしてやっているかということについて、正確なことについては私は承知しているわけではございませんが、これまでのいろんな向こうとの付き合い、話なかでは、一定の秘匿通信機能をアメリカのコーストガードとアメリカの海軍では持っているというふうなことを話を受けたことがございます。そういうふうなことを承知しております。

○白眞勲君 海上保安庁にまたちょっとお聞きしますけれども、各国はどんな通信システムを使っているのか。これ、岩崎長官じゃなくてもいいです。もう一人いらつしやいましたよね、今日、参考人の方。ちょっと、どうぞ。

○政府参考人(佐藤雄二君) お答えします。海上保安庁が保有します通信能力でございますが、海上保安庁の巡視船は、法令の海上における航行、海難救助、海上におきます船舶交通の安全の確保を図るといった任務を遂行するために、一般船舶との間におきまして必要な通信を実施しております。この通信は主に無線で実施しております。

また、海上保安庁内で指揮命令、報告などの部隊運用などを円滑に行うため、巡視船艇と陸上間

及び巡視船艇間におきまして必要な通信を実施しております。この通信は無線や衛星船舶電話で実施しております。さらに、必要に応じて海上保安庁独自の秘匿装置を用いた通信も実施しております。

無線通信は、近距離ですと超短波帯の周波数、遠距離ですと中短波帯又は短波帯の周波数を用いまして、距離に応じた通信が可能となっております。しかしながら、海上保安庁の巡視船は、一般船舶と同様に電波法の適用を受けまして、許可された周波数しか使用できないこととなっております。

○白眞勲君 そのまま座っていただいて。海上保安庁は、アメリカの沿岸警備隊とは通信とかデータリンクというのはいらないんでしょうか。

○政府参考人(佐藤雄二君) お答えします。海上保安庁がコーストガードと通信する場合は、今述べましたように、一般船舶、一般の商船などが使用しております共通の国際周波数を使って交信することとなっております。

○白眞勲君 私が聞きたいというふうな思っているのは、今、国連安保理で、先ほども北朝鮮の制裁等があったわけですが、予断的には、今後、船舶検査、臨検などということになると、アメリカ、韓国海軍との連携も視野に入れて行動しなければならぬ。そうすると、当然、データリンク、これ異なる通信システムでいいんでしょうか。これ大丈夫ですか、海上保安庁は。

○政府参考人(佐藤雄二君) このようなミッションを行う場合には秘匿の通信というのが多分原則になると思いますが、現在においてはそのような通信のシステムが各国間で共有されております。

○白眞勲君 じゃ、ちょっと金子大臣にこれお聞きした方がいいかと思うんですが、そういうふうな今現在、各国海軍との間でそういうシステムというのが、法的な整備も含めてということとすけれども、今後、データリンクややっぱりちゃ

んとやっておいた方がいいんじゃないのかなというふうな思っていますね。使わなきゃ使わないでいいわけだから、一応持っているというのがこれ重要なことなんじゃないのかなというふうにも思っていますね。

やっぱり各国海軍との連携、今非常に多国籍のそういういろいろな犯罪とかなんかも増えてきているという中で、これはしっかりと考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。が、金子大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(金子一義君) 一つの検討課題として取り上げてみたいと思っております。

ただ、現実には共通の秘匿通信を持っている意味というのは、ちょっと専門家が今日来ていますので聞いていただきたいんですが、やはりいざ事に対処するときに秘匿通信の意味というのが一般あるわけですから、共通のものであれば本当に役に立たないという状況に、つまり本来対処すべきところに全部開かれてしまうわけですから、本当にそれで意味があるのかということもありまして、それぞれ各国とどういうネットワークとして、データリンクと先生おっしゃいましたけれども、そういうものができるのかというのは、私も今、私の知識ではありませんが、検討してみます。課題としては取り上げてみたいと思えます。

○白眞勲君 是非、それはちょっと検討していただきたいというふうに思っていますね。そういう中で、以前私は、久間防衛大臣、防衛庁長官だったかな、の時代ですけれども、海上保安庁と海上自衛隊は仲がいいんですかということをお聞きしたことがあるんですね。それに対して海上保安庁さんの方から、現場は仲がいいですという答えをいただいたんですね。それで、久間さんは、いや、もちろんみんな仲いいですというふうな後で一生懸命あれしただけなんですけれども、仲がいいというのはどういうことかというところ、私はやっぱりこの通信システムとか何かで海上自衛隊、保安庁というのはきちっとやっぱり連携を取っていく必要があると思うんですが、そ

の辺について、じゃ、防衛大臣、どうですか。○国務大臣(浜田靖一君) その意味では大変改善が進みまして、大変仲よく交信ができるようになりましたので、その点は御心配は要らないと思います。

○白眞勲君 つまり、私は何を言いたいかというと、今海賊の関係で、通信関係、さっき岩崎長官おっしゃいましたよね、通信関係はほかと違うんだと言っている。これはほとんど変えていかなきゃいけないということですよ。そうすりゃ行けるということでしょうか。

ですから、私は、一つの大きな問題点、つまり今まで相互連携が必要な場合に支障を来すおそれがあるというふうなこれ岩崎さんおっしゃっているんですね。それをもうデータリンクとか何かの相互連携をやったりしていくということは、これは日本の有事の際にも必要であるということからしたらやはりこれはやっていくべきであって、これ今やっていないから海上保安庁はソマリア沖には行けないんですという理由にはこれならないかと思うんですね。そこはやっぱり重要な視点だというふうに思っていますよ。

ですから、金子大臣、どうですか、その辺は。○国務大臣(金子一義君) ソマリア沖に出られないというのは、先ほど御答弁させていただきましてたけれども、秘匿通信を持っていないからということよりは、海上保安庁が持っている装備、あるいは距離、海賊が持っている武器、ロケットランチャー等々、これが理由であります。

もう一つは、今の秘匿通信、すぐにそれでは構築できるのかということになれば、各国、アメリカだけじゃありません、各国お互いにそういう秘匿通信網を持っていると聞いておりますので、海上保安庁が仮に各国軍艦と話して、じゃ、秘匿通信網をお互いにやりますよという話になれるかどうかとなれば、それは難しい、今の段階では非常に難しいというふうな聞いております。

○白眞勲君 今、金子大臣は、いや、通信機能ではないんだと。そうしますと、今まで金子大臣が

衆議院本会議で言った中で、日本からの距離は今おっしゃいました。海賊が所持する武器も今おっしゃった。でも、各国海軍が軍艦等が対応していることを総合的に勘案するということが、もう今いろいろと言ったところを見るとなかなか難しい部分だという前提条件でいうと、この日本からの距離と武器に対応すればいいということにもなるわけですから、この辺については、何かみんなもうそろそろやめろという顔をしていますので、午前中はこの辺りにして、午後についてまたこの件についてちょっと話し合っていきたいというふうに思っております。

午前中はこれでおしまいにします。

○委員長(樺葉賀津也君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時十七分開会

○委員長(樺葉賀津也君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、風間直樹君及び藤田幸久君が委員を辞任され、その補欠として徳永久志君及び舟山康江君が選任されました。

○委員長(樺葉賀津也君) 休憩前に引き続き、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 休憩前に引き続きまして、ちよっと一点。

先ほどの梅本北米局長の御答弁の中に、ボウトウエルの排水量について、何と言ったんでしたっけ、この単位が間違えたのは資料を印刷したりいろいろしているうちにここが取れてしまったという印刷で間違えましたと。これ、外務省の印刷機どうなっているんですか。これ、とんでもない話ですよ。

ここ、委員会なんですよ。委員会で、元々ソマリア沖の海賊対策のこの文章自体が間違っている、それで謝罪するのなら分かるけれども、それでまた虚偽の答弁をしていく。これ、北米局長、今までずっと、あなた、ずっとここで御答弁されているのがみんなこれ信用なくなりますよ、こんなことやられたら。

これ、何かちよっと、あれもそうなんですよ、ホームページの件もそうなんですよ。たまたまあなたが見ていたらただだろうみたいな感じですよ、今までの御答弁見ていると、いや、悪かったなど。そういう問題じゃないですよ、これ、これ、どういふことなんですか。もう一回北米局長、お願いします。

○政府参考人(梅本和義君) バウトウエルの排水量につきましては、公表資料から資料を作成する最後の段階までのどこかで間違えたということをおし上げたので、いづれにしても、大変間違えたことについては申し訳なく思っている次第でございます。

○白眞勲君 いや、これは単に単位を間違えただけですよ。それだけだったら、そういう単純なミスでございましてどうも申し訳ございませんで済む話じゃないですか。それを、資料を印刷したりいろいろしているうちにここが取れてしまったって、どこが取れたんですか、これ。ここが取れたって、どこが取れたんですか。それを聞いているんです、私は。

○政府参考人(梅本和義君) まさに公表資料から、三千二百五十というところから最終的な資料を提出したときに三百二十五になってしまったというところでございまして、私ども、どこでどう間違えたのかというのをちよっと今直ちに分かりませんので、そう申し上げたということでございします。

いづれにせよ、結果的にミスでございしますので、大変申し訳なかったと思っております。

○白眞勲君 どこが間違ったか分からないからこういうふうに言いましたというのも問題ですよ、

それも。今、今御答弁しながら問題の御答弁されているじゃないですか。委員会をばかにしていますよ。こういう御答弁はつかりしているようだと、何のために我々こうやって一生懸命海賊の対策について、我々は我々なりに真剣にやっているんです。委員会をばかにしているじゃないですか、これ、外務省は。

これは理事会でちよっと協議をお願いしたい。委員長、後で結構ですからお願いします。

○委員長(樺葉賀津也君) ただいまの白委員からの御提言については、後刻理事会で協議をします。

○白眞勲君 それでは、海賊対処のことについてちよっとお聞きしたいと思うんですけれども、午前中、金子大臣は、午前中といいますが今までもずっと、海上保安庁が行かない理由は足の長い船がないんだということだったわけですから、一つの理由として、じゃ、海上保安庁じゃなくて、海上自衛隊の掃海艇は以前、木造で、クウェートまで何回か給油しながら、途中寄港しながら行っているわけですから、海上保安庁の船もそうすれば、足の長い船がなくなつてアデン湾までは行けるということになりませんか。

ですから、ここで聞きたいのは、二千キロ以上航続距離のある船は、海上保安庁さん、何隻ぐらいあるんですか。二、三十隻で結構ですから、大体何隻ぐらいありますか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 海上保安庁の船、ちよっと私、今正確な数を持っておりませんけれども、一定の寄港しながら、アデン湾まで行つて帰る船は、それは「しきしま」以外にもございします。

○白眞勲君 ですから、今回は、ソマリアから東京、あるいはソマリアから日本までずっと守っていくんだつたら足の長い船は必要かもしれないけれども、あそこ二千キロ、往復二千キロを行ったり来たりするんだつたらば、大部分、相当な数の船が海上保安庁にはあるということであるじゃないですか。それをどういふふうに金子大臣は思われますか。

○国務大臣(金子一義君) 距離の問題と同時に、先ほど申し上げましたのも、海賊が持っている武器のことを申し上げました。

ロケットランチャーを撃ち込まれたときに、被弾したときに被害を一定に食い止めて業務を継続すると、言わば船が持っている、ダメージコントロールを有している船舶が海上保安庁には「しきしま」一隻しかないというところが、今回大きな、今度エスコートするにしても、今自衛隊が二隻、前と後ろにやっていたいていますけれども、警備の方法というのが複数隻で、しかもそれをローテーションをしながらやっていくということを考えますと、やっぱり相当数の艦船が、「しきしま」級が必要になってくると。今の海上保安庁にはその機能を有する船舶がないということでありまして。

○白眞勲君 議論をごっちゃにしないでいただきたいと思うんですね。

私が聞いているのは、日本からの距離だったらそれは解決するんじゃないんですかということ、それだけを聞いているんですね。その武器等についてはこの後やりますから。まず、その日本からの距離という観点からすれば、これはあるということだと認められているんじゃないですか。

ですから、この部分においては、総合的に判断するとというならそうかも知れぬけれども、日本からの距離という部分においては言う必要はなかったんじゃないんですか。

○国務大臣(金子一義君) 「しきしま」はプルトリウムの護衛にフランスから当たっておりますから、その一隻の距離の限りではもとより対応できることは、もう既に実績を積みおけることは言うまでもありません。

○白眞勲君 全然、だから、私の聞いていることと違いますよ、それは。

向こうまで、アデン湾まで行ける船がないような言い方をしているじゃないですか、日本からの距離を勘案しますと。日本からの距離を勘案したつて、今申し上げたように、防衛省は一生懸命

クウェートまで出かけていつているんですよ、航続距離がない船でも。それを、なぜ海上保安庁はそういう言い方をするのかということ、その理由を聞いているんですよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 個々の答弁で必ず一〇〇%とかということまでチェックしているわけではございませんけれども、私も、私も大臣も答弁する際には、日本からの距離、それから相手の持っている武器、それから諸外国が軍艦等を派遣していること、こうしたことを総合的に勘案すると、海上保安庁の巡視船の派遣は困難でありますというのを基本的に答弁させていただいております。

○白眞勲君 日本からの距離というのは重要な要素であるということですよ。今までの、足の長さの、足の長い船がないという言い方をされていたじゃないですか。それなのにかかわらず、そういうことを。

じゃ、言いましょう。この武器の件について、ちよつと聞きましょう。

ロケットランチャー。ロケットランチャーでちよつと聞きたいんですけど、これ海上保安庁は北朝鮮の不審船対策で、船の装甲を強化した船が造ったということじゃなかったんですか。新しい船を造っていますよね。海上保安庁、どうぞ、お答えください。

○政府参考人(岩崎貞二君) 御指摘のとおり、北朝鮮の不審船の事案を踏まえて、海上保安庁、装備を強化させていただいております。

北朝鮮の不審船はロケットランチャー以上の武器を持っておりまして、それにも対応できるような機能を持つ船を数隻そろえるということをやっております。おおむねできつつあります。

それについて申し上げますと、北朝鮮の不審船が現れるのは日本の近海でございます。それと、相手は北朝鮮の不審船の二対一という想定でやっております。

したがって、どういうことを想定してやるかといいますと、不審船を発見した、その周辺に

彼らの持っている武器の射程距離の外から数隻の船で性能のいい武器を積んでそれで攻撃すると、それで防ぐというやり方の戦法を取ります。今回の北朝鮮の不審船にはロケットランチャー、更にそれ以上の武器を積んでおりますけれども、それに対応できるような何隻かの船で一定の距離を置きながら任務を行うということ、不審船には対応しよう、こういうことでそれなりの装備をそろえております。

今回のソマリアについては、そうした戦法は取れませんので、北朝鮮の不審船に対応できるから、ロケットランチャーに対応できるからということ、アデン湾のソマリアの海賊に対応できるということには直ちにはならないということです。

○白眞勲君 今、岩崎海上保安庁長官はそうした戦法は取れないんだというふうにおっしゃっていますけれども、これ、徳地さんが海上自衛隊の件について、ロケットランチャーなどの重火器を所有した海賊に対処する必要がある場合については、重火器の射程とかあるいは威力などを考慮いたしまして、その射程外に適切な距離を取りながら対処していく、これ同じやり方を取っているんですよ、今、北朝鮮の不審船のやり方と。全然、戦法は一緒ですよ。それは、何隻か何が必要だということはあるかもしれませんが、それは、数隻必要だと。でも、基本的な観点は一緒じゃないですか、これ。

じゃ、ちよつとお聞きしましょう。北朝鮮のロケットランチャーと海賊船の持っているロケットランチャーに性能が、今、北朝鮮の方がよっぽどすごいものを持っているというふうにおっしゃいましたよね。だったら、これ、海賊退治、できるじゃないですか、これ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 北朝鮮の持っているロケットランチャーと、アデン湾の持っているロケットランチャーに別に性能の差はありません。北朝鮮の不審船はロケットランチャー以外のいろんな重火器も持っている、こういうことでござ

います。

それから、戦法でございすけれども、もちろん相手のロケットランチャーの射程距離に入って行動するということはできるだけ避けたいというの、我々も基本であります。今回、自衛隊におかれどもそれが基本であろうかと思ひます。ただし、繰り返しになりますけど、一隻の不審船を……

○白眞勲君 繰り返しはいいですよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 周りの何隻かの船で、巡視船でやること、民間の商船がいて、海賊船がいて、それからそれを守らなきゃいけないという任務は、戦法のやり方が違ってくると思ひております。

○白眞勲君 戦法のやり方が違うのは、戦法のやり方を考えればいい話ですよ、それは。今まで金子大臣がおっしゃっていたのは、ロケットランチャーに対応するようない船がないんですよ、おっしゃっていた。

ところが、今の話ですと、ロケットランチャーに対応する船、海賊よりもよっぽど北朝鮮の不審船についての方がその対応できるように、今、例えば「ひだ」型という、「ひだ」ね、「ひだ」とか「あそ」という船、平仮名で書いて、そういう巡視船では対応できるようになっていると、そういう予算も申請してそういうものを造っているというにもかかわらず、何でこれが海賊退治になると途端になくなっちゃうんですか、この船が。全くそれは論理的におかしいですよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 今先生御指摘あった「ひだ」等の船は整備をしておりますけれども、これもダメージコントロールという意味では非常に弱い船でございす。撃たれることを想定して造っている船では、ロケットランチャーに撃たれてそれが防げるということを考慮して造っている船ではありません。したがって、ロケットランチャーなどの北朝鮮の不審船の持っている武器から、射程距離から離れて攻撃できる性能を主として有させていることは、我々の今整備している船の、北朝鮮の不審船向けの船であります。

それで、ソマリアについては、そうした一定の

距離以上でやるということは、いつもいつもそれができるわけはありませんから、「しきしま」のような、あるいは今行っておられる自衛隊の護衛艦のように、当たることは決してそれは避けるべきではあると思ひますけれども、当たっても、被弾しても一定の業務が継続できるような能力のある船ではないと十分な仕事ができないということ、相手の持っている武器等を考えると、海上保安庁の今の巡視船では「しきしま」以外は難しいと再三申し上げているところであります。

○白眞勲君 論理的に、岩崎長官、お話しして自分で変だと思ひませんか。いつもやっているわけではないんですよ。それは、海上自衛隊でも、やはりこの護衛艦でも、ダメージコントロールというのについてやっぱり考えて射程外から撃っているわけじゃないですか、射程外から処理しようとしているわけじゃないですか。これ同じなんですよ。じゃ、射程の中に入る可能性だってあるじゃないか、それは不審船だつて一緒じゃないですか。

それを、海賊はそうじゃないんだという方では、これは、その戦法については今後、今までやっていきますよね、法案ができたいろいろな戦法についても考えやすい話ですよ。海上保安庁の船がそんなに、まるで本当に何か弱い船みたいなイメージを与えますけれども、ちゃんとロケットランチャーにも対応するようない船を造っているわけじゃないですか。

もう一つは、足の長い船じゃなくたって十分に対応できるにもかかわらず、そういうことをやっているような、そういう海賊対策について、海賊の所有する武器、これを総合的に勘案すると、北朝鮮の不審船の方がよっぽどすごい武器を持っているならば、これを総合的に勘案したって、これソマリアでもできるという論理展開になるということ、これを私は言っているんですよ。

○政府参考人(岩崎貞二君) 北朝鮮の不審船の対

処につきましては、先ほど申しましたようにできるだけ射程外でやろうと思っておりますけれども、それは、万が一射程内に入る、撃たれるということも、それはあり得ると思っております。そのときには、海上保安庁は、日本の近海でございまして、一隻で対応することは予定をしておりますので、一隻で対応することはお話あります。数隻の船と一緒に取囲みながら北朝鮮の不審船に対応するという基本的な戦術でやろうと思っております。

したがって、一隻やられてもほかの船で対応できるということで業務の継続ができると、このように思っておりますが、ソマリアとかそういう遠方の海域へ派遣できるような船は数が少ないものですから、それはなかなか難しいと、こう申し上げておられます。

○白眞勲君　ですから、一隻なんて私言っているよ、全然。対応できるような海上保安庁としてはやり方を取るべきなんです。何隻、だつたら必要だと、ソマリア沖から日本から大分遠いんだと。だつたらば、その分、海上保安庁としてどういう対応を取る、しかし船が足りない、だつたらどうしよう、そういう論理展開なら私は分かるんですよ。金子大臣は、所有する武器があるから嫌だ、日本からの距離もあるから嫌なんだというふうな印象としてはあるんですね、私は。

金子大臣、どうですか、これ。つまり、日本からの距離も、海賊が所有する武器も、各国海軍の軍艦等が対応している、先ほどもう大分ありましたよね、これ。つまり、衆議院本会議で金子大臣が、この巡視艇を派遣できない理由について言っていたこの三つのポイント、日本からの距離、海賊が所持する武器、各国海軍の軍艦等が対応している、すべてこれは対応できるということじゃないですか。どうですか、これ。この論理展開は崩れていると私は思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子一義君)　いづれも、岩崎長官から戦術の話はしてもらいましたけれども、やはり長距離の場所に出かけていって、そしてロケットランチャーを撃ち込まれたときに被害を最小限に

とどめて業務を継続できるという、そういう意味では「しきしま」一そうきりないということであります。そういう意味で、距離も武器も我が方が持っている装備も総合的に勘案してやっております。

一方で、論理展開ということで今お話ししましたけれども、じゃ、今ないねと、将来どうするんだということについては、午前中の米長委員の御質問にも答弁させていただきましたけれども、遠洋のこういう我が国の事態に対応してどういうふうに海上保安庁の装備を充実していくかということについては、今ある海域における警戒、これは竹島も尖閣も南大東島まで一円やっております。それと併せて、E、E、Z、経済海域、これも広がっております。そういう中で必要な警戒体制というのを見直し、その後、海上保安庁としてあるべき船舶の増強ということは真剣に検討してまいりたいと思っております。

○白眞勲君　金子大臣、今まで出ないんだと、今までの話というのは全然、これからも出る気ないですみたいな形だったんですね。でも、今のおっしゃり方だと、米長委員にもおっしゃっておりますけれども、もうやっぱりこれから考えていくんだというふうな取っつきがよいわけですね、つまり。そういうことでよろしいですね。

○国務大臣(金子一義君)　もう衆議院から一貫して、将来これを検討していく、将来、こういう遠洋海域における対応というものについてもあるべき姿というのを考えていくというのは一貫して言い続けておられます、今日申し上げたところだけではありません。

○白眞勲君　今私が申し上げましたように、まず各国海軍の軍艦等が対応しているんだといった部分についてももう論理展開はおかしくなっております。それは寄り道すりやいい話です、海賊が所持する武器は、北朝鮮の方がよっぽどすごいものを持っているんだと言えるならば、別に対応は今だって可能なわけですよ。あと、船の数が問題だ

というのは、それは分かりますよ。船の数が問題だというのは分かりますけどね。ですから、そういった観点からすれば、それはそんなに難しい話というのには私はないということであるということだと思います。

最後に、防衛省にちよつとお聞きします。P3Cについてちよつとお聞きしたいんですけれども、海賊の情報収集というのは分かるんですけど、これ爆弾積むんですか。

○委員長(樺葉賀津也君)　徳地運用企画局長、時間が来ておりますので、端的にお答え願います。○政府参考人(徳地秀士君)　今、P3C派遣しておりますけれども、これにどのような武装をしておるかということにつきましては、我が方の手のうちにかかわる問題でもございますので、なかなかここでお答えすることは難しいと考えております。

○白眞勲君　いやいや、ちよつと、ちゃんと答えてください。もう一回答えてください。○政府参考人(徳地秀士君)　P3Cにつきましては、当然のことながら、上空から広域の監視を行うという目的で派遣をしておるところでございます。

武装ということにつきましては、通常、もちろん警戒任務におきまして武器を搭載するということはそれはあり得るわけでございますけれども、今回どうしているかということにつきましては、今のところではお答えを差し控えてさせていただきますと考えております。

○白眞勲君　いや、これ重要な問題ですよ、武器を持っていますか持っていないか。これちよつと、お答えを控えさせられないんですよ、これ。ちゃんと答えてください。(発言する者あり)○委員長(樺葉賀津也君)　まだ時間ございます。○政府参考人(徳地秀士君)　大変恐縮ではございますけれども、海賊に対してどのように対応するかということにかかわる件でございますので、お答えは差し控えさせていただきますというふうに考えております。

○白眞勲君　これ、納得いかないですね。これちよつとまた、理事会で協議してくださいよ、これ。○委員長(樺葉賀津也君)　ただいまの問題につきましても、後刻理事会で協議いたします。

○白眞勲君　終わります。○国務大臣(浜田靖一君)　済みません、先ほど白先生から御指摘のいただいた件でちよつと一つ。私の方で答弁のちよつとはつきりとお答えしてなかった点がありまして、それは、三千キロメートル級のミサイルの迎撃の能力について、我々、言葉足らずの点がありまして、これ当然できると、対応できると思うというふうにお答えをいたしましたんですが、そうではなくて、我々とすれば、我々の領空、領域内に飛んできたものは撃ち落とせますけれども、こちらを三千キロメートル級でオーバーしていくやつは千キロメートルしか我々は対応できないということをはつきりと申し上げたので、その点がちよつと言葉足らずだったので、その点だけ付け加えさせていただきます。申し訳ございません。

それで、今の武器の件についても検討いただくということでありまして、我々もその点についてはまた対応させていただきます。

○塚田一郎君　ありがとうございます。自由民主党の塚田一郎でございます。

今日はまず、外交防衛委員会が質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。次であります。私は、外防では初めての質問の機会でありまして、若干の外れなところもあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思っております。

午前中から権威ある外交防衛委員会の質問を聞いておまして、大変迫力があると思っております。白先生のような迫力はありませんが、私も頑張らせていただきたいというふうに思います。まず最初に、海賊対処法案の関連の御質問をさせていただきます。後に安全保障、北朝鮮関連の問題をお聞きしたいと思います。

月曜日のテレビ朝日の報道ステーションだったと思いますが、ソマリアの海賊村のドキュメントをやっております。たまたまテレビをつけたらそれが放映をされておりました、これはタイムリーだと思って見させていただいたわけですが、あるソマリアの漁村でどうか、その取材の方が潜入をされて、海賊が拠点にしている村から、どういう形でこの海賊行為が行われているのか、あるいは村の人がどんなふうに関与しているのか、あるいは村の人がどんなふうに関与しているのかと。あるいはソマリアの子供たちが、実は海賊行為そのものも非常に英雄的な行為だというふうにも思っている子供さんがいるような、そんな取材も出ていました。この今のソマリアの状況では子供たちの将来も、こういう海賊になることを夢見ている子供のインタビューも出ていたから、ちょっと厳しい状況にあるんだなということも改めて認識をしたところであります。

その番組の最後のところでコメンテーターの方が、このソマリアの海賊とテロ組織アルカイダの関連性について言及をされておりました。明確にそれを認めることまでの証拠はないけれども、ということでしたけれども、かなりそうしたアルカイダのような組織とこの海賊との連携が濃厚ではないかと思われるような節が多々あるということなんです。

そういう状況にもなっているとすればこれはゆゆしき事態でありまして、午前中参考人からのお話がありました、一九九一年からの無政府状態が続く中でなかなか各国が有効な手段を持っていない状況にある。そうした中で、このアルカイダのようなテロ組織ともしかするとこの海賊組織が何らかのつながりを持っているのではないかと。考えてみれば、どこから武器が来るのだろうかとか、あるいはこの海賊行為で得た身の代金かどういふ形に使われているのだろうかとか、分らない部分がたくさんあるわけですね。そうすると、こうした関連性が私も否定できないのではないかなというふうに考えております。そうすると、将来的にはまさにアフガニスタンのような大変に難しい状況にソマリアがなっていく可能性も否定できない、こうしたことが推測をされるわけです。

この状況が踏まえて、政府としては、こうした海賊とアルカイダのようなテロ組織の関連性についてどの程度認識を持たれているのか、あるいは把握をされているのか、その点について、まず外務大臣、御答弁いただけますでしょうか。

○副大臣(橋本聖子君) ソマリア沖の海賊の実態というものはそれぞれいろいろな形がありますけれども、今先生御指摘のアルカイダとの実態という点については、政府としては詳細を承知をしているわけではございません。

ですが、ソマリア本土では一九九一年以来実効的に統治をする政治が存在をしていないという事情からして、こういう状況の中で、南部地域を中心活動している武装勢力の中にはアルカイダと関係があるとされる組織もあるのではないかと。情報、先ほどのテレビ番組等もありますけれども、そういった情報には接しておりますけれども、政府としてはこれまでのところ、海賊とアルカイダ等のテロリストが特別なそういう協力関係にあるという情報には接してはおりません。

○塚田一郎君 今の御答弁だと、明確にそういうことが認識されているわけではないけれども、可能性は、何らかの、否定できないという御答弁なのかなというふうに思うわけでありまして、けれども、これは非常に今後、まさにこのソマリアの状況というのは、今海賊は対処法でありますから、根本的なソマリア政府の無政府状態をどうしていくのか、これは外交上も大変重要な課題になってくると思いますので、引き続き是非その辺りの状況把握を含めて、外務省にはしっかりとした御対応をいただかなければいけないんだというふうに思います。

午前中も参考人の方から、こうしたアルカイダのような組織との関連性は別としても、犯罪集団、つまり海賊行為を行っている集団が組織化がどんどん進んでいるというふうな御指摘もありました。そうすると、ほかのアルカイダのような組織

との連携があれば、これもまさにテロの行為の一種ということになってくるわけですが、そうじゃなくても、ソマリアの海賊そのものもつと組織化をされてテロ組織のような形になってきて、そういう形で海賊行為あるいは海賊類似行為が行われている可能性も、これは否定できないのではないかと思えます。

その場合に、今回の法律では海賊行為は私的目的という前提で考えられているわけですが、例えば、そのようなテロ組織による海賊行為あるいは海賊類似行為に対して、今回の海賊対処法で武器の使用、これは武力行使の問題とのかかわりでは問題がないというふうな理解でよろしいのでしょうか。法制局、お願いします。

○政府参考人(横皇裕介君) 海賊とテロ組織との関連でのお尋ねでございますけれども、本法案における海賊行為への対処につきましては、国連海洋法条約により、公海における海賊行為については我が国の管轄権を及ぼすことができることとされていることを前提として、一つ目として、私有的船舶によるものであること。二つ目として、私的目的に出たものであること、すなわち私人の行為であるということ。三つ目として、公海上において行われるものであること。四つ目として、船舶の強取、財物の強取、乗組員の略取など、今日言わば人類共通の敵、いずれの国等も許すことができないものと評価される犯罪行為としての定型を備えたものであること。これらのすべてを満たすものとして海賊行為を定義し、その上で処罰することとしております。

すなわち、国や国に準ずる者と申しますか、国等が国等の行為として行われるものは、その定義上海賊行為からは除外されております。したがって、御懸念のような、憲法第九条によつて禁じられた武力の行使に及ぶということはないものと考えております。

なお、公海上のある行為が、私的目的による私人の行為として今申し上げたように定義された海賊行為に当たるかどうかは、これまでの審議の中

でも他から答弁もありましたように、個別具体的な状況に応じまして、船舶の外観でありますとか航行の態様、乗組員等の異常な挙動、その他諸般の事情から合理的に認定することが可能であるものと考えております。

○塚田一郎君 ちょっともう少しお伺いしたいんですが、テロリストは、今のお話だと国に準ずる組織ではないということをおっしゃっているのでしょうか。それとも、テロリストの行為そのものの犯罪点に着目をして、その犯罪行為においてこの法律が構成をされているから問題がないと言っているのかわかるのか、ちょっとその辺がよく分からないので、もう一度、テロリストとした場合にはどうなのかという辺りを御説明いただけると有り難いんですが。

○政府参考人(横皇裕介君) テロリズムと申しましても様々な形態のものがあるからといって直ちに国に準ずる組織になるものでもないと思います。その実態に応じまして、いわゆるテロ組織、単なるテロ組織、犯罪集団であるというようなものでありますれば、まさに私的目的によるこの定義された海賊行為に該当する場合もございます。

○塚田一郎君 これ以上掘り下げるとちょっとなかなか難しいのかもしれませんが、とにかく仮にそういうことがあっても今回の法律はきちっと対応できるというふうな私なりに理解をさせていただいて、先に進ませていただきたいというふうに思います。

この法案の成立後、現在、海上警備行動が行われているわけですが、この海上警備行動による対処と海賊対処法の新しい対処のオペレーションというのはどのように仕分を行われるのでしょうか。つまり、今後、海賊対処法についてはすべて海賊対処法という新しい法律でやるのか、そうした行為の抑止に關しても今までの海上警備行動で行われる場合等もあるのか、その辺について御説明願います。

○副大臣(北村誠吾君) お答えさせていただきます

す。

海賊対処法が施行された場合、この法律第七条第一項の規定によりまして、防衛大臣は、海賊行為に対処するための特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海賊行為に対処するための必要な行動を取ることを命ずることができま。この場合におきまして、自衛隊法八十二条の規定は適用しない旨が同条に規定をされております。したがって、海賊対処法の施行後は、自衛隊の海賊対処は、現に海上警備行動により活動を行っている部隊を除きまして、すべて新法の第七条の規定による海賊対処行動により行うこととなります。

以上でございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。
今後は基本的には海賊対処法によってオペレーションを行うということだと思っておりますが、そうすると、現在のオペレーション部隊は、今ソマリアに、アデン湾に行っている部隊については、この本法が成立をした、効果を発揮した時点で、そのオペレーションの位置付けというのは、継続をしている海上警備行動のオペレーションがつかっているのか、それとも、そのときに海賊対処法によるオペレーションに切り替わるのですか。そのどちらなのか、その点。あと、そういうことが仮に切り替わるとするのであればどういう時期になるのか、その点について御説明いただきたいと思ひます。

○副大臣(北村誠吾君) できるだけ簡潔にお答えさせていただきます。海警備行動によって派遣しておりますのは、海上警備行動の権限によりまして海賊行為に対処すること、新法が施行された場合には、保護対象船舶の範囲や武器使用の権限が変更されることになり、的確な対処を行うためには、新しい法律に基づく権限による対処に十分な習熟をさせる必要がございます。現在、海上警備行動によって任務に従事している部隊が同時に新法に基づき権限に習熟するための教育訓練を実施することは困難でございますから、新法が施行される際には、当初から新法に基づく権限について教育訓練を実施した部隊と交代させるということが適当であると考へております。

部隊の交代の時期等につきましては、これまでインド洋における補給支援活動において三から四か月程度現地で活動を行った後交代をしてきたという例を参考にいたし、つ、交代することを考へておるといふようなところがございます。

以上です。

○塚田一郎君 ありがとうございます。
そうすると、新法が施行されて以降は、新しいオペレーション部隊を出して今の部隊と入替をするということですね。それまでの間は今の海上警備行動でオペレーションを行っていくという理解でよろしいでしょうか。

そうすると、法律を早く何としても可決をして、一日も早くこういう今のような状況を変えていきたいということですから、できるだけ早くその切替えを行うべきじゃないかと思ひますが、具体的には今後時期を、できるだけ早く詳細を詰めていた上で、新しい法律に対応できるように体制も整備をしてやっていくということになると思ひますが、時期のことは、明確にいつということはおっしゃられないのかもしれないけれども、それはできるだけ早く御対応願ひたいと思ひますし、その場合に護衛艦等の入替も伴うわけでありまして、部隊の入替も伴うわけですね。現在、海賊対処だけではなくてインド洋の補給活動等も含めて、護衛艦、補給艦等がオペレーションを行っているわけでありまして、そうした時期が場合によっては重なってくるような状況もあるかもしれない。そうしたことについてはきちっと対応できるような体制を整えられているんでしょうか。

○副大臣(北村誠吾君) 委員御心配のとおり、こういった活動に派遣するための部隊の規模は、現在、我が国周辺の国際情勢を踏まえて、国の

防衛体制を確保することを十分考慮した上で決定をいたしてあります。派遣部隊の交代のときを含めまして、我が国周辺における各種事態への即応態勢は維持されておると認識しております。これらの活動のために艦艇を派遣することによって我が国の防衛任務に支障が生じることはないと思ひます。

以上でございます。

○塚田一郎君 ちゃんと準備万端に整って、支障のないようにやられるというようなことで理解をいたしました。

次に、逮捕、拘束した海賊の取扱いをどのように行うかという点について御質問をしたいと思ひます。

考えられることとしては、周辺国あるいは被害船舶、被害者の国籍国、そしてまた、日本国籍を有する場合であれば我が国というような基準で引渡し、移送等が行われるというふうに考へているわけですが、実際にどのようにこの辺を、類型を考へていらっしゃるのか、詳細について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(岩崎貞二君) 先生御指摘のとおり、日本に連れて帰る、あるいは被害船舶、被害者の国籍国に渡す、あるいはソマリアの周辺諸国に渡す選択があるわけがございますけれども、被害の程度でありますとか、それが我が国に及ぼす影響でありますとか、そうしたことを勘案しながら、関係省庁とも相談して、ケース・バイ・ケースで判断したいと思ひます。

一例を申し上げますと、日本船舶に乗船している日本人が、こういうことがあつてはいけないと思ひますけれども、死亡するあるいは重傷を負うといったような場合は原則として日本に連れて帰ると、このようにならうかと思ひます。

○塚田一郎君 日本人であれば当然我が国においてきちっと対応するということになると思ひますが、例えばそれ以外の被害者の国ということになると、それがオペレーションをやっている周辺国というふうに限ったわけではないわけでありま

す。オペレーションをしている場所から遠いところの船舶で起きた場合などは、その国に引き渡すといつてもそれはなかなか現実的には難しい問題が生じると思ひますが、こうした場合は周辺国というようないくつかのケースになるのか、もう少しその辺の辺り御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(廣木重之君) お答え申し上げます。
ただいま先生の御指摘ございましたソマリア沖・アデン湾における日本の海賊対処活動において拘束した海賊の引渡しの件でございますけれども、先生御承知のように、一般的には、海賊の身柄を他国に引き渡すためにはあらかじめ当該国との間に国際約束を締結しておかなければならないと、こういうことはございませんで、必要に応じて当該国政府の同意を得れば身柄を引き渡すことが可能となっております。

外務省といたしましては、自衛隊及び海上保安庁が海賊対策を行うに当たり、関係国との調整などに遺漏なきを期してまいりたいというふうに考へております。海賊の身柄を第三国に引き渡すという必要が生じる可能性も十分視野に入れまして関係国との間で協議や意見交換を行っていくと、またそのようにしてきています、こういうこととでございます。

○塚田一郎君 今のお話だと関係国と協議をしてということですが、実際には、やはり周辺国に引き渡すようなケースというのは十分起きてくる可能性が高いと思ひます。

その辺について、じゃ、引渡対象と考へられるような周辺国の法律の制度ですとか、あるいはその国と、被害に遭われた国ないし者の国籍がいろいろあると思ひますが、そういう国との関係とかいふような複雑な状況が絡んでくると思ひますが、具体的に、想定し得る周辺国とどうした交渉、外交交渉ですね、いろいろなことというのは、詳細の詰める作業というのは進んでいるのでしょうか。

○政府参考人(廣木重之君) お答え申し上げます。

す。

ソマリア沖で、各国これまで様々な海賊行為を対処する方策を行ってきたというわけですが、これも、各国が拘束した海賊を他国に引き渡した例、これは私どもも網羅的に承知しているわけではございませんけれども、実際に、米国、フランス、イギリス、ロシア、ドイツ、スペインといった国々が、拘束した海賊をケニアやイエメンなどに引き渡した例があるということは承知しております。ただ、関係国との間で現在鋭意協議や意見交換を行っておりますけれども、具体的にどの国とどのような交渉を行っているかについては、相手国との関係もあることでございますので、この場で具体的に申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○塚田一郎君　しっかりと協議を進めていただいているというふうに理解をいたしました。

もう既にオンゴーイングであり、かつ今後このような状況が多々起きてくる可能性が高いわけですから、きちんと外務省で引き続きフォローしていただきたいと思います。お願いをさせていただきます。

次に、海洋法条約との違いについて何点か御質問をさせていただきますというふうに思います。

本法律は海洋法に関する国際連合条約等を基本に考えられているというふうに理解をしているわけでありまして、海洋法条約と幾つかの点で異なっている部分があります。それを一つずつ御質問したいと思います。まず、これは自民党内でも議論があったのかなというふうに理解していますが、航空機による海賊行為、航空機に対する海賊行為、これは本法案の中には含まれていないと理解しておりますが、それでよろしいのか、その理由について御説明いただきたいと思います。

○大臣政務官(岡田直樹君)　塚田先生御指摘のとおり、国連海洋法条約百一条に航空機を使用した海賊行為というものが規定されておりまして、また海賊航空機という用語も用いられているわけ

ありますが、これまで、現実には海賊航空機というようなものが出現した事例はございませんし、また、現段階において、私人が私的目的で航空機単独による海賊行為を行うと、このようなことはなかなか想定しにくいことであろうと考えまして、この海賊対処法案には入れなかったというふうに理解をしております。

それでも、例えばヘリコプターなどからロープを伝って船に降りるというようなことも考えられるではないかと、こういう御指摘もあったかと存じますけれども、その場合でも、船が止まっていると、高速度で逃げ回ると、そうすると、そこに降りるということはなかなか容易なことではない、技術的に極めて困難なことであって、我が国でもごく一部の特殊な訓練を受けた自衛官あるいは海上保安官にしかできないと、私人が私的な目的でできることはなからうという判断であります。

この海賊対処法案は刑罰も定められておりまして、場合によっては武器を使用することもあり得るわけでございますから、現に想定しにくい航空機によるものまで海賊行為に含めるということについては慎重に判断をしたということであると、このように考えております。

○塚田一郎君　現状では、そういう航空機による海賊行為というのは余り考えられないという想定なんだと思います。

それは実際にどういふことかといえ、今おっしゃったように、かなりの訓練を要するようない軍隊のような組織でなければ、そういうことはできないだろうというお話だったわけですが、先ほど来からお話をしているとおり、組織立った行為、テロ的な犯罪行為がかなり組織化してきていると。しかも、それなりの資金を持って、当然、飛行機のようなものも買ったり資金を持っています。可能性も高いという状況があるわけですから、非常に、軍隊的な行為ではなくても、飛行機を使ったりするような形というものが今後あり得るかもしれないと思うので、その辺は引き続き一つの検討課題

かなと私自身は思います。

次に、地理的範囲についてなんですけれども、海洋法条約は公海というふうになっています。本法案においては公海、日本の領海、内水というふうにして書いてあるわけでありまして、公海は当然理解しますし、日本の領海も分らないわけではないんですが、あえて本法案上は日本の領海と内水、内水という私ちよと一瞬、湖かなと勘違いをしたんですが、湖に海賊が出てくるというのとはちょっと想定しにくいんで、恐らく湾などのことを言っているんだろうと思いますが、この辺り、なぜこうした形で日本の領海、内水というものを含めたのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

○大臣政務官(岡田直樹君)　これも、御指摘のとおり、国連海洋法条約の百一条で海賊行為は公海で行われるものと定義しております。領海や内水は書いていないわけでありまして、

ただ、この条約の成り立ちを考えてみますと、元々昔から、各国は自らの領海の中では管轄権を持つて取締り、処罰を行うということは、自明の理と申します。大原則としてあったわけでありまして、それを、海賊というものは国際社会にとつて共通の脅威でありますから、いずれの国の管轄権にも属さない公海においてもすべての国が管轄権を行使して海賊に対処できるようにしよう、という取決めが国連海洋法条約の意味であると思っております。

したがって、今の海賊対処法案で、我が国の領海及び内水で行われる行為についても、公海上の海賊行為と同様の扱いでこれに対処し、処罰することにした。そのことは国連海洋法条約に決して矛盾しないと思ひますし、むしろその精神に合致しておるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

○塚田一郎君　おっしゃることは分かります。ただ、国内法上でも、日本の領海とか内水であればそういう海賊類似行為があった場合は処罰できるわけですね、今までも多分、刑法上で。その

辺の法律的な関係上で、ここにあって海賊という新しい類型ができたので、これをその刑法の規定との関連も含めて含めたのか。

あえて海賊対処法の中に入れたということの詳細については、もう少し具体的に御説明いただけないでしょうか。

○大臣政務官(岡田直樹君)　今、重ねて御指摘をいただきましたように、もしこの法律に領海とか内水を含めない場合に起こるであろう問題点というのを考えてみますと、例えば海賊対処法案では、この法案では同じような不法行為を行った一般の刑法犯に対するよりも一段重い刑罰を定めているところがございまして、これが、領海や内水での刑罰というものが公海での刑罰より軽いということになりましてこれはアンバランスが生じてしまう。ですから、領海や内水も公海上と同じように取り扱うという必要があるかと思ひます。

また、この法案の六条には海賊対処のために武器使用の権限というものが一部与えられているわけでありまして、これが、公海上で行使をでき、そして領海や内水、つまり我が国にもつと近いところでは行使ができないうこと、かなりまと、いささかあべこべのおかしな現象が生じると、こういうこともありまして、これは領海や内水も含めて公海上と同じく海賊行為と見做し、定義をした方がよろしく、こういう趣旨であるというふうに考えております。

○塚田一郎君　分かりました。つまり、今までと、海賊行為ということの特段今回この法律で決めた以上は、同じような形で、当然、国内の、日本の領海においても、内水においても同じようなことが起されれば対応するという意味もあつて、こういう法律の中に書き込んだということと理解してよろしいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

もう一点、共犯に関する規定なんです、これも海洋法条約ではあると、本法案では明示されていないように私は理解したんですけれども、ただ、さつき申し上げたとおり、海賊行為がもし組織化

して行われてきた場合に、それはどこかで共謀しているようなケースというのもあり得るというふうを考えるわけでして、共謀、共犯が成り立たないということになるとちよっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、これは解釈上は刑法等で対応できるという認識でいいのか、その点について御説明願います。

○大臣政務官(岡田直樹君) これは、これまで出てこなかった論点について御指摘をいただいたと思います。結論から申せば、日本の刑法典に書かれた共犯の規定によると、同じということだと思います。

日本の刑法第一編の総則というところに共犯に関する規定が置かれてありまして、これに加えて刑法第八条の条文に、これらの規定はほかの法令の罪についても適用する、ただし、その法令に特別の規定があるときはこの限りでないと、こういうふうに書いてあるわけなんです。

そして、この海賊対処法案、今御審議いただいている法案には刑法総則を適用しないといったような特別の規定というのはございませんので、したがって、海賊行為の共犯については刑法総則の共犯に関する規定、すなわち第六十条の共同正犯、第六十一条の教唆、第六十二条の補助など皆適用されると、これははっきりとしたことであると思います。

したがって、例えば海賊の船舶と知って運航に自発的に参加をすると、こういうことが国連海洋法条約に書いてありますけれども、これは共同正犯なり従犯という場合もあり得るかと思えますし、また扇動とか故意に助長すると、こういったことは教唆に当たるのではないかと考えております。

○塚田一郎君 よく分かりました。

したがって、刑法が適用されるんで、組織立ってこういうことが行われた場合もきちっと対応できると。実際にそれで逮捕できるかどうかという問題はまたあるでしょうが、法律的にはその点はきちっとカバーされているというふうに理解をします。

次次第であります。

次に、自衛隊員の方あるいは海上保安官の方の処遇等についての御質問をさせていただきます。

これは海上保安庁とそれぞれ御答弁をいただきたいんですが、今回のオペレーション上では通常と違う特別な手当が支給をされることになるのか、これはこの新しい海賊対処法を含めてということ、今も実際にはそういうふうになっているのかもしませんが、どうなのか、これが一点。

もう一点は、これは起きてはならないことであるんですが、万が一の不幸な状況ですね、オペレーションに当たっていらっしゃる方が負傷されるあるいは命を落とされるというような状況も全く否定することはできないわけで、そのような場合に国はどういうふうにしつかりとした対応を取っていただくことができるのか。その二点について、それぞれから御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。まず、特別の手当ということでございますけれども、今回の派遣に当たりまして、護衛艦が日本関係船舶の護衛を行う場合あるいはP3Cが警戒監視等を行う場合には、一日当たり二十円支給するといった内容の海上警備等手当といったものを新たに設けたところでございます。

それから次に、万が一不幸にして任務中に隊員が死亡したような場合でございますが、これにつきましては、公務災害補償というものを実施することになりますけれども、今回のように高度の危険が予測される状況下において災害を受けた場合には、通常の補償額に五割加算した補償を行うということといたしております。

また、隊員が一身の危険を顧みることなく職務を遂行しまして死亡した場合には、その功労に報いるために防衛大臣から賞じゅつ金というものが出ることにしておりますが、この賞じゅつ金の最高額につきましては、従来、イラク特措法における活動、これは九千万円でございますが、それ以外につきましては六千万円となっております。

今回の派遣に当たりまして、派遣先の状況を踏まえまして最高額を九千万円に増額したところでございます。

さらに、これに加えて、先般三月閣議決定していただきましたソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための業務に従事する者に対する特別ほう賞実施要領というものを設けていただきました。これに基づきまして特別ほう賞金というものを内閣総理大臣から一千万円を限度に授与されるということになっております。

○政府参考人(岩崎貞二君) 海上保安官も八名乗っておりますけれども、今防衛省の方からお答えになったと同レベルの手当、あるいは本当に不幸にして亡くなった場合にいろんな賞じゅつ金、ほう賞金を払うと、こういうことで対応させていただきます。

○塚田一郎君 そうしますと、イラク特措法同等の対応を取っていただいているということでありますので、是非、大変危険な任務に就いていただく自衛官の方、海上保安官の方でありますので、十分な対応を取っていただきたいということを重ねて御要望をさせていただきます。

海賊対処法案関連はこれぐらいにしまして、その他の質問に移らせていただきたいと思います。北朝鮮関連での安全保障問題、大変に今重要な局面を迎えているわけでありまして、国連での安全保障理事会の決議はまだはっきりした方向は見えていないようでありまして、これもできるだけ早く各国がきちつとした効果のある決議、そしてそれを実行していくことが大変に重要になってきていると思えます。

午前中から通して、新たなミサイル発射の懸念についても白議員から御指摘もあつたとおりでありまして、もう本当にエスカレートして止まるところを知らないような北朝鮮の行動が続いている四月、五月という状況でありますから、本当に我々も気を引き締めていかなければいけないと思えます。

そんな中、五月三十日の日に浜田防衛大臣とゲーツ米国防長官が会談をされたこと伺っております。その中で、これは産経新聞の記事ですが、ゲーツ長官は、浜田防衛相との個別会談で、日本への米国のメッセージとしてきちんと持ち帰ってほしいと前置きをした上で、「(米国が日本や韓国を守る)「拡大抑止」を強化しなければならぬ。また北朝鮮に影響力がある中国とは、よく歩調を合わせていく必要がある」というようなことを述べられたというふうにこの記事に書いてあります。

わざわざゲーツ長官が日本へのアメリカのメッセージとしてきちんと持ち帰ってほしいとおっしゃられたということは、非常に重要な意味合いがあると思えます。浜田防衛大臣はそれを持ち帰っていらつしたんだと私は理解をするわけでありまして、それに対して防衛大臣は、我々の思いにこたえるものだということにお答えになったというふうにはこの記事には書かれていたわけですが、ここで言われている拡大抑止というのは、具体的にどのような内容のことが言及をされていたのか、お話しただけの範囲ということになるかもしませんが、抑止力という核というのが非常に一般的に考えられるわけですが、現実にはミサイルの脅威等の明らかに脅威があるわけでありまして、こうしたミサイル攻撃、核攻撃、すべての攻撃に対する抑止についての拡大抑止というふうに理解をされているのか、この点についてまず大臣から御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣(浜田靖一君) 今般、日米防衛相会談におきまして、ゲーツ米国防長官からは、米国としては北朝鮮の核保有国として受け入れることはできず、拡大抑止、二国あるいは三国の協力を強化したいと考えている旨の発言がございました。この拡大抑止とは、御指摘のとおり、ミサイル攻撃など我が国への様々な攻撃形態での武力攻撃を防止するために提供されるものであります。二〇〇七年の五月に2プラス2の会合の共同発表においても、米国は、あらゆる種類の米国の軍事力が拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認するとされております。そしてまた、日本の防衛に対する米国のコミット

トメントについては、北朝鮮の核実験実施発表後、日米首脳会談の際にも、オバマ大統領から核の傘を含む米国の拡大抑止に関するコミットメントの表明があったことを始めとして、米国は累次にわたって表明をしておるところでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。

フルレンジの抑止力をきちんとアメリカが日米安全保障の中で提供していくことを改めてこの状況の中でメッセージとして大臣は受け取られているということだというふうに理解します。

今、日米のオバマ大統領と麻生総理の会談の中でもというようなお話がありました。外務大臣もクリントン長官との間電話会談等を行われているわけですが、この中でもアメリカの拡大抑止という点について改めての言及等があったのか、その点について教えていただけますか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 二月の十七日でしたか、クリントン国務長官が日本に来日いたしましたに会談をいたしました。そのときにもクリントン長官からは、日米安保体制に基づく核抑止を含む対日防衛に係るコミットメントの表明があったわけでありまして、さらに、先日、五月二十五日、やはりクリントン国務長官との間におきましても再度そのような表明がありました。また、今防衛大臣からも御説明ありましたけれども、五月二十六日には、オバマ大統領との間での電話会談におきまして米国の拡大抑止に関するコミットメントの表明があったところでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。

そうすると、首脳レベル、外相レベル、そしてまた防衛大臣も、きちんとそれぞれのレベルでこうしたことの確認が行われたということで大変力強いメッセージになるというふうに思います。

ゲーツ国防長官は、さきのミサイル発射のときに少し誤解を招くようなステートメントがテレビ等で取り上げられたりして、国内でも少しその辺についてコメントをされている向きもありましたので、今回改めてこういうことをきちんとおっしゃっていただいたということは、私は日米安全保障上非常に頼りになる発言だというふうに思っていますし、これはまたきちんと我々も受け止めてやっていきたいなというふうに思っております。

それに関連もするんですけれども、オバマ大統領が四月五日にブラハで、有名になりましたが、今、核兵器のない世界の実現に向けた表明ということもされました。アメリカの核抑止力に我が国は依存しているという現状がある中で、アメリカは長期的には核軍縮を今唱えてそれを実現しようとしていると。

この核軍縮と核抑止力の維持というのは、必ずしも反するものではありませんけれども、やはりその辺は少し、核軍縮が行われる中での核抑止力ということがどのようになりきちんと確保されていくのかということをお我々はきちんと理解をして日米で協議をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

五月に米連邦議会の超党派がまとめたアメリカの戦略態勢、アメリカズ・ストラテジック・ポスチャーという、これ報告書が出ています。

この中で、ちよつと読ませていただいたんですが、いろんなことについての議論が行われているわけですが、核抑止力についての点で、日本に關しての部分なんですけれども、特に日本とは核問題でより幅広い協議の場を設けるときの来たと、ただしそれは日本政府が求めた場合に限るがという言及がなされています。実際はどういう表現かというと、リミテッド・オンリー・バイ・ザ・デザイア・オブ・ザ・ジャバニーズ・ガバメントと、日本の政府がそういうことを望んでいるのであれば、よりきちんとした核問題についての協議の場を設けるのは重要なことだというような指摘であるんですが、私は、まさに今このときというのはそういうときでありますし、今後もそういう状況が続いていくと思うんですが、こうしたことを踏まえて、日本政府としては今どのように日米の核抑止等の議論、あるいはそれ以外の抑止も含めてでしようが、が行われているんでしょうか。

防衛大臣、その辺について少しお話を聞かせていただけないでしょうか。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

拡大抑止の議論でございますけれども、先ほどちよつと大臣からシンガポールの日米防衛相会談の話、御紹介がありましたけれども、これに先立ちまして五月一日にワシントンで行われました日米防衛相会談においては、ゲーツ長官から、四年ごとの国防見直しでありますQDRの策定過程において日米間で行われている対話を継続していきたいという発言がございまして、これは、これまでこういった分野で対話を継続していることはいくことだと、それを更に強化していきたいというような趣旨の発言がございまして、大臣の方から、個別分野における議論が円滑に進むようにしたいというような答えをさせていただいたところでございまして、日本側からも防衛大綱についての検討状況を説明したり、米側からもQDRその他のいろんな状況についての説明があったところでございまして、私どもとしては、同盟国である米国の間で防衛大臣レベルあるいはこういって事務レベルで常に様々な課題について緊密に協議をしていくということもございまして、ミサイル防衛というののも抑止力の強化の一環でございますけれども、そういったミサイル防衛を含む自衛隊と米軍との協力を向上させることによりまして、抑止力の更なる維持向上を図っていくということが重要であるというように考え方に立っているところでございます。

○塚田一郎君 いろんな協議が行われていると。QDRのタイミングもあるでしょうし、これ、実は今回のそのアメリカズ・ストラテジック・ポスチャーも、多分そういうことも踏まえた形での議論も含まれているんだと思いますし、今防衛大綱についてもいろんな議論、自民党内でも行われていますから、そうしたことをきちんと踏まえた上で日米両国が具体的な抑止についての議論を行っているし、今後もしきちんと行っていくということ

で、大臣もうなずいていただいているので、私も理解をさせていただきたいというふうに思います。

少し突っ込んだ質問になるのでどういうふうにお答えいただけるかわかりませんが、例えば核の抑止の場合、一つの例として北大西洋条約機構、NATO型の有事核共有戦略、ニュークリアシェアリングですけれども、これは核の限定的、もう最小限の限定的な持込みとかアメリカによる拡大抑止についての議論かというふうに理解しますが、こうしたことを日本にも適用していくようなそんな考え方もあるのかなと思うんですが、この点について、大臣、いかがですか。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

先生おっしゃっていますニュークリアシェアリングの議論というのは、外交防衛委員会の参考人質疑の中でも拓大の川上参考人の方からお話があったというふうに思いますし、NATO等ではいろんな様々な形での抑止力の強化ということであるような努力がされているというふうに思いますけれども、我々といましては、日本の状況あるいはこの周辺の状況、あるいはアメリカのいろんな戦略の状況ということに適切に対応しているようなレベルで協議を行っていくと、その中で一番お互いが抑止力の強化につながるような方策を追求していくということが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。大臣に御答弁いただけると有り難いと思うんですが、それはいろいろ状況もあるでしょうから。

とにかく具体的な議論を、より現実の脅威が、北朝鮮の核保有、そして核弾頭の小型化ということが視野に入っている状況の中で、今までと違う局面においての日米の協議という段階に入ってきたわけですから、それをしっかりとやっていただきたいということを重ねて申し上げさせていただきます。

現状では、そういういながらも、日本の防衛とい

うのは専守防衛です。それから限られておりますし、いわゆる策源地攻撃能力、自民党でも今議論されております。私はそうした考え方に賛成をしております。けれども、これも今は概念上のことでありまして、具体的な対応ができるわけではないわけですし、そういう状況においては、例えばミサイル防衛については日本の方で独自に行うと、しかし、敵地攻撃能力のようなものはアメリカに期待するというような今すみ分けが多分取られているんだらうなど私は理解するんですが、そういうような認識でよろしいんでしょうか。

これはつまり、今は現状そういうすみ分けが考えられているのだらうけれども、これまでの盾と矛の役割分担を見直していくような動きについてもアメリカとしては理解をするんだというふうには読めるわけでありまして、それはやはり、我が国がより主体的な防衛力を担うことを議論として今行っていることをアメリカも分かっています。よと、場合によってはそういうことについてサポートをしていきますというふうな理解をしています。セージではないかと。まあ朝日新聞ですから、小さい記事なんですが、実はこれ物すごく大きなことをアメリカが今言っているんだらうと僕は理解をしました。

日米防衛協力のための指針の中では、ミサイル攻撃を含めまして、我が国に対する武力攻撃がなされた場合には、自衛隊がそれに即応して対応するということが規定されておまして、どうしても盾とやりといますか。予という関係の議論がございまして、ガイドラインに書いておられますのは、攻撃に即応して日本ができるだけ即座に対応するということがございまして、そのような意味におきまして、弾道ミサイル防衛というのは我が国自身の主権的な判断に基づいて運用し、米とも協力しながら、密接に連携しながら運用すると、そういった考え方に立っているところでございます。委員御指摘のとおりでございます。

その意味で、防衛大臣、どうなんでしょうか。その辺の議論というのはもう少し日米で詳細に行われているのか、少しお話しただければ有り難いんですが。

○政府参考人(高見澤将林君) お答えいたします。日米防衛協力のための指針の中では、ミサイル攻撃を含めまして、我が国に対する武力攻撃がなされた場合には、自衛隊がそれに即応して対応するということが規定されておまして、どうしても盾とやりといますか。予という関係の議論がございまして、ガイドラインに書いておられますのは、攻撃に即応して日本ができるだけ即座に対応するということがございまして、そのような意味におきまして、弾道ミサイル防衛というのは我が国自身の主権的な判断に基づいて運用し、米とも協力しながら、密接に連携しながら運用すると、そういった考え方に立っているところでございます。委員御指摘のとおりでございます。

○国務大臣(浜田靖一君) 先ほど局長の方から話をさせましたが、我が国の防衛に関しては、日米の役割については、日米防衛協力のための指針の中で、自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海域において防衛作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用も含めて、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施するとしております。このような役割分担の中で、我が国の基本方針に合致したものであるというふうを考えております。

○塚田一郎君 高見澤さんから毎回御答弁をいただいておりますが、次はちょっと大臣にお答えいただけないかと。最近では先ほど申し上げたような策源地攻撃能力の議論も日本国内でも出ております。これに関連して、これは朝日新聞の五月三十一日付けの記事でありますけれども、ウォレス・グレッグソン米国防次官補が朝日新聞のインタビューに答えて、「北朝鮮情勢を受けて日本国内で議論が出ている敵地攻撃能力の獲得について「日本が決めれば、米国は当然できる限りの方法で支持する」との考えを明らかにした。」というふうに書いてあります。

防衛省としては、指針における日米の役割分担を前提として、米側と、自衛隊と米軍の役割、任務、能力などを含めて、各種の案件について様々なレベルで緊密な協議を実施しておるところでございます。

いづれにいたしましても、我々とすれば、この議論というのは我々も当然いろいろな形でしていくわけでありまして、現在今、本来、一般論で言えば、こういことはもう事前に想定できる話であつたわけでありまして、事案が起きて議論をすることではなくて、大変そういう意味

では、落ち着いたときに並行してこの議論が行われていき、その中でまた予算的な配慮もされながらやっていくべきところがあるかと。私自身は思っているところでございます。余り、こういった時期を何となく選ばないと、大変国民に対して間違つたメッセージを送ることになって逆にバイアスの掛かる可能性もありますので、そこは冷静に議論をしていくことが重要かと思ひますし、また、逆に言えば、政治の場において議論されることは大変良いことだと私自身は思っております。我々政府としては、その点は誤解を与えないように冷静に議論を進めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。大変にいいコメントをいただいたと思います。決してこういう状況だからというんではなくて、日ごろからそうしたことはきちと考えていかなければいけない。しかし、政治的にはこういう状況だからといって物事がエスカレートすることもあります。これは注意しなければいけないということでもあります。おっしゃるとおりだと思います。日ごろから是非そういった議論、私も必要だと思ひますので、引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。

あれば御説明いただきたいと思ひます。○国務大臣(中曽根弘文君) 北朝鮮の核実験は、今お話をしましたように二度目でありまして、これはもう明らかな安保理決議違反ということで、今関係国が協議を行っているところでございます。その内容は強い決議を迅速に出すということでございますが、今お話をしました拉致問題に関する点につきましては、今朝ほどの御審議でも申し上げましたけれども、安保理決議の一七八号が採択された際には、北朝鮮が国際社会の人道上の懸念に対応することの重要性、これが前文において明記されたという経緯もありまして、今回も我が国といたしましてはこのような観点も踏まえつつ交渉に臨んでいるところであります。前文にこのようなまた記述が明記されるよう今努力を行っているところでございます。

○塚田一郎君 引き続きよろしくお願ひします。これは本当に強く皆さん求められていることである。まず、この拉致問題というのは日本にとつて、まあ三つの懸案事項あるんですけれども、特に日本が強く打ち出さなければならない国際社会ではきちとした形でメッセージが伝わらないので、お願ひをしたいと思います。

次に、安全保障理事会の決議によつてですが、北朝鮮等の船舶検査が盛り込まれる可能性もあります。可能性があると言つと、それが決まらなないと答えられないということになつてしまふのかも知れませんが、いづれにしても、我が国の安全保障にかかわる重要な局面でありますので、北朝鮮の船舶検査ということは実施できるのかどうかということが議論をしておく必要があると思ひます。

続きまして、北朝鮮の二度目の核実験を受けての安全保障理事会の決議の見通しなんです。多分今具体的な大きな進展はまだないということだと思ひますが、拉致問題については白先生からも御指摘がありましたけれども、これは家族会から、救う会からもこうした御要望はあつたというふうに聞いておりますが、今回の決議には是非拉致問題というところを、この国連の決議の中に明確にメッセージとして言葉を入れてもらいたい。人道上の懸念、つまり拉致問題を含む人道上の懸念というふうな直接的な言及を是非お願ひをしたいと思います。で、日本政府からもそれを強く訴えていただいていると思ひますが、その辺の内容が決議に盛り込まれるかどうか踏まえて、現状で何か進展が

我が国が現行法制下で、周辺事態等の認定があれば別なんでしょうけれども、こうした対応は難しいと思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。○政府参考人(高見澤将林君) お答えいたします。お尋ねの点というのは、どうしても、新たな安

安保決議がどうなるかという具体的なことを踏まえて我が国がさらにどう対応するかということだというふうに思いますけれども、そういう意味で予断を持ってなかなかお答えすることは差し控えたいというのが答弁でございますけれども、その上で、一般論として申し上げれば、周辺事態に際して船舶検査活動に関する基本計画が閣議決定され、同活動の実施について国会の承認を得た場合、周辺事態安全確保法及び船舶検査活動法に基づきまして自衛隊の部隊等は船舶検査活動を実施することが可能であるということでございます。要するに、周辺事態ということと国会の承認という条件に合致することが前提になるというふうに理解をしております。

○塚田一郎君 周辺事態と国会の承認が前提であるというのですが、今回のケースについて、官房長官だっただけですが、周辺事態というふうには考えないというふうなコメントをされたように記憶しておりますが、この点、内閣官房、どうですか。

○政府参考人野田仁君 お答えいたします。結論から申しますと、何ら政府として現時点の状況が周辺事態に該当するとは今は考えておりません。北朝鮮の核実験は、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイル能力の増強をしていることなかと併せて考えますれば、我が国の安全に対する重大な脅威であって、北東アジアや国際社会の平和と安全を著しく害するものとして断じて容認はできません。

しかし、他方、核実験のみから、法律上の定義であります、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態という、周辺事態の定義に該当するような事態が起きているとは考えておりません。

以上です。

○塚田一郎君 そうだとすると周辺事態としての対応はできないとなるわけでありまして、新しい

方法論をもってその船舶検査を考えなければいけないということ、実は自民党内でも、山本一太先生と私も含めて、いろいろ有志で今議員立法をどういうふうにかえられているのかというように議論をさせていただいています。

そうしたことは、実は民主党の浅尾理事も朝日新聞にそのようなコメントをされているということとでちよつと拝見をさせていただいたんですが、公海上で貨物の検査ができるようにする効果は大きいと思う、こういう話は与野党関係なく、圧倒的多数の議員の賛成が望ましいし、政局として扱うべきではない、大変にすばらしいコメントだと私は拝察をいたしました、是非そういうことも含めて、国会状況下は関係なく、こういう議論は日本の国益、安全保障にかなうかどうかというのが大事なポイントなので、積極的な議論ができればなと私は思っています。

それを踏まえて、じゃ、政府はどうなのかというところなんです、こうしたことの検討を、まあ先ほどの話ではないですが、国連決議が、安保理決議がないから仮定の話はないということにまたなってしまうのかもしませんけれども、政府として具体的な検討はされているんだと推測しますけれども、いかがですか、御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) この件に関しましては、先生方が精力的にいろいろな意見を交換されているのは存じ上げておりますけれども、政府の立場からすれば、総理大臣が五月二十七日の参議院の本会議でも答弁されておりましたとおり、安保理で協議中ということでありまして、これは明快に予断を持ってお答えすることはできませんので差し控えますが、しかしながら、総理大臣の声明が五月二十五日に同じく出ておりまして、同盟国である米国を始めとする関係国と連携しつつ、国と国民の安全の確保を引き続き万全を期することが重要であるというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先生方の議論というものをまた見守りながら、また我々としてはいろいろな形で対応していくことになろうかと思っておりますので、今この時点でのコメント、大変申し訳ありませんが控えていただきたいと思います。

○塚田一郎君 浜田大臣の気持ちは私は伝わりましたので、ありがとうございます、御答弁をいただきました。それは党内でもそうですし、議会としてもきちつと必要な議論をしていきたいなと思っております。

次に、先ほど白議員からも同じような趣旨の質問がありました、スラインバーク国務副長官を始めとしたデリゲーションが日本政府と議論を行っております。

〔委員長退席、理事浅尾慶一郎君着席〕

この中で、例えば具体的な金融制裁を連携していくというふうな、アメリカでやって最も効果的であったBDAの金融制裁のような議論は行われたのでしようかということが一点。もう一つは、テロ支援国家の再指定。これは日本の拉致被害者家族も、前回の訪米、私も御一緒しましたが、この二つは是非やってほしいということを行くところ、飯塚会長が先々で全部同じようなことをメッセージを言われていて、まさにこの二つはどうしてもアメリカにやってもらいたいということなんです、この二つの点について、このミッシェンとの会話の中でこうしたことがあったのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 六月の一日から二日にかけてスラインバーク国務副長官ほか米国の代表団が来日をいたしました。私も表敬を受けたわけでありまして、麻生総理への表敬とそれから日本側のカウンターパートとの協議が行われたところでございます。

これらの意見交換におきましては、北朝鮮の状況について全般的な角度から意見交換を行ったところでございますが、さらに現状の分析なども行いまして、今後とも日米で緊密に協力をしていくということが確認をされたところでございます。

協議の内容は非常に多岐にわたっておりますし、詳細は申し上げられませんが、その中で金融面の議論も行われました。先方との合せもありまして、やり取りの詳細についてはお答えを差し控えていただきたいと思います。テロ支援国家指定も含めまして米国によりまして対北朝鮮措置、これにつきましては、これはもう委員も御案内のとおり、すぐれて米国内のこれは国内法の解釈、運用の側面がありまして、最終的には米国内政府が判断する事柄でございます。

いずれにいたしましても、拉致とか核、ミサイルといった北朝鮮の諸懸案、これの解決に向けた具体的な行動を北朝鮮から引き出すために、対話と圧力のバランスに意を用いながら日米間で緊密に連絡をしていくと、連携していくということに変わりはないわけでございます。

テロ支援国家の再指定のことにつきましては、五月二十八日の参議院の予算委員会におきまして麻生総理が御答弁されておられますけれども、それは、五月二十六日の日米首脳電話会談、これにおいて麻生総理からオバマ大統領に対してそのような我が国の考え方を伝えまして、北朝鮮に対する圧力の重要性について働きかけをしているということ踏まえて行われたものでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。

テロ支援国家指定については、もちろんこれはアメリカが決める、オバマ大統領が決めることなんだというふうに私も理解はしておりますし、アメリカの法制上の指定ですから日本からとかよく言ってもなかなか難しい部分があるのかもしれないが、しかし、これは非常に大きな意味があるからこそ、北朝鮮はこの指定解除をずっと交渉の中でも言ってきたというふうに私は理解していますので、それをやはり日本側が再指定をしてもらいたいということを常に局面局面でアメリカ政府にお願いをさせていただきたいと思っております。それがアメリカと日米の同盟関係においてきちつとしたメッセージで伝わっていくことだと思いま

す。

もう一点の金融制裁については、これ御質問は
しませんが、私の理解ではリービー財務次
官が今回のミシオンと一緒にいたはずで
す。リービーさんはいわゆるBDAの金融制裁オ
ペレーションについて携わった方だと理解を
しております。まさにライトパーソンなわけ
であります。したがって、そういった詳しい
状況を踏まえて日米が連携をして、これ金
融の問題というのは国際社会を巻き込んでいくことも大事で
すけれども、やっぱりアメリカのドルが中
心とした金融の世界ですから、アメリカの
大きな影響力というのはすごく金融制裁
においては不可欠なんです。これはアメリ
カを中心とした連携をしていくことがこの
金融制裁においては不可欠であります。で、
是非、この点についても日米できちっと
対応を行っていただきたいということを重
ねて要望をさせていただきます。

これも先ほど少し言及はされましたが、外務
事務次官が、六者協議はこれからもうい
う形は取っていくけれども、新たなア
プローチとすることを言及されているん
です。で、新たなアプローチというの
はどのようなことなのかと私はちょっと
疑問に思うんですけれども。今までや
ってきたこと等、六者協議に関しては
この手だては有効であるけれども、し
かし新しいアプローチを考えていくと
ころ、具体的に新しいアプローチとい
うのはどういうことをイメージしてい
るんです。どうか、あるいは意図して
いるんです。どうか、外務省、御説明
いただけますか。

○政府参考人(石川和秀君) お答え申し上げま
す。

今朝は白委員からの御質問にお答えしまし
たけれども、数回次官の記者会見にお
ける発言の意図は、この六者会合とい
うものが現実の北朝鮮の問題を対
処するに当たっての現実的な枠組み
であるということを基本としつつ、そ
のことを認識している日米が共に協
力をして、これまでの六者会合の在
り方です。どうか、改

善すべきことは何かということの日米で協力して
議論をしていこうと、その結果として、従来より
もより効果的なものとしていこうとすることを議論
を合意したということでございます。

○塚田一郎君 今までの検証を踏まえた新しいア
プローチということなんでしょうか。私からする
と、何が違っていたかというところ、圧力の掛け
方、間違ったところは個人的には思っています。

オバマ政権も最初、ずっと対話重視ということ
で、ボズワース氏も、私も聞いていた限りでは、
まずダイアログでいくんだというふうな今年の中
初からずっと言っていました。しかし、ダイア
ログでいくという中で起きてきているのが今の事
態でありまして、やはり北朝鮮に対してはきち
とした圧力をもって交渉に臨むというスタンスを
取らないと、もうこれ過去の歴史の中で我々も理
解をすることでありまして、その意味では圧力
をきちっと掛けながら交渉するということ、そう
いうアプローチに切り替えていくことが大事だ
と思うので、一言申し上げさせていただきます。

最後の質問にさせていただきます。

昨日の報道から、北朝鮮の金総書記の後継者問題
の報道が日本のマスコミにも大変に多く取り上
げられております。数日前からは韓国の情報機
関からの情報ということでニュースに上っていた
わけですが、読売新聞は夕刊と今日の朝刊で両
方大きく、何ででしょうか。これ少年時代の金正
雲さんですか、本当に子供の写真なんですか今
どんな顔をされているのか推測は付きませんが、
だれかにおまわっているんじゃないかとさっき
言われたんですけれども、私は全く関係はない
んですけれども、子供時代の顔ですからみんな
似たような顔なんですよ、いや、私は体系的
にはどちらかというと長男の正男に近いのか
もしれませんけれども。

ちょっと話がそれましたが、いずれにしても、
この後継者問題が非常にいろんな形で今メ
ディア等にも上ってきている。これについて、日
本政

府としてはどんなような認識を持っていますか。
メディアの情報が出たからということでは
ありませんが、これだけかなり大きく取り上
げられているということは今までの憶測の域を
超えて具体的な動きがあるんじゃないかと思
うんです。政府の今の分析状況について御
説明いただけます。

○政府参考人(石川和秀君) お答え申し上げま
す。

御指摘の後継者問題については各国とも当然
のことながら強い関心を持っているところだ
と思います。それからまた、御指摘のよう
に、種々の報道が特に近年、最近なされて
いるわけでございます。

政府としても、北朝鮮の内部情勢を含め
いろいろな情報に接しておりますけれども、
日本政府として現時点において後継者問
題についてコメントをするという状況には
現在のところないと思っておりますが、い
ずれにせよ、後継者の問題というのは今後
の北朝鮮の問題について大きな影響を及
ぼすというふうな考えですので、引き続き
強い関心を持って情報収集、分析を行って
いきたいと考えております。

(理事浅尾慶一郎君退席、委員長着席)

○塚田一郎君 いろいろなマスコミの論評によ
ると、この後継者問題、つまり金体制の継
承というの、この金王朝の継承というの
が実は今回のミサイル発射とか核実験とか、
こうした動きに何らかの深い関連性を持
っているんじゃないかという指摘が多く出
ています。ということは、非常に北朝鮮自
身も大きく変わる局面を迎えているとい
う可能性が非常にあります。それは取り
も直さず金正日総書記の健康状態に直結
してくるわけでありまして、そういう事
態がかなり差し迫っているんじゃないか
という認識を我々は持たなければい
けません。

じゃ、問題は、そうなったときに本
当に北朝鮮の体制が安定的、まあ安定
していればいいという

でも、今安定して問題なんですから不安定に
なった方がいいという方もいますが、い
ずれにしても、非常にコンテ
ンジェンシープランを持た
ないといけないような事態が、いわ
ゆる非常事態のようなことが起きて
くる可能性も十分にあるわけ
です。是非、日本政府としてもこの
辺の情報収集と、その際必要にな
るコンテ
ンジェンシープランのよう
なものも御検討されて
いるんじゃないかと思
います。核問題、ミサ
イル問題だけではなくて、
北朝鮮の政権そのもの
の非常事態、あるいは
朝鮮半島そのものの
大きな変化が近々
に起こらないと限
らないというこ
とを御指摘を
させていただきます。

本
当にありがとうございます。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。
海賊対処法の質疑に入ります前に、少し私も北
朝鮮の核実験関係について質問をさせて
いただきたいと思います。

今、同僚の塚田議員から、米国防次官補の御
発言を引用されて、我が国のいわゆる敵基地
攻撃論についての話がございました。私が得
ている情報と若干これ違っておりますが、も
しこの件について、通告はしていないん
ですが、もし可能でしたら外務大臣の御
答弁をいただきたいと思
っています。

私が得ている情報というのは、この核実験が
あって、与党として山崎副総裁をヘッ
ドとして与党調査団を派遣しました。自
民党から中谷議員、我が党から佐藤議
員が参加をしまして、各地で大使、ま
たアメリカのバーンズ国防次官、また
フロイド国防次官と会ってこられたと聞
いております。その両次官が最初に一番
言ったことは何かというと、いわゆる日
米安全保障のコミットメントはしっかり
守るからということ、この日本の国内
でのいわゆる核武装論、また敵基地攻
撃論に対してのやっぱり懸念を持
っておられるという感

じがしたということなんです。

私は、これより良くないことだと、ミスリーディングな外交メッセージが伝わることは良くないんじゃないかなと。特に核武装というのは、非核三原則を言っている我が国にとってはあり得ない話であるわけですから、まずこの点について、我が国としては核武装なんてあり得ないということとを、中曽根大臣の信念として一言御答弁いただければと思います。通告なくて申し訳ございません。

○国務大臣(中曽根弘文君) これはもう再三政府として答弁していることでありますけれども、いわゆる非核三原則が我が国にはあるわけでありまして、政策上の方針として一切の核兵器をこれを保有しないという、そういう原則を堅持をしているところでありまして、またさらに、原子力基本法そしてNPTによりまして一切の核兵器を保有しないと、そういうことになっているわけでございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

そういう意味で、もう一つ得ている情報では、やはり中国、ロシアとアメリカと、制裁と外交的努力、この若干重心が違うという話があるわけですね。中国、ロシアの方は、制裁も重要、しかし併せて外交努力も非常に重要と。外交努力をやる場合、考えていく場合重要なのは、相手の本意がどこにあるのかということを見極めるのが重要だと思っているんです。

今ほど塚田議員からも北朝鮮の政権移譲の話もあったんですが、今回、今年に入って核実験、ミサイル実験を繰り返しているという、こういう暴挙の背景には、よくマスコミでは二つの背景があるんじゃないかと。一つは、三男の正雲氏という名前が最近出てきましたが、政権移譲のために国内世論を引き締めるという、そういう意思。もう一つは、次期政権の平和的存続のための米国からの保障ですね、いわゆる停戦協定あるいは平和条約を締結するための有利な交渉条件を引き出そうというような、そういう見方もあるんですが。

外務大臣として、今回の北朝鮮のこういう暴挙の背景、つまり北朝鮮の本意は一体どこにあるんだろうと思っておられるのか、御見解をお聞かせたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 北朝鮮の核実験の実施を始めとする暴挙の背景ということでありまして、そういう言動につきまして我が国として、我々その意図を理解するというのは、非常に、相手のことでもありまして、困難なことではありまして、また、北朝鮮の意図を推し量って云々言うということも適当でないかもしれません。

安保理におきまして、現在、一七七八違反ということで非難がなされて、そして決議の協議が行われているところでありまして、私たちがとしては、いかなる意図があろうとしても、これは国際社会に対する挑戦でもありますし、この地域に対する大変な安定を損なうものでありますから、しっかりと決議を作ることが大事だと思っております。今努力をしている最中でございます。

北朝鮮は国際社会のそういう声にもやはり真剣に耳を傾けて、そして更なる挑発行為は控えて、そして六者会合に復帰をして共同声明を完全に実施すると、そういうことが北朝鮮自身の利益なんですよということを私たちは北朝鮮に、まあ分からせると言うことなんですが、理解をさせるということが大事だと思っております。

引き続き、この北朝鮮をめぐる諸懸案の解決について各国と連携しながらやっていきたいと思っております。

○浜田昌良君 なかなか北朝鮮の本意はどこかというのはいくつか問題だと思っております。外交努力をされるベースとして一応内々、どういう北朝鮮の思惑なのかというのは省内でしっかりと御議論いただきたいと思っております。

もう一つ、北朝鮮が核保有国を目指す、そういう状況に追いやる要因として、いわゆる核保有のダブルスタンダードという問題があるわけですね。いわゆるP5という国はNPT上核を持つ

ている。一方、インド、パキスタンという国はNPTの外でこれを持っていて、当初は幾つかの制裁を受けたわけですが、ちょうど十年ぐらい前ですかね、いろいろと核実験があつて、十数年前ですか、ところが最近ではいろいろと、我が国を始め国際社会からも受け入れられてきている。この核保有のダブルスタンダードが北朝鮮の核保有を助長しているんじゃないかと、こういう見方に対して、大臣の御評価はいかがでしょう。

○副大臣(橋本聖子君) 今お話をしましたインド、パキスタンはそもそもが核兵器不拡散条約NPTに加盟していないということからして、我が国は両国に対してあらゆる機会をとらえまして、まずはNPTに非核兵器国として加入し、そして包括的核実験禁止条約のCTBTを早期に署名、批准することを求めてきております。先般、中曽根大臣が世界に提案をいたしました世界的核軍縮を進めるための十一の指標においても、今申し上げたことを求めてきております。

北朝鮮の核問題は、我が国を含む北東アジア地域の平和と安定に対する直接的な脅威であるとともに、国際的な核不拡散体制に対する深刻な挑戦でありますので、北朝鮮については、すべての核兵器及び既存の核兵器の放棄が規定された国連安保理決議一七二八号が存在をしております。

いずれにしても、北朝鮮によるすべての核兵器及び既存の核計画の放棄の実現に向けて、米国の始めとする関係国と連携しながら最大限の努力を行っていききたいというふうに思っております。

○浜田昌良君 この核保有のダブルスタンダードについて日本もある意味では関与しているんですね。

六月一日の読売新聞に核の脅威インタビュというのがあります。これでオーストラリアの国際問題研究所のハインツ・ゲートナー教授の発言、こういうのがあつたんですね。アメリカとインドの原子力協定がイランの核計画を助長するだけでなく、北朝鮮の核実験を踏み切らせたのかもしれないという記事があつたんですね。このいわゆる

ないという記事があつたんですね。このいわゆる米印原子力協定は単に二国間の問題ではなくて、これが発効するためにはNSGという核保有国グループ、これ全体で四十五か国あるんですが、このコンセンサス、全加盟国の合意がないとこれは発効しなかつたんですよ。これ、結構もめたんですね。

昨年の夏なんですけれども、実は広島、長崎市長からも、日本、このNSGのメンバーでありますから、これに慎重に対応してほしいと、そういう要請もありました。結果的には、昨年の八月二十一日か二十二日のときは、一回目ではこのNSGまとまらなくて、いわゆるアイルランド、オーストリア、オランダ、スイス、ニュージーランド、ノルウェー等がかなり強硬に反対をして、ただ、急転直下、九月六日にはまとまってしまうという結果を迎えるんですが。

私はこの中で、外務省としてちょっとそういうものに対してもう少し慎重にいろいろやっていけば、こういうダブルスタンダード論についてもこういう形にならなかつたんじゃないかと思うんですが、その点についての責任というのはどういうふうに思っておられるか、外務大臣の見解をお聞きたいんですが。

○国務大臣(中曽根弘文君) 多少経緯も含めてお答えしたいと思うんですが、昨年九月のNSG、原子力供給国グループですが、これの臨時総会におきまして、我が国は、NPTに加入していないインドへの原子力協力が国際的な核不拡散体制に与える影響、それからアジア最大の民主主義国家であるインド、新興市場経済国でもあるインド、これの重要性、そしてさらに、インドによる原子力の平和的利用が地球温暖化対策に貢献し得るという意義、そういう観点を踏まえて、特に唯一の被爆国としてインドによる核実験モラトリアムの継続を重視しながら議論に参加をしたところでございます。

この総会における参加各国によりまして非常に厳しい議論、交渉が行われたわけでありまして、そ

の結果、インド例外化の決定につきましては、インドの核実験モラトリアムの継続を始めとしたしまして、民生用の原子力施設へのIAEA保障措置の適用、それからNSGガイドラインの遵守を含む、厳格な輸出管理の実施を含むインドの約束と行動に基づくものであることが明確にされまして、またさらに、これらの約束と行動を通じて、インドに対する不拡散措置が現在より強化をされ、そしてインドの原子力活動の透明性が高まるとともに、国際的な核不拡散体制の外にいるインドによる更なる不拡散への取組を促す、そういう契機になると考えられたところでございます。

このような点を踏まえまして、我が国といたしましては、大局的な観点から、ぎりぎりの判断をいたしまして、インド例外化に関するコンセンサスによる採決に加わったところでございます。その際、我が国は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効又は停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力力を停止すべきであることを明確に我が国として表明をしたところでございます。

以上のように、この決定は国際社会がインドの約束と行動を重視をした結果でありまして、我が国としては、インドがこの決定の趣旨を重く受け止めて、そして国際的な核不拡散体制の維持強化のためにインドが責任ある行動を取るよう引き続き強く求めていく考えでございます。また、インドに對ししても、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、先ほど申し上げましたけれども、そしてCTBTの早期署名、批准、こういうものを求めるのと従来からの立場に変わりはないところでございます。

なお、この決定はインドによる核不拡散への約束と行動を前提としてインドに特定された措置でありまして、これが北朝鮮の核問題に対する今までの国際社会の取組に影響を与えるべきではないことについてはもう共通の認識があるということを考えているところでございます。

○浜田昌良君 とても詳しい答弁、ありがとうございます。ただ、その詳しい答弁が実は私は外務省の限界だと思ふんですよ。

これ、交渉されたのは今の佐野利男軍縮部長なんですよ。実はこれ、やり取りがありました。そういう市民グループからの要請もあるという中で、どう交渉するかほとんど説明を外務省はしない、与党に対しても。再三呼んで、一回目流れて、二回目のときは、無理をしなくても、無理をしなくても、アメリカはもう政権が替わるのが分かっていたから、ということもあった。という中で、いや、多分流れるといいながらまとめていく方向に走ったとあるんですよ。

軍縮の方々の外務省の中でも一つのスクールになっていて、佐野さんなんかは軍縮課長も考えていて、軍縮の講師もされている。一つは考えられているんですよ。今の軍縮課長森野さんも十年前に軍縮課の首席事務官されていますから。そういう考えの中の延長線上にはこれからの核軍縮は私はないんだと思うんですよ。それは私が言っているわけじゃなくて、外務省の中でもそういう意見があつて、いわゆる、そういう今までの軍縮の方々はアメリカの言いなりに近いと、むしろ軍縮の素人の人がこれからは核軍縮をやるべきだと、そういう意見も実はあるんですよ。

これ、是非外務大臣も念頭に置いていただきたいと思つていて、そういう人たちは、逆に言うところ、今回、今日多分立たれたと思いますが、ジュネーブに須田大使が行かれたんですね、軍縮大使として。彼は軍縮の専門家じゃないんです。そういう意味では、ああいう人によってもらいたいという声もある中で、今までの外務省がやってきた核軍縮の考え方の延長線ですべてを発想するんじゃないで、これからの核軍縮というのは大きく不連続な面がありますから、そういう人たちだけの意見に寄らない、立派な大臣のリーダーシップを期待したいということをつけさせていたで、この海賊法案の方に入りたいと思います。済みません、お待たせしました。金子大臣にお

聞きしたいと思いますが、今回は武器使用権限のところについて集中的にお聞きしようと思つていんですが、今回の法案第六条でいわゆる停船射撃という武器使用権限を新たに設けた背景、またその基本的考え方について、まず大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(金子一義君) ソマリア沖の海賊事案の実態を踏まえ、海賊が船舶で民間の被害に船舶に接近するなどの行為については、その後の重大な危機の発生を回避するために、これらの行為を行っている段階で阻止するという必要性が非常に強いという点から追加をしたものでありまして、背景はそういうことでありますけれども、ベースになつておりますのは警察官職務執行法第七条に基づいております。

○浜田昌良君 そういう意味で、もう少しそれを違う角度からお聞きしますけれども、そうしますと、この停船射撃と現行海上保安庁法の二十条二項に規定するいわゆる不審船に対する武器使用権限との考え方の類似点、相違点について、こういう観点から少し御答弁いただけますか。

○政府参考人(大庭靖雄君) 類似点、相違点についてというお尋ねでございます。

まず、類似点と申しますか、共通する点から申し上げたいと思ひます。海賊行為への対処と不審船への対処は共に警察活動でございます。武器使用に当たっては警察官職務執行法第七条の規定を基本として行うものでございまして、お尋ねの海上保安庁法第二十条第二項も本法第六条も、警察官職務執行法第七条を補完して船舶を停止させるために必要な武器の使用を許容するものでございまして、また、その結果、人に危害を与えたとしても、法律に基づく正当行為として違法性を阻却するという効果があるものでございまして。

次に異なる点、申し上げますけれども、例えば海上保安庁法第二十条第二項は、不審船が拉致などの重大凶悪犯罪に関与している疑いがあるという点で、将来における我が国領海内にお

ける重大凶悪犯罪の発生を未然に防止するためには、立入検査の実効性を担保する必要があるということから武器使用権限を規定したものでございまして、他方、本法第六条は、海賊船舶が民間の被害船舶に著しく接近することなどを国内法上の重大な凶悪な犯罪であるとして、現に行われているそのような重大な凶悪な犯罪を制止するための武器使用権限を規定したものでございまして。この点が異なっているところでございまして。

○浜田昌良君 今の御答弁聞いていただくと分かるんですが、共にこれ警察活動としての武器使用権限である。ただ一方、海上保安庁法の場合はこれは未遂犯なんですね、未遂犯に対しても武器を使うという。一方、今回の本案はもう犯罪を既遂しているというのに使うという意味ですから、そういう意味では、罪との関係からすればより安全側になっているということを描きつけておきたいと思ひます。

次に、法制局にお聞きしますが、国際法において普遍的管轄権が設定されている海賊行為に我が国個別法で我が国の管轄権を設定して行う自衛隊の武器使用、まあ今回の場合ですね、それと、国際法において管轄権が設定されていない紛争地帯において行う、例えばPKOなどですけれども、この自衛隊の武器使用とで、同じ例えばエスコートの武器使用であつたとしても憲法九条の観点からどのように差があるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(横島裕介君) お答えいたします。まず、本法による海賊対処は、国連海洋法条約によつて許される範囲内で我が国の管轄権、具体的に申し上げますが我が国の統治権能の一部であります警察権であり、これには厳格な比例原則の下での強制力が伴うものでございまして、これを公海上にまで及ぼし、我が国の法執行としてこれに服すべき海賊を取り締まるものでございまして。そのために、本法では海賊行為を定義し、これを国内法上の犯罪として規定した上で、海上警察機関である海上保安庁及びこれを補完する役割を

担うものとしての自衛隊が海賊行為の取締り等に当たることを規定し、武器使用を含む所要の権限を付与しております。

本法案による自衛隊による海賊対処行動では、自衛官が私的目的による私人の行為として定義された海賊行為の抑止、取締りという職務を行うことに当たって、武器の使用を含む強制力を用いることを認めております。法案の第六条の停船射撃はまさにその現行犯の海賊行為を制止するためのものでございます。これについては、当該自衛官の職務が我が国の法執行であるということに強制を及ぼす法的根拠があり、また、あくまでも私人を相手とするものであるということから、そもそも武力の行使に当たるものではないものと整理しております。

他方、御指摘のPKO活動等は我が国の統治の及ばない国外の領域において行われるもので、その法的性質も我が国の法執行ではないことから、我が国の統治に服するものでもない他国民に対して自衛隊が武器を使用して強制力を発揮することについては、その法的根拠についての議論が必要であることを始め、その相手方が国又は国に準ずる者である場合には憲法第九条が禁ずる武力の行使に当たるおそれがあるという問題があることから、現行法上、これらの活動においてはいわゆる任務遂行のための武器使用は認められておらず、これらの点に疑義がない、いわゆる自己保存のための武器使用及び自衛隊法第九十五条による武器等防護のための武器使用に限って認められているものと承知しております。

○浜田昌良君 今明確に御答弁いただきましたように、今回の海賊法の、（発言する者あり）しっかり後で議事録を読んでいただくと分かると思いますから、あくまで管轄権があるかないかというのは非常に大きな差なんです。管轄権があるがゆえに、私人に対するもので武器使用をしても、それはいわゆる憲法九条で規制されている武力の行使には全く当たらないという前提であるということをしつかりと踏まえた上でこは御理解賜り

たいと思っています。もう少し違う角度から質問いたしますけれども、これも法制局にお聞きしますが、この本法案第六条のいわゆる停船射撃は、ある方はいわゆる任務遂行のための武器使用権限になるんじゃないかと、こういう議論があるんですけれども、私はそうじゃないんじゃないかなと。私自身、与党PTの中でこれを議論していった、なぜこれに至ったのかということをしつかりと背景を話をしたいんです。

刑法三十六条で正当防衛であるわけですね、

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するためにやむを得ず行うという場合。また、刑法三十七条のいわゆる緊急避難ですね、他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為としての武器使用と。これを適用しようと思うと、ロケットランチャーを持った海賊が被害船に縛ばしこを上がっているという状況であると、この刑法の三十六条、三十七条に基づいて危害要件が外れて使える。しかし、そこに至る前の、船が向こうから近づいてくる、警告を無視して著しく接近する、又は付きまといというだけでは刑法三十六条、三十七条が適用できない。その中で、その間を埋める必要があるというのが今回の考え方なんです。

よって、そういう意味では、ある意味では、現在の警察官職務執行法七条のただし書の一号に凶悪な犯罪を現に犯す者が警察官の職務に抵抗したときと、これがあるんで危害要件を外しているんです。この一類型として規定されていると私は理解しておりますが、法制局の見解をお聞きしたいと思えます。

○政府参考人 横島裕介君 法案第六条の停船射撃に関する規定を新たに設けようとしている趣旨は、先ほど金子大臣から御答弁がありましたとおりでございます。まさに海賊特有の事情、すなわち実際に被害船に乗り込まれてしまった場合には、それを制圧して被害船を奪還するということが極めて難しくなるという事情があることから、

接し、付きまといなどの法案第二条第六号に規定します海賊行為が行われている段階で確実にその船舶を停止させて、当該、現行犯でありますけれども、その犯行を制止することが極めて重要であるということに基づくものでございます。

実は、今御指摘がありましたように、基本となります、準用されます警察官職務執行法第七条、これは現行の自衛隊法におきましても海上警備行動等の場合に準用されているわけでございますけれども、この第七条第一号は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪の現行犯人が、準用ですので自衛官と読ませていただきますけれども、自衛官の職務の執行に対して抵抗するときに、これを防ぐために他に手段がないと自衛官において信ずるに足りる相当な理由がある場合には、正当防衛、緊急避難に該当する場合でなくとも、事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、その武器を使用することができるとされておるところでございます。

その上でさらに、この法案第六条を設ける趣旨でございますけれども、海賊が警告の措置を無視して被害船に接近、付きまとい等を行う六号海賊行為をやめないという場合において、それが警察官職務執行法第七条第一号に規定された「職務の執行に対して抵抗し」という要件に当たるか否かについては積極、消極の解釈があり得ることから、法案第六号は、接近、付きまとい等の六号海賊行為を制止する場面において、この点についての自衛官等の判断についてちゅうちょを生ずることがないよう、警察官職務執行法第七条第一号の「抵抗し」という要件に代えて、「他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合」という要件とすることによって、言わば同号の規定を補完する趣旨でございます。

ちよつと長くなって済みません。○浜田昌良君 どうしても法制局の答弁は正確を期するがゆえに長過ぎて分かりにくくなったかも

しれませんけれども、簡単にまとめて言いますと、これは何かというと、警察官職務執行法七条のただし書の一号に規定された類型があると、それを具体的に当てはめて書いただけであって、新たに武器使用権限を設けたものじゃないんです。既に警察官職務執行法で規定された武器使用権限の範囲内である、それを詳しく具体例に当てはめやすくしたというのが私の理解ですが、そういうことでよろしいでしょうか。

もう一度、法制局、答弁をお願いします。○政府参考人 横島裕介君 現に行われている凶悪重大事犯を直ちに制止するという趣旨で、全く同じでございます。

次に、この六条の、じゃ武器使用権限というのも自由に使えるわけじゃないんです。二つの条件が付いているんです。何かというと、「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるとき」という条件が付いている。もう一つは、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において」と。この二条件が付いているんですが、これは今の海上保安庁法の二十条の二項なんです。これもいわゆる不審船の武器使用権限を書いたところ、危害要件が解除されているんですが、これにも同じ、今あった二条件が付いているんですが、よって、この条文からしますと、あくまでこの六条後段の武器使用を行う場合であっても、人命になるべく影響がないようにエンジン等の駆動部分をねらって射撃すると、こういう理解でよいかと。その事態に応じ合理的に判断される限度の具体的運用について、国土交通省及び防衛省からお聞きしたいと思えます。

○政府参考人 岩崎貞二君 先生御指摘のとおり、事態に応じ合理的に判断される限度においてやるわけでございますので、直ちに海賊行為を行っている者の生命、身体に危害を加える射撃が許される旨を規定しているわけではないと理解をしております。

○浜田昌良君 分かりやすかったと思いますが、次に、この六条の、じゃ武器使用権限というのも自由に使えるわけじゃないんです。二つの条件が付いているんです。何かというと、「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるとき」という条件が付いている。もう一つは、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において」と。この二条件が付いているんですが、これは今の海上保安庁法の二十条の二項なんです。これもいわゆる不審船の武器使用権限を書いたところ、危害要件が解除されているんですが、これにも同じ、今あった二条件が付いているんですが、よって、この条文からしますと、あくまでこの六条後段の武器使用を行う場合であっても、人命になるべく影響がないようにエンジン等の駆動部分をねらって射撃すると、こういう理解でよいかと。その事態に応じ合理的に判断される限度の具体的運用について、国土交通省及び防衛省からお聞きしたいと思えます。

○政府参考人 岩崎貞二君 先生御指摘のとおり、事態に応じ合理的に判断される限度においてやるわけでございますので、直ちに海賊行為を行っている者の生命、身体に危害を加える射撃が許される旨を規定しているわけではないと理解をしております。

○浜田昌良君 どうしても法制局の答弁は正確を期するがゆえに長過ぎて分かりにくくなったかも

しれませんけれども、簡単にまとめて言いますと、これは何かというと、警察官職務執行法七条のただし書の一号に規定された類型があると、それを具体的に当てはめて書いただけであって、新たに武器使用権限を設けたものじゃないんです。既に警察官職務執行法で規定された武器使用権限の範囲内である、それを詳しく具体例に当てはめやすくしたというのが私の理解ですが、そういうことでよろしいでしょうか。

もう一度、法制局、答弁をお願いします。○政府参考人 横島裕介君 現に行われている凶悪重大事犯を直ちに制止するという趣旨で、全く同じでございます。

次に、この六条の、じゃ武器使用権限というのも自由に使えるわけじゃないんです。二つの条件が付いているんです。何かというと、「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるとき」という条件が付いている。もう一つは、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において」と。この二条件が付いているんですが、これは今の海上保安庁法の二十条の二項なんです。これもいわゆる不審船の武器使用権限を書いたところ、危害要件が解除されているんですが、これにも同じ、今あった二条件が付いているんですが、よって、この条文からしますと、あくまでこの六条後段の武器使用を行う場合であっても、人命になるべく影響がないようにエンジン等の駆動部分をねらって射撃すると、こういう理解でよいかと。その事態に応じ合理的に判断される限度の具体的運用について、国土交通省及び防衛省からお聞きしたいと思えます。

○政府参考人 岩崎貞二君 先生御指摘のとおり、事態に応じ合理的に判断される限度においてやるわけでございますので、直ちに海賊行為を行っている者の生命、身体に危害を加える射撃が許される旨を規定しているわけではないと理解をしております。

具体的な運用でございますけれども、いろんなシチュエーションがございますので明確にお答えするのは困難ですけれども、例えば緊急度が非常にある場合とか、時間的余裕があるかないかとか、そうしたことで左右されると思いますけれども、一般的に申し上げれば、まずは警告を行う、射撃を行っても警告の射撃を行う、それから接近等の継続を止めるために海賊の進路の海面に射撃を行うと、こうした順序を踏んで、さらに、船を撃つ場合でありまして、船舶のエンジン部でありますとかかじ部でありますとか、そうしたところをねらって射撃をするというのが基本だと理解しております。

○浜田昌良君 そういう意味では、今後、この法律ができた段階で武器使用権限についても運用マニュアルが多分作られると思うんですが、それはこの今二要件がちゃんと掛かっている海上保安庁法二十条二項に規定する武器使用権限の運用マニュアルとはほぼ同じになつていくと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 基本的に大きな考えは変わらないと思っております。警察官の職務、警察行動を行う範囲での武器使用でございますので、そういう意味では大きく変わらなないと思います。対象がただ不審船と海賊では違いますので、それに応じたものにはしなきゃいけないと、このように思っております。

○浜田昌良君 今の二つの質問につきまして、防衛省について、考えが同じかどうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。

事態に応じ合理的に必要と判断される限度というところにつきましては、個別具体的な状況に応じて判断されるものでありますので、一概にお答えするということとはなかなか難しい面がございますけれども、法案の趣旨に照らした場合に、実際の武器使用は、例えば警告を行った上で、状況に応じて接近等を継続する意欲を減退させるために警告射撃を行ったり、あるいは物理的に航行機能を

失わせるというために機関部などを目標としまして船体に向けて射撃を行うというようなことが考えられるわけでありまして。

それから、不審船対処の場合との比較ということでございますが、いずれの規定による武器使用も先ほど来御答弁ありますとおり警察官の行使に伴うものであると、そういう意味で同じであります。かつ警察官の原則が適用されると、その点においても変わらないわけでありまして、以上のようなことを勘案いたしまして、現場が判断に困らないように、法の規定に基づく武器使用の基準を今後部隊にしっかりと示したいと考えております。

○浜田昌良君 ちょっと答弁が長くて分からなかったんですが、いわゆる海上保安庁の考え方と同じということでしょうか。一言で。

○政府参考人(徳地秀士君) 当然のことながら、同じ規定に基づいて行うわけでございますので、同じような考え方になるものと考えております。

○浜田昌良君 ということで、武器使用につきましては、そもそも管轄権の問題から、いわゆる憲法九条で規定する武力の行使とは全く違う問題である、また、新たな武器使用権限を生み出すというのではなくて、既に現行である警察官職務執行法七条のただし書一号のその類型化であると、しかも、その運用については抑制的なマニュアルを作っていたかどうかということを確認させていただいた。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。私も、まず武器使用の問題について質問をいたします。

今もいろんな議論があったわけですが、これまで海外に派遣をされている自衛隊の活動ということに着目した場合に、これまでのあらゆる活動と比べて武器の使用の権限が拡大をされているのは、これは紛れのない事実であります。その上で装備についてお聞きするんですが、この法案では海賊対処行動に使用できる武器の範囲

というものはどのように規定をされているんでしょうか。

○副大臣(加納時男君) 使用する武器の範囲ということでございます。

この海賊行為への対処に当たる保安官や自衛官でございますけれども、本法案においてはこういう規定になっているかといいますと、警察官職務執行法七条の規定を準用することになっております。それからまた、本法案第六条の規定に基づきまして、具体的には現場の状況を踏まえ、事態に応じて合理的に必要とされる限度において武器を使用することができるということでございます。

○井上哲士君 現在、既に自衛艦の護衛艦が派遣をされているわけですが、これはどういうような装備を持っているんでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) 現在アデン湾に派遣されております護衛艦「さざなみ」、「さみだれ」には、速射砲、それから高性能二十ミリ機関砲、CIWSと言っておりますが、それから十二・七ミリの機関銃、それから対艦ミサイル、魚雷などを装備しております。

○井上哲士君 この法案では、自衛隊が海賊対処行動に出る場合に、対処要項を作成し総理に提出をすることになっておりますが、この対処要項の中で定める事項の一つに自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間というものがありますが、今朝からの議論でも、今出ている護衛艦がそのまま新法の下での活動に移っていくというようなことであります。そうなりますと、この新しい法律成立後の対処要項にはこの装備というのはどのように書き込まれていくんでしょうか。

○副大臣(加納時男君) 今先生がおっしゃったとおり、海賊対処要項の中に部隊の規模、構成と並んで装備ということが明記してございますので、当然その装備というのは対処要項の中に入ることでございます。

具体的にどのように規定するのかということでございますけれども、今現状についてもお話がある

りましたように、装備の種類ですとか性能だとか様式などについて、航空機を持っていくかどうかとかそういうことも含めまして、これは当然装備ということで書かれることというふうに理解をしております。

○井上哲士君 それはつまり、例えば護衛艦二艦とかP3C哨戒機とかそういう書き方なのか、この護衛艦が、先ほど答弁ありましたようなこういう具体的な武器を持っている、装備するんだと、そこまで書き込むんですか。

○副大臣(加納時男君) 具体的な装備につきましては、防衛大臣が対処要項を作成する際に、現実には、警察官が対処要項の性質、それから、先ほど警察官の持つてくる武器、相手の持つてくる武器の性能、こういったものに対応できるように、個別具体的な状況に応じて適切に書き込むということを考えております。

○井上哲士君 そうしますと、もう一回ですが、先ほど、今の「さざなみ」などが百二十七ミリ速射砲とかを装備していると、これは現在必要だという判断で書かれているんだとすれば、それがそのまま対処要項に書き込まれるということでしょうか。

○政府参考人(大庭靖雄君) お尋ねの点に關しましては、この法の具体的な運用ということになりますので、この対処要項を作成いたします防衛大臣が、現実には生起している事案がどうであるのかという具体的なことを具体的、総合的に考慮いたしまして、その上でこの適切な装備というものをどのように書き込むか判断をして書き込むということになるものでございます。

○井上哲士君 いや、お答えになっていないんですが、つまり護衛艦というだけしか書かないのか、もう少しその護衛艦がこういう具体的な装備を持っているところまで書き込むのかどうかと、このことを聞いているんです。大臣、いかがですか。

○委員長(橋葉賀津也君) 速記を止めてくださ
い。

〔速記中止〕

○委員長(橋葉賀津也君) 速記を起こしてくださ
い。

○政府参考人(徳地秀士君) 先ほど来、大庭事務
局長からも御答弁ありましたとおり、まさにここ
にあります対処要項における、第二項の第三号の
ところの装備という問題につきましては、まさに
その必要が生じた場合にその都度適切に判断して
書き込まれるということにはなるわけですが、
も、例えば護衛艦の場合、先ほど私が申し上げま
したようなものは基本的に護衛艦に元々装備され
ているというものがほとんどでございます。
ので、そうしたものについては、護衛艦と書き込
めばそこに当然に付随するというようなものが基
本的にはほとんどであろうと考えております。

○井上哲士君 つまり、個々の装備、武器などに
ついては書き込まれないということでありませ
が、そうしますと歯止めがあるだろうかという
心配が出てくるわけですが、今既に派遣を
されている護衛艦にしましても、海賊船への対処
兵器としては大変に威力が大きいと。相手を一気
に撃沈できるような中身なわけ、これがなぜ合
理的に必要とされる範囲になるのかということ
であります、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。
す。

当然、護衛艦を派遣するということになります
れば、そこに付いております、例えば速射砲であ
りますとか対艦ミサイルでありますとか魚雷であ
りますとか、こういうものもその護衛艦固有の兵
装としまして付いておるわけでございますので、
したがって、護衛艦を派遣するということにな
れば今申しましたような武器も当然現場海域に
そのまま行くわけではございますけれども、ただ、
そのことと、実際に海賊への対処に当たりまし
てどのような武器をどのように使うかということ
は別の問題でございます、持っていたからと

いつて、それでは、じゃ速射砲のようなものも直
ちに使うかという、決してそのようなことには
ならないわけでありませう。

○井上哲士君 これまでの海外活動では、そもそ
も持っている武器自身に一定の制限が掛かって
きたわけでありませうけれども、それが今のお話
では、護衛艦が行けば一緒に付いてくるというこ
とで、ないということになるわけですね。事態に
応じて合理的に必要とされる限度においてとい
うふうになっているわけでありませう、持ってな
くば使えないわけでありませう、非常にやっぱ
り大きなものを持っているということが、これは
やはり自衛艦を送っているということ自体に、今
のこと自体が起きている矛盾だと私は思います。
その上で、そういうものが既に持っているわけ
であります、現実にはどうい活動が今後展開
されていくのか。

五月十八日に「さみだれ」が、関係国又は関
係機関からマルタ船籍のタンカーが小型船舶か
ら攻撃、追跡を受けているという連絡を受けて搭
載ヘリコプターを派遣されておりますけれども、ま
ず事実関係について申し上げます。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。
す。

五月十八日の日本時間で申しますと十七時四十
五分ごろでございますけれども、アデン湾におい
て護衛活動を実施中の護衛艦が「さみだれ」の西
南西約九十キロメートルに位置する不審な船舶に
関する情報というものを入手をいたしました。こ
れを受けて、十八時一分ごろ、これも日本時
間でございますが、状況の確認のために「さみだ
れ」に搭載されておりますヘリが発艦をいたしま
して、ヘリによる状況の確認をいたしました。そ
の結果、付近に不審な船舶というものは確認を
されず、このマルタ船籍のタンカーの安全が確保
されているということが確認をされましたので、
ヘリは十八時三十九分に護衛任務に復帰をして
いるものであります。

○井上哲士君 不審船がいたという話しかされま

せんでしたけれども、現に攻撃を受けていると、
こういう連絡があったんじゃないですか。

○政府参考人(徳地秀士君) 今御指摘の点につい
て申し上げます、「さみだれ」の艦載のヘリが不審
な船舶が位置する、さみだれの方、先ほど申し
上げたマルタ船籍のタンカーから、三十分
にわたって小型船舶から攻撃と追跡を受けてい
ると、そういう情報をおっしゃったのはこのこと
かと考えております。

○井上哲士君 これまでも四回にわたって、不審
船が接近しているなどの連絡を受けて護衛対象
以外の外国船舶の救護も行ってきたわけですが、こ
の場合には単に不審船がいるだけではなくて現に攻
撃を受けていると、こういう連絡をもつて、そし
てヘリがそこに行っているわけですね。ですから
これまでの一線を踏み越えて、現に攻撃を受けて
いる相手を救助するための活動ということであり
ます。

実際にはいかなかったようでありませうけれども、
このタンカーがもし攻撃を受けている場合に遭遇
をしたということであれば、そのヘリコプターは
どうい対応をしたのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) 今先生がおっしゃ
られたように、実際行ってみましたところ当該マル
タ船籍のタンカーの安全は確保されておりました
ので、我々の方といたしましても、現実にはその攻
撃を受けていると、そういう場に遭遇をしたわけ
ではございませんけれども、仮に、警戒ヘリが状
況を確認をして、それでこの船舶が現にその攻撃
を受けているという場合であれば、これが保護対
象外の船舶ということになりますと非常にやるこ
とは我々としては限られておりますので、あくま
で人道的な観点から、強制力の行使を伴わないよ
うな行為ということで、他国の船に通報するであ
りますとか、あるいは引き続き状況の監視をする
といったようなことに限られるわけでありませう。

○井上哲士君 それは今の海上警備行動で出てい

るからそういうことになるわけですね。
では、この法案が成立した以降、同じようなケー
スになった場合は、ヘリはどういう対応が可能に
なるのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) 今回の法案によりま
すと、この七条に基づく海賊対処行動というもの
が現実には発令をされているという場合でありま
す、保護対象は日本関係船舶に限られませんが、
日本関係船舶でなくとも、外国船、純然たる外国
籍船であっても、それに対する海賊行為につきま
してこの法案に基づいて対処行動というものを
行うということは、それは確かに可能になるわけ
であります。

実際にどういことになるかということであり
ませうけれども、この船舶が現に攻撃を受けてい
る場合に遭遇した場合であつて、自己又は他人に
対する防護のために必要であると認める相当の理由
があるという場合には、この法案の八条第二項に
おいて準用する警察官職務執行法の第七条の規
定によりましてその範囲での武器を使用するとい
うことは、法制上の問題としてはそれは可能になる
わけでありませう。

○井上哲士君 つまり、実際の銃撃戦にもなつて
いくという可能性はあるわけですね。

総理の答弁などを見ておきますと、灰色の船を
見たら海賊は逃げ出すということなどを言いまし
て、武器使用というのは常識的には余り考えられ
ないという趣旨のこととも言われております。
す。しかし、現に、既に攻撃を受けているとい
う通報を受けて現場にも行っているという事態が
あり、これからのことは大いに考えられるわけ
です。現に銃撃戦が行われるところにも割って
入るということになりますと、やはり自衛隊が戦
後初めて海外で人を殺傷するという事態に踏み込
むということになる可能性が高いわけですね。

戦後六十年以上やっぱ憲法九条の下で日本の
自衛隊が殺傷してこなかったということは、私は
大変大きな意味があるし、それ自体が非常に外交
的な力にもなっていると思ひます。こういう可能

性がますます高まるんじゃないかと。この点、いかがお考えでしょうか。

○副大臣(加納時男君) この法案を担当している立場から申し上げますと、我々は自衛隊の海外派遣をやらうと言っているんじゃないやしません。海賊に対してどう対処するか、海賊は一番、やっぱり今の体制ではまずい、というか、海賊行為を続けてはまずいと思わせること、そしてそれを抑止し、それをやめてもらうということが我々の目的でありまして、海賊軍と何か一戦を交えてこれをせん滅すると、地球の果てまで追い詰めてせん滅するということは考えておりませんので、派兵ということとは全然違うんですね。あくまでもこれは警察行為のために、本来、第一義的に行くべき海上保安庁に代わって自衛隊を派遣するんだと、こういうこととでございます。

○井上哲士君 じゃ、実際に責任を持つ防衛大臣にお聞きしたいわけですが、私は別に地球の果てまで追っていくとか一言も言っておりません。問題は、海賊対処は警察活動とかいろいろなことを言いながら、現にやはり自衛隊が海外に行つて、戦後初めて人を殺傷するという、そのことのおそれが極めて高いということについてどうお考えかということをお聞いているんです。

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に、先生、前の委員会でもお話をしましたけれども、殺傷する可能性が高いと言え、この可能性の話をしていけばそれはそういうふうになるかもしれないが、我々はその事前に行動の規範を決めておりますので、そういった意味では、その前に阻止をする、そしてまたその行動をするといったいろんな形の、警告射撃等も含めて、我々は手段を持っているわけでありまして、そうならないようにするのが我々の務めでもありますし、逆に言えば、いかに有効的に我々が警備をしている船を安全な場所に移し、そしてまたこれを警護しつつ移動していくかということに念頭にしているわけでありまして、その意味では、追い払い等のこともあるわけでありまして。

可能性を言ったら、先生、それはもう切りがないという部分もありますけれども、我々とすれば、それ以前にやる必要があるということを、そうしないようにするためにいろんな行動規範を決めているところでもあるわけでありまして、先生の言うにそういうふうに行われると、我々としてもその前の段階があるということを御説明せざるを得ませんので、そういった説明をさせていただきました。

○井上哲士君 いや、現に攻撃を受けているという通報を受けて現場に行っているという事態が起きているから、それはもう今おっしゃったような前の段階じゃなくて、そこに踏み込んだ段階のところに今行っているから、これはこういうことになるんじゃないですかということを私は聞いています。

○国務大臣(浜田靖一君) 今先生が、我々はそういったことに対して、そういった通報があつて行つた、そこで見たというのは、今の海上警備行動ではそこまでできません。今度法案ができて、それが行つた場合にどうするかということとは、果たしてその距離がどのくらいのことにあるのか、警告射撃をして入らない、その時間稼いでいる間に我々の船がそこへ行つて、間に入つて割り込んでやるような形もあるかもしれません。

○井上哲士君 仮定ではなくて、現実性が高いということでお聞きしたいと思ひます。

その上で、先ほど来のもう一つの議論で、テロリストと海賊行為との関係についてお聞きします。この間の答弁では、テロリストか否かという判断基準ではなくて私的目的に当たるかどうかで決めると、こういうお話がありました。

では、いわゆるテロリスト集団が、組織の例え

ば資金確保のために海賊と同様の行為を行った場合というのは海賊行為に当たるといふことでしょうか。

○副大臣(加納時男君) この問題は、テロリストであるかどうかではなくて、また何を目的としているかではなくて、我々がこの法律で言っておりまは、海賊行為というものの構成要件を明確に定義しておきまして、構成要件該当性でチェックすればいいという、ある意味では、先生、専門家でいらつしやうと思ひますが、非常にリーガルマインドで考えると分かりやすい、構成要件該当性の一点に絞つてこの問題は考えると全部解けちゃうと思ひます。

つまり、テロリストかどうかは問題ではない、資金集めかどうかは問題ではない、やっている行為が我々が定義した海賊行為の構成要件、つまり第二条に書いております私的目的、財産強取、人質、航行妨害、いろいろこれ構成要件ありますけど、私的目的とか国の機関ではないこととか、いろいろございします、準国でもないこととございします。

ということで、構成要件を明確にしてあるので、それに当たっているかどうかを当たつていけば、もう非常に明快に分かるということと、テロリストであらうがなからうが、ともかくこの海賊行為であれば対処する、海賊行為に当たらないければ、動機が、何か不純な動機があつても、それはともかく関係ないということと割り切つていふつもりでございます。

○井上哲士君 ですから、その構成要件に当てはめて、いわゆるテロリスト集団が組織の軍資金の確保のために海賊と同様の行為を行った場合はどうなるんですかと聞いているんです。

○副大臣(加納時男君) 同じ答えになつて申し訳ございしません。海賊行為かどうか問題だと。それから、今ちょっとお話伺つていふと、何かテロリスト国家みたいなことをおっしゃっているんですが、国とか何かの艦船であるとか、こうい

うのは頭から、私的な船によるということが冒頭になつていますから、私的というところで外れるんじゃないかと思ひます。

○井上哲士君 つまり、テロリスト集団は国家ではないので、私的集団であるから基本的に海賊活動に当たるだろうということとよろしいんでしょうか。

○副大臣(加納時男君) いや、全然、私そう言つたつもりは全くありません。

要するに、大事なことは、テロリストかどうかじゃなくて海賊行為かどうか問題であると。それから、国とか、準国と我々が言っているんですけれども、国に準ずるような組織であるとすると、これはのつけから構成要件から外れます。私的な団体が私的な目的で私の船を使つてやる。外国の、何というか、軍艦が来た、それにテロリストがいっぱい乗つてきたというのは対象になりません。こういうこととございします。非常に単純な話でございます。

○井上哲士君 それでは、逆の方向から聞きますけれども、国ないし国に準ずる組織と認められるような国際的テロリスト集団というのは何かあるんでしょうか。

○副大臣(加納時男君) ちょっと、私は今それについては想像はちょっとできないですけれども、国とか国に準ずるようなものというのとは何となく想像ができます。テロリストというののも想像ができます。それから、今我々は、それが私のものであるかどうか、つまり国とか準国であるかどうかということが一つポイントであつて、テロリストがファシストかというふうなことで何かこれを議論しているつもりはないわけとございします。

ですから、海賊行為をやつたらそれは駄目と、ただし、それが国あるいは準国であつたらば別と、こういった非常に分かりやすいと思ひますか、迷わないような構成にしたつもりでございます。

○井上哲士君 国に準ずる組織と認められるテロリスト集団というのは、今具体的に挙げられなかつたわけですね。そうしますと、いわゆるテロ

リスト集団がやるような行為も、いわゆる海賊行為に当たるものがそうなんだというお話になるわけですが。

この間、政府は、インド洋での給油活動に自衛隊を派遣してきましたけれども、海上阻止行動については、これは武力行使を伴う可能性があるなどとしてこれには参加してこなかった、要するに給油だけに限定してきたわけですね。あの海域での麻薬の取締りとかそういうものはできないと、やってこなかったわけですね。

ところが、今回は、同じテロリスト集団がやっている行為であっても今回は自衛隊が対処できるという仕組みになるわけですが、これは一体どういふことなんでしょうか。じゃ、防衛大臣お願いします。

○国務大臣(浜田靖一君) それは先生、そもそも、我々は要するに日本の商船とか船舶を守るためにに行っているわけでありまして、テロリストかどうかというのを今先生盛んにおっしゃってありますが、我々の船舶を、船を守るためにに行っているわけですから、あらゆる手段、一番有効な手段をもってこれを守るといふのは当たり前で話でありますから、そもそも武器の使用とかそういうことよりも、まずそれをいかに安全に航行させるかということが我々の任務でありますから、テロリストであろうと何であろうと、我々の任務というのはこの船舶を守れということで命令を出しているわけでありまして、そこところは明快だと私は思いますけれども。

○井上哲士君 では、インド洋でのいわゆる海上阻止行動には日本は参加をしてこなかった理由は何か。インド洋でのいわゆるテロ特措法に基づく対テロ戦争と言われてきた海上阻止行動には日本は参加してこなかったわけですね。その理由。

○国務大臣(浜田靖一君) それは先生、政策判断というのがあるわけでありまして、今回の場合には、我々は警察権を使って我々の、日本の船の生命や財産を守るために我々は出して、それは守

らなくていいということにはならないわけじゃないですか。

それは先生、共産党としてもそうだと思うんですが、日本の船を安全に、日本の国民の主権を守るために、我々、警察権をもってこの財産の部分を、大変重要なものを運んでいるわけですから、それを守るといふことに對して政策判断をもって、我々とすれば警察権というものを、かなりの縛りを掛けて今回も警備活動、警護活動をやっているわけですから、まさにこれは分かりやすい説明なのではないかと思いますが。

○井上哲士君 今、警察活動という縛りを掛けたと言われましたけれども、しかし現実には、初めての海外任務を持ったP3Cが行き、そして武器使用の基準といつても、装備からいっても、私は今までできなかったことに相当踏み込んだものだと思っております。これは重大だということは指摘をして、質問を終わります。

○山内徳信君 私は、通告はしてございませぬが、簡単にお答えできるものでございませぬが、最初に、外務大臣と防衛大臣のそれぞれの平和外交への決意をお伺いしておきたいと思ひます。

田母神俊雄前航空幕僚長は、彼の書いた論文や発言が憲法や自衛隊法、政府の方針に反するということで退職の責任を取られました。シビリアンコントロールの立場から、参議院の外交防衛委員会に参考人としておいでいただきました。各委員からいづいばい質問をいたしました。

日本には、平和憲法を基盤に、戦後六十四年間、平和外交の実績を積み上げてまいりました。ところが最近、北朝鮮の動きもあって、目には目、歯には歯という発想なのか、核抑止論とか、あるいは策源地攻撃論とか、いろんなのが出てまいりました。しかし、ここは慎重でなければいかぬだろうと思ひます。日本が本心に核を持ったときに、一体アジアの平和はどうなるのかということが問われるわけでありまして。被爆国日本はこれからも世界に誇る平和外交に徹すべきと思ひます。最初に、外務大臣の平和外交への決意のほどを

お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 我が国は、世界で唯一の被爆国でありますし、二度とあのような惨事が起きないように積極的にこのような核軍縮あるいは不拡散の活動を行っておりますし、また、非核三原則というものによりまして、長い間、これは政府の基本的な方針としてこれを維持しているわけでありまして、そういうところから、そういう体験を基に、この国際社会、核のない世界が実現できるようにと、そういう意味で先頭に立つてこのような活動をやっていくという、これが大変大事なことだと思っております。

○山内徳信君 ありがとうございます。

○国務大臣(浜田靖一君) 先生御指摘のとおり、我々、当然平和を望むのは当たり前のお話でございまして、今外務大臣からお話が合ったとおりだと思ひます。そして、平和外交というのは、これは絶対やらなければいけないことであります。

しかし、我々の所管は、この国の独立、そしてこの国民の財産、これを守るといふのがこれはもう我々の使命でございまして、いざというときのために我々もしっかりと対応していくための努力をしてまいりたいと思ひます。

○山内徳信君 私の部屋には、憲法九条と九十九条を掛け軸にして掲げてあります。一度、浜田大臣、私の部屋においでいただけませんか。

憲法九十九条はこう書いてあるんですよ。天皇及び摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふとあるんですよ。私はもうこれをずっと覚えておるんですよ。戦後、覚えなければいけない。沖縄のあの戦争の中を生きてきました。そして、憲法九条も掲げてありますよ。

恐らく国会議員、何百名といらっしゃいます、こういう憲法をひたすら遵守していこうというところで掛け軸にして張ってあるのは、別にいらっしゃるかどうかわかりませんが、私はこの憲法を守ることが最終的には日本人の幸せにつなが

ると思ひつてゐるんです。日本なんか核兵器でも持ったらえらい目に遭いますよ。世界からひんしゆく買いますよ。被爆国として物が言えなくなるんですよ。したがって、この憲法は私は大事にしていきたい。

そこで申し上げますが、私はもう今日は細かいことには触れる時間ありませんが、総論的なことを申し上げたいんですが、私は今回の、もう既に行っております自衛艦、自衛隊の諸君は自衛隊法八十二条で行っているわけですね。海上警備という名の下で行っているわけですね。したがって、これ以上新たな法律を作る必要はないと思ひます。いわゆる今の海賊対処法、作ることによつて、ずっと論議が深められておりますように、武器使用の問題とか、こうなつたらどうなるか、あんなたらあんなのかという、非常に細かいところまで武器使用の話が飛び交つておるんですよ。そして、憲法九条を背景にした論議がほとんどない。したがって、次第次に、戦後自衛隊ができて今日まで、いろんな名目の下に外に出ていったわけですね。今回は、海賊を理由にして、ついに陸海空の三軍が、三部隊の拠点地も向こうに置いて海賊に対処すると。これは、戦後六十四年間の日本の歴史の上でこれが大きな転換点になっていったら困るという危機感を私は持つておるんです。

そこで申し上げますが、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求しよう。やはり海賊行為がありますから、これはいかぬだろうと、こういうふうにも私も思つております。そして、国権の発動たる戦争と。今回のものは戦争とは私も位置付けません。しかし、国権の発動の一部になるわけですね。武力による威嚇。相手が攻めてきたら、相手がかつちの言うこと聞かなければ、最後は日本の国内法に基づいて、やはり自己防衛とかいう立場でこも対応すると。私は、これは武力による威嚇になるんだらうと思ひます。そして、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると、こういう。そ

して、犯罪だから撃ち殺していいということにはならぬと思いますよ、犯罪だから。犯罪者は全部撃ち殺していいんですか。違うでしょうが。そこら辺はお互いは冷静に対応せぬといかぬと思いますよ。

そういう意味で、やはりそういう基本的なのを踏まえて、これも通告してございませぬが、この法案の所管は金子大臣でございませぬから、大臣に一つも質問せぬでは前回から申し訳ないなと思いましたが大臣にお伺いいたしますが、調査なくしてという言葉がありますね、調査なくして。私たちが政策を立案する、法律を作るときはきちっとした調査が必要だと思いますよ。そういう意味では、外国の情報とか間接的な情報とか、そういう情報や資料に基づいて今回の海賊対処法案は作られたと思います。

しかし、それでは十分とは思いません。やはり、少なくとも日本という政府があつた近頃まで行つて、国交省の職員が、所管の職員がやはり向こう近くまで行つて現地の状態を感じてくる、そういうふうな現地の調査は行われた上でこの法案はできたんでしょかというのを質問しておきたいと思ひます。

○国務大臣(金子一義君) まず、前者の、国権の発動としての武力行使というお言葉がありました。が、本件については、まず国連海洋法条約、これで世界各國がこういう海賊行為、これは犯罪である、と、犯罪を世界各國がそれぞれ協力し合つてこの抑止を図るというのが今回最大の眼目でありまして、決して、国権の発動としての武力の行使というのは全く当たりません。

それから、昨年二月にこの点について、国連海洋法条約を我が国批准を既にしておりましたが、法案が、海賊行為というものを国内法と同一視する、同一化するところについて法整備ができていなかったということもありまして、これを作ろうということでも決定をいたしました。その段階で、外務省、防衛省、現地に行っていたさまざまな状況を把握してもらつておりました。

そういう中で、昨年、夏にかけて急速にこういう海賊の事案というのが増えてまいりました。そういう中で、更に与党プロジェクトチームの皆様方にも行つていただきまして、調査をそれなりにさせていたところでありませぬ。

○山内徳信君 私は、次に進めていきますが、今回の海賊問題の抜本的な解決策は、現在進められている自衛隊法による海賊対処の方法で今現地で進んでおるわけですね。そして、今審議されている対処法で更にその強化をしようという、こういうふうなことでございませぬが、やはりもう既に言われて、昨日も外務大臣御答弁がございましたが、やはり政治が不安定になつたりしますと、統治能力が失われますと日本人だつて海賊になりますよ。だから、海賊行為が犯罪だからといって撃ち殺していいということにはならぬのですよ。昔から海賊もあれば山賊もいたじゃないですか。日本本土だと、これだけの面積ですから多かつたと思ひますよ。そういう人々はやはり生活との関係があつたと思ひますよ。

そういう意味で、今、国を挙げて、国会挙げて全エネルギーを新しい法律制定に向けて注ぎ込んでおりますが、少なくとも、今法律はこういう法律を作つていきたい、ところが、車の両輪として、ソマリアの民生安定とかその他やはり国家再建のために日本としてはこういう努力をしたい、という国際社会にも呼びかけていきたいというそういう想像力、そういう新しい発想というのがなぜ政府から出てこないんですか。

外務大臣、是非、中曽根大臣の見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(中曽根弘文君) 再三この委員会でも議論になっておりますが、海賊対策には抜本的な解決が大事だということです、ソマリア自体の安定というものの、治安の回復というものが大事で、言うまでもありません。

こういうことが大事だということで、既に我が国としては、もう委員も御承知だと思ひますけれども、いろいろな支援策等を行つておるわけであ

りますが、この周辺沿岸国、特にソマリアの海上取締り能力の向上とか、あるいは治安の回復、あるいは人道支援等々が大事ということで、例えば人道支援としては食糧支援、難民、国内避難民への支援、保健、水・衛生、教育分野等々、国際機関を通じて六千七百万ドルですね、約六千七百万ドル、二年間で、これらを支援をして、そして国境管理強化、警察支援なども行つているところでございませぬ。

さらに、今年度の補正予算におきまして、沿岸国の海賊対処能力の強化を図るための経費をいたしまして、国際海事機関、IMOに対しまして十億圓を拠出するなどやつているところでございませぬ。特に大事なのは、それらの支出とともに、イエメンやオマーンの海上保安機関の職員を招聘、研修など、そういう取締り能力の向上、あるいはJICA等による調査団を派遣しまして今後どういふことを支援したらいいかというようなことも研究しながら、今そういうような総合的な対策を行つているところでございませぬ。

○山内徳信君 予算の付いておること、それは皆さんの資料を通して私も承知しておるんですが、やはりこれだけ大きな問題になるわけですから、武器使用の話から憲法の話。そして、日本船籍が一年に何千と行つて往來しておると、そしてやはり外国からのいろいろな物資を輸入せぬといかない日本として等おつしやつていらつしやるわけですが、こういうことを、今のような国家再建の努力をもつとやはり文書にして、なぜ私がそんなことを申し上げるかという、火曜日でしたか、民主党の方から質問がありましたね。テレビ朝日の件がありました、私はそれに全く気付いていませんでしたから、私は昨日改めて見たんですね。そして、海賊村の子供たちが少し出てきたんですね。ああ、これは敗戦後の私たち沖縄によく似ておるなと、こういう重重ねて見ていたんです。

したが、そういう意味で、やはり統治能力を失つた、民生安定がゼロになった、そういうところを幾ら海賊海賊、そこに力点を置いても

いかぬのじゃないかと、本来あるべきところにはやはりもっと力を入れてほしいということを私は強調したためにこういう質問を繰り返しておるわけでありませぬ。ひとつ、平和国家日本の真価を発揮する意味でその面の御努力をお願い申し上げます。

そして、私は、ああ、一理あると思つたんです、あのテレビ朝日の報道ステーションを見ておりました。こういうんですね。ソマリアの海賊たちは、ソマリアの海に廃棄物を不法投棄したり、あるいは漁師にとつてはそこは生活の場であるわけですね、そういう生活の場であるソマリアの海を汚染させるなど、外国の船や海賊退治にやってくる者がむしろ海賊ではないのかという、そんな趣旨の話をやつておるというんですね。

ですから、そういう話を私たち日本の自衛隊に当てはめると、日本の自衛隊の艦船も海賊船と、彼らは半分は冗談かもしれませんが、半分本気かもしれないですね。ですから、喜ばれていないわけですね。そういう意味で、彼らが本当に立ち上がる、再建のために、そういう方向に重ねて御努力をお願い申し上げたいと思ひます。

そういう意味で、ここで改めて外務大臣の、ソマリアの国家と国民生活再建の先頭に立つて国際社会にも日本が呼びかけをしていく、そういうリーダーシップを発揮をしていく政府の決意を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) ソマリアの情勢を安定化させるということの重要性は先ほどから申し上げておりますけれども、国際社会としても、今まで非常に難しい地域であります、なかなか有効な手だてを講ずることができなかった、これが実態ではないかと思ひます。

しかし、九一年以来、こういう武装勢力間の抗争が続いておりますけれども、そういう中にありまして、昨年には暫定連邦政府、これができまして、ジブチ合意というものも成立をしたわけでありまして、和平に向けた動きというものが見られるわけでありませぬ。

この暫定連邦政府には残念ながらすべての勢力が参加しているわけではないわけでありまして、また、五月以降も過激派との戦い等もありまして依然不透明な状態が続いているわけでありまして、私ども、私どもといたしましては、治安の維持とかあるいは人道復興支援等を通じて、一日も早くそういうソマリアが安定した、また平和が戻るような努力が続いているところでございます。今年の三月にアフリカのボツワナで会議が行われまして、そのときに私は、ソマリア暫定連邦政府のワルサム計画・国際協力大臣とも会談をいたしました。その際、我が国としての引き続き支援を行っていくということを、そういう立場を表明をしたところでありますが、引き続き自衛艦、今は自衛艦でございますが、海賊対策とともに、ソマリア自体の平和の回復のために努力をしたいと思っております。

○国務大臣(浜田靖一君) すばらしい平和外交が、これを成就することを心からお祈りをするわけですが、一言だけ。

海上自衛隊、今一生懸命になって日本の船舶を守っているわけでございます。それを海賊呼ばわりされるのは極めて心外でございます。その意味では、国民の代表として我々は海自の皆さん方に行っているわけで、私は思っておりますので、その点におきましては、先生の言われることは大変よく分かりますが、しかしながら、我々の船を守りに行っておるわけでありまして、もしも海賊が来なければ我々は行かなくて済むわけでございますので、今現状として、海賊が起きてしまっているこの現状のために我々海上自衛隊を派遣しているわけでありまして、それは、向こうの方からすれば海賊かもしれませんが、それを言葉にして我々の海上自衛隊が海賊だということが残るといことは極めて、今回の議事録についてもそうだけれども、それに残るのは、大変我々としては、私自身としては心外でありますので、尊敬する山内先生のお言葉とはいいいながらも、私はその点だけは、はい、そうですかと言っておく

わけにはまいりませんので、一言抗弁をさせていただきます。

以上であります。

○山内徳信君 一言。

私は山内徳信の言葉として海賊というふうに申し上げておるんじゃないんです。そこは誤解しないようにしていただきたい。あの報道ステーションを見たら、その映像の中にそういうのがあったということなんです。

したがって、私たちは余裕を持って、浜田大臣、ああ、現地の子供たちや人から見るとそういう見方もあるのかというぐらゐの太っ腹で対応しなければいかぬと思います。

以上です。

○国務大臣(浜田靖一君) いや、先生もいつも我々の言葉を大きな心でとらえていただくと、と分かっていたら、それだと思いますので、それはお互いさまでございますので、できるだけそういうお言葉をお互い使わないようにしたいと思っておりますので、海賊という言葉だけはちょっと、言われるのは大変私としては心外であるということだけは申し上げておきます。

○山内徳信君 終わります。

○委員長(榊葉賀津也君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(榊葉賀津也君) 次に、クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件及び強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、以上三件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中曽根外務大臣。

○国務大臣(中曽根弘文君) ただいま議題となりましたクラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成二十年五月に採択されたものであります。

この条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について定めるものであります。

我が国がこの条約を締結することは、クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成十六年十二月に採択されたものであります。

この条約は、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものであります。

我が国がこの条約を締結することは、この分野における国際的な規則の確立を促進し、及び私人がこの条約の締結国である外国との間で取引等の法的安定性を高めること等に資するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成十八年十二月に採択されたものであります。

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を有するものであります。

す。

我が国がこの条約を締結することは、拉致を含む強制失踪に立ち向かう我が国の強い意思を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(榊葉賀津也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三件に対する質疑は後日に譲るとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

一、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件

クラスター弾に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

クラスター弾に関する条約

この条約の締結国は、文民たる住民及び個々の文民が引き続き武力紛争の矢面に立たされていることを深く憂慮し、クラスター弾が使用されたとき、意図されたとおりに作動しなかったとき又は遺棄されたときにもたらす苦痛及び犠牲を永久に終止させることを

決意し、

クラスター弾残存物が、女性及び児童を含む文民を殺害し、又はその身体に障害を残し、特に生活手段の喪失により経済的及び社会的な発展を妨げ、紛争後の復旧及び再建を阻害し、難民及び国内の避難民の帰還を遅らせ、又は妨げ、国内的及び国際的な平和構築及び人道的援助の努力に対して悪影響を及ぼし、並びにクラスター弾の使用後長年にわたって残存する他の深刻な結果をもたらすことを憂慮し、

作戦上の使用のために保有するクラスター弾を国が大量に貯蔵することによる危険性について深く憂慮し、また、これらのクラスター弾の迅速な廃棄を確保することを決意し、

世界各地に存在するクラスター弾残存物を除去するという課題の解決に効果的なかつ調整の図られた方法で有効に貢献し、及びこれらのクラスター弾残存物の廃棄を確保することが必要であることを信じ、

すべてのクラスター弾による被害者の権利の完全な実現を確保することを決意し、また、クラスター弾による被害者の固有の尊厳を認識し、

クラスター弾による被害者に対して医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む援助を提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにするために全力を尽くすことを決意し、

クラスター弾による被害者に対して年齢及び性別に配慮した援助を提供し、並びに弱い立場にある人々の特別なニーズに対応することが必要であることを認識し、

障害者の権利に関する条約において、特に、その締約国に対し、障害者に基づいていかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現を確保し、及び促進することを約束することが求められていることに留意し、

各種の兵器による被害者の権利及びニーズに対応する様々な場で行われている努力を適切に調整することが必要であることに留意し、また、各種

の兵器による被害者の間の差別を回避することを決意し、

文民及び戦闘員は、この条約その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれることを再確認し、

国の軍隊とは別個の武装集団が、この条約の締約国に対して禁止されている活動を行うことは、いかなる場合にも許されないことを決定し、

千九百九十七年の対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約にうたう対人地雷を禁止する国際的な規範に対する広範な国際的な支持を歓迎し、

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する戦争による爆発性の残存物に関する議定書が採択され、及び二千六十六年十一月十二日に効力を生じたことを歓迎し、また、紛争後の環境において、クラスター弾残存物の及ぼす影響からの文民の保護を強化することを希望し、

女性、平和及び安全に関する国際連合安全保障理事会決議第千三百二十五号及び武力紛争における児童に関する国際連合安全保障理事会決議第千六百十二号に留意し、

クラスター弾の使用、貯蔵、生産及び移譲を禁止し、制限し、又は停止するため、近年、国内的、地域的及び世界的にとられた措置を歓迎し、

クラスター弾がもたらす文民の苦痛を終止させる世界的な要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、赤十字国際委員会、クラスター弾連合その他世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、

クラスター弾に関するオスロ会議の宣言において、特に、各国が、クラスター弾の使用がもたらす重大な結果を認識したこと並びに文民に容認し

難い害をもたらすクラスター弾の使用、生産、移譲及び貯蔵を禁止し、並びに被害者に対する治療及びリハビリテーションの適切な提供、クラスター弾汚染地域に存在するクラスター弾残存物の除去、危険の低減を目的とする教育並びに貯蔵されているクラスター弾の廃棄を確保する協力及び援助のための枠組みを定める法的拘束力のある文書を二千八十年までに作成するとの約束を行ったことを再確認し、

すべての国によるこの条約への参加を得ることが望ましいことを強調し、また、この条約の普遍化及び完全な実施を促進するために精力的に努力することを決意し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則並びに紛争の当事者が文民たる住民と戦闘員とを及び民用品と軍事目標とを常に区別し、かつ、軍事目標のみを軍事行動の対象とするという規則並びに軍事行動を行うに際しては文民たる住民、個々の文民及び民用品に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払うという規則並びに文民たる住民及び個々の文民が軍事行動から生ずる危険からの一般的な保護を受けるという規則に立脚して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務及び適用範囲

1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) クラスター弾を使用すること。

(b) クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

(c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること。

2 1の規定は、航空機に取り付けられたデイスベンサーから散布され、又は投下されるよう特

に設計された爆発性の小型爆弾について準用する。

3 この条約は、地雷については、適用しない。

第二条 定義

この条約の適用上、

1 「クラスター弾による被害者」とは、クラスター弾の使用によって殺害され、又は身体的若しくは心理的な傷害、経済的損失、社会的な疎外若しくは自己の権利の実現に対する著しい侵害を被ったすべての者をいい、クラスター弾により直接に被害を受けた者並びにこのような者の関係する家族及び地域社会を含む。

2 「クラスター弾」とは、それぞれの重量が二十キログラム未満の爆発性の子弾を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弾を内蔵するものをいう。ただし、次のものを意味するものではない。

(a) フレア、煙、料薬火工品若しくはチャフを放出するように設計された弾薬若しくは子弾又は防空の役割のためにのみ設計された弾薬

(b) 電氣的又は電子的な効果を引き起こすように設計された弾薬又は子弾

(c) 無差別かつ地域的に効果を及ぼすこと及び不発の子弾がもたらす危険を避けるため、次のすべての特性を有している弾薬

(i) それぞれの弾薬が十未満の爆発性の子弾を内蔵していること。

(ii) それぞれの爆発性の子弾の重量が四キログラムを超えていること。

(iii) それぞれの爆発性の子弾が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること。

(iv) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己破壊のための装置を備えていること。

(v) それぞれの爆発性の子弾が電子式の自己不活性化のための機能を備えていること。

3 「爆発性の子弾」とは、通常の弾薬であって、その役割を果たすため、クラスター弾から散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又

は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによって機能するように設計されたものをいう。

4 「失敗したクラスター弾」とは、発射され、投下され、打ち上げられ、射出され、又は他の方法によって投射されたクラスター弾であつて、爆発性の子弾を散布し、又は投下するはずであつたが、散布し、又は投下することに失敗したものをいう。

5 「不発の子弾」とは、クラスター弾から散布され若しくは投下され、又は他の方法によってクラスター弾から分離された爆発性の子弾であつて、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。

6 「遺棄されたクラスター弾」とは、使用されておらず、かつ、放置され、又は投棄されたクラスター弾又は子弾であつて、これらを放置し、又は投棄した者の管理の下にないものをいい、使用のための準備が行われていたか否かを問わない。

7 「クラスター弾残存物」とは、失敗したクラスター弾、遺棄されたクラスター弾、不発の子弾及び不発の小型爆弾をいう。

8 「移譲」とは、クラスター弾が領域へ又は領域から物理的に移動し、かつ、当該クラスター弾に対する権原及び管理が移転することをいう。ただし、クラスター弾残存物の存在する領域の移転に伴つて生ずるものを除く。

9 「自己破壊のための装置」とは、弾薬の主要な起爆装置のほかは当該弾薬に内蔵された自動的に機能する装置であつて、当該弾薬の破壊を確保するためのものをいう。

10 「自己不活性化」とは、弾薬が機能するために不可欠な構成要素（例えば、電池）を不可逆的に消耗させる方法によって当該弾薬の機能を自動的に失わせることをいう。

11 「クラスター弾汚染地域」とは、クラスター弾残存物が存在することが知られ、又は疑われている地域をいう。

12 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に

又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設されるよう及び人又は車両の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された弾薬をいう。

13 「爆発性の小型爆弾」とは、重量が二十キログラム未満の自動推進式でない通常の弾薬であつて、その役割を果たすため、デイスベンサーから散布され、又は投下され、かつ、衝突前、衝突時又は衝突後に爆発性の炸薬を起爆させることによって機能するように設計されたものをいう。

14 「デイスベンサー」とは、爆発性の小型爆弾を散布し、又は投下するように設計された容器であつて、その散布又は投下の時点において航空機に取り付けられているものをいう。

15 「不発の小型爆弾」とは、デイスベンサーから散布され、投下され、又は他の方法によって分離された爆発性の小型爆弾であつて、意図されたとおりに爆発することに失敗したものをいう。

第三条 貯蔵されているクラスター弾の廃棄

1 締約国は、国内法令に従い、作戦上の使用のために保有する弾薬から自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾を区別し、かつ、当該クラスター弾に廃棄のための識別措置をとる。

2 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後でできる限り速やかに、遅くとも八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することを約束する。締約国は、廃棄の方法が公衆の健康及び環境の保護のための適用可能な国際的な基準に適合するよう確保することを約束する。

3 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後八年以内に廃棄し、又はその廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾の廃棄の完了の期限を最長四年までの

期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。締約国は、例外的な事情がある場合には、最長四年までの期間追加的な延長を要請することができる。要請する延長は、当該締約国が2の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。

4 3に規定する延長の要請には、次に掲げるすべての事項を記載する。

(a) 延長しようとする期間
(b) 当該延長についての詳細な説明（自国が1に規定するすべてのクラスター弾を廃棄するために利用可能な又は必要とする財政的及び技術的手段並びに該当する場合には当該延長を正当化する例外的な事情を含む。）
(c) 貯蔵されているクラスター弾の廃棄を完了させる方法及び時期に関する計画
(d) この条約が自国について効力を生じた時に保管されていたクラスター弾及び爆発性の子弾並びにこの条約が自国について効力を生じた後に新たに発見されたクラスター弾又は爆発性の子弾の数量及び型式

(e) 2に規定する期間において廃棄されたクラスター弾及び爆発性の子弾の数量及び型式
(f) 延長しようとする期間において廃棄する予定の残りのクラスター弾及び爆発性の子弾の数量及び型式並びに達成が予想される年間廃棄率

5 締約国会議又は検討会議は、4に掲げる事項を考慮に入れて、延長の要請を評価し、及び出席し、かつ、投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるか否かを決定する。これらの締約国は、要請された延長よりも短い延長を認めることを決定することができるものとし、適当な場合には、延長の基準を提案することができる。延長の要請は、当該要請が検討される締約国会議又は検討会議の少なくとも九箇月前までに行う。

6 第一条の規定にかかわらず、クラスター弾及び爆発性の子弾の探知、除去若しくは廃棄の技術の開発及び訓練のため又はクラスター弾への対抗措置の開発のための限られた数のクラスター弾及び爆発性の子弾の保有又は取得は、認められる。保有され、又は取得される爆発性の子弾の総数は、これらの目的のために絶対に必要な最小限度の数を超えてはならない。

7 第一条の規定にかかわらず、廃棄の目的及び6に規定する目的のための他の締約国へのクラスター弾の移譲は、認められる。

8 6及び7に規定する目的のためにクラスター弾又は爆発性の子弾を保有し、取得し、又は移譲する締約国は、これらのクラスター弾及び爆発性の子弾の予定する使用及び実際の使用並びにそれらの型式、数量及びロット番号に関する詳細な報告を提出する。これらの目的のためにクラスター弾又は爆発性の子弾を他の締約国に移譲する場合には、移譲を受ける国への言及を当該報告に含める。当該報告は、当該締約国がクラスター弾又は爆発性の子弾を保有し、取得し、又は移譲している間は毎年作成し、及びその翌年の四月三十日までに国際連合事務総長に提出する。

第四条 クラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに危険の低減を目的とする教育

1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にあるクラスター弾汚染地域に存在するクラスター弾残存物につき、次の(a)から(c)までに定めるところにより、除去し、及び廃棄し、又はその除去及び廃棄を確保することを約束する。

(a) この条約が自国について効力を生ずる日にクラスター弾残存物が自国の管轄又は管理の下にある地域に存在する場合には、できる限り速やかに、その日から遅くとも十年以内に、このような除去及び廃棄を完了する。
(b) この条約が自国について効力を生じた後にクラスター弾が自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となつ

た場合には、できる限り速やかに、当該クラスター弾がクラスター弾残存物となった現実の敵対行為が終了した後遅くとも十年以内に、このような除去及び廃棄を完了しなければならない。 (c) 締約国は、(a)又は(b)のいずれかに規定する自国の義務を履行したときは、次回の締約国会議に対して義務を履行した旨の宣言を行う。 2 締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、国際的な協力及び援助に関する第六条の規定を考慮に入れて、できる限り速やかに、次の措置をとる。 (a) 自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域を特定するためにあらゆる努力を払いつつ、クラスター弾残存物がもたらす脅威を調査し、評価し、及び記録すること。 (b) 標示、文民の保護、除去及び廃棄に関するニーズを評価し、並びにこれらについての優先順位を決定し、並びに適当な場合には既存の組織、経験及び方法に依拠して、これらの活動を実施するために資源を調達し、及び国の計画を作成するための措置をとること。 (c) 自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域につき、囲いその他の文民を効果的に排除することを確保する手段によって、クラスター弾汚染地域の外縁を標示し、並びにクラスター弾汚染地域を監視し、及び防護することを確保するためのすべての実行可能な措置をとること。危険性が疑われている地域を標示する場合においては、関係する地域社会が容易に認識することのできる標示方法に基づく警告標識を使用すべきである。標識その他の危険な地域を示す境界の標示は、できる限り、視認及び判読が可能であり、かつ、耐久性及び環境の影響に対する耐性のあるものとすべきであり、また、標示された境界のいずれの側がクラスター弾汚染地	域であると認められ、いずれの側が安全であると認められるかを明確に特定すべきである。 (d) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄すること。 (e) クラスター弾汚染地域又はその周辺に居住する文民の間においてクラスター弾残存物がもたらす危険についての認識を確保するため、危険の低減を目的とする教育を行うこと。 3 締約国は、2に規定する措置をとるに当たり、「地雷対策活動に関する国際基準」(IMAS)を含む国際的な基準を考慮に入れる。 4 この4の規定は、この条約が一の締約国について効力を生ずる前に当該一の締約国によって使用され、又は遺棄されたクラスター弾が、この条約が他の締約国について効力を生ずる時に当該他の締約国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となった場合について適用する。 (a) このような場合において、この条約がこれらの締約国双方について効力を生じた時は、当該一の締約国は、当該他の締約国に対し、当該クラスター弾残存物の標示、除去及び廃棄を容易にするため、二国間で又は相互に合意した第三者(国際連合及びその関連機関並びに他の関連する機関を含む。)を通じて、特に、技術的、財政的、物的又は人的資源の援助を提供することを強く奨励される。 (b) このような援助には、可能な場合には、使用されたクラスター弾の型式及び数量、クラスター弾による攻撃を行った正確な位置並びにクラスター弾残存物が存在することが知られている地域についての情報を含めること。 5 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾残存物につき、この条約が自国について効力を生じた後十年以内に除去し、及び廃棄し、又はその除去及び廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾残存物の	除去及び廃棄の完了の期限を最長五年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。要請する延長は、当該締約国が1の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。 6 5に規定する延長の要請は、当該締約国について1に定める期間が満了する前に締約国会議又は検討会議に対して行う。当該要請は、当該要請が検討される予定の締約国会議又は検討会議の少なくとも九箇月前までに行う。当該要請には、次に掲げるすべての事項を記載する。 (a) 延長しようとする期間 (b) 延長しようとする理由についての詳細な説明(延長しようとする期間において自国がすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄するために利用可能な及び必要とする財政的及び技術的手段を含む。) (c) 将来の作業の準備並びに1に定める最初の十年間及びその後の延長において除去及び廃棄に関する国の計画に基づいて既に行われた作業の状況 (d) この条約が自国について効力を生じた時にクラスター弾残存物が存在した地域の総面積及びこの条約が自国について効力を生じた後に新たに発見されたクラスター弾残存物が存在する地域の面積 (e) この条約が効力を生じた後に除去されたクラスター弾残存物が存在した地域の総面積 (f) 延長しようとする期間において除去する予定の残りのクラスター弾残存物が存在する地域の総面積 (g) 1に定める最初の十年間において自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を廃棄することを妨げた事情及び当該延長においてこのような廃棄を妨げる可能性のある事情 (h) 当該延長から生ずる人道上の、社会的な、経済的な及び環境上の影響	(i) 当該延長の要請に関連するその他の情報 7 締約国会議又は検討会議は、6に掲げる事項(特に、報告されたクラスター弾残存物の量を含む。)を考慮に入れて、延長の要請を評価し、及び出席し、かつ、投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるか否かを決定する。これらの締約国は、要請された延長よりも短い延長を認めることを決定することができるとし、適当な場合には、延長の基準を提案することができ。 8 延長は、5から7までの規定を準用して新たな要請を行うことにより最長五年までの期間更新することができる。締約国は、更なる延長を要請するに当たり、この条の規定に従って認められたその前の延長において行ったことについての追加的な関連情報を提出する。 第五条 被害者に対する援助 1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。)を適切に提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにする。締約国は、クラスター弾による被害者についての信頼し得る関連資料を収集するためにあらゆる努力を払う。 2 締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、次のことを行う。 (a) クラスター弾による被害者のニーズを評価すること。 (b) 必要な政策及び国内法令を作成し、実施し、及び執行すること。 (c) 関係者の特別な役割及び貢献を尊重しつつ、障害、開発及び人権に係る自国の既存の枠組み及び仕組みにクラスター弾による被害者を組み入れるため、国の計画及び予算(これらを実施するための時間的な枠組みを含む。)を作成すること。	
域であると認められ、いずれの側が安全であると認められるかを明確に特定すべきである。 (d) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄すること。 (e) クラスター弾汚染地域又はその周辺に居住する文民の間においてクラスター弾残存物がもたらす危険についての認識を確保するため、危険の低減を目的とする教育を行うこと。 3 締約国は、2に規定する措置をとるに当たり、「地雷対策活動に関する国際基準」(IMAS)を含む国際的な基準を考慮に入れる。 4 この4の規定は、この条約が一の締約国について効力を生ずる前に当該一の締約国によって使用され、又は遺棄されたクラスター弾が、この条約が他の締約国について効力を生ずる時に当該他の締約国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となった場合について適用する。 (a) このような場合において、この条約がこれらの締約国双方について効力を生じた時は、当該一の締約国は、当該他の締約国に対し、当該クラスター弾残存物の標示、除去及び廃棄を容易にするため、二国間で又は相互に合意した第三者(国際連合及びその関連機関並びに他の関連する機関を含む。)を通じて、特に、技術的、財政的、物的又は人的資源の援助を提供することを強く奨励される。 (b) このような援助には、可能な場合には、使用されたクラスター弾の型式及び数量、クラスター弾による攻撃を行った正確な位置並びにクラスター弾残存物が存在することが知られている地域についての情報を含めること。 5 締約国は、1に規定するすべてのクラスター弾残存物につき、この条約が自国について効力を生じた後十年以内に除去し、及び廃棄し、又はその除去及び廃棄を確保することができないと認める場合には、当該クラスター弾残存物の	除去及び廃棄の完了の期限を最長五年までの期間延長することについて締約国会議又は検討会議に対して要請を行うことができる。要請する延長は、当該締約国が1の規定に基づく義務の履行を完了するために真に必要な年数を超えてはならない。 6 5に規定する延長の要請は、当該締約国について1に定める期間が満了する前に締約国会議又は検討会議に対して行う。当該要請は、当該要請が検討される予定の締約国会議又は検討会議の少なくとも九箇月前までに行う。当該要請には、次に掲げるすべての事項を記載する。 (a) 延長しようとする期間 (b) 延長しようとする理由についての詳細な説明(延長しようとする期間において自国がすべてのクラスター弾残存物を除去し、及び廃棄するために利用可能な及び必要とする財政的及び技術的手段を含む。) (c) 将来の作業の準備並びに1に定める最初の十年間及びその後の延長において除去及び廃棄に関する国の計画に基づいて既に行われた作業の状況 (d) この条約が自国について効力を生じた時にクラスター弾残存物が存在した地域の総面積及びこの条約が自国について効力を生じた後に新たに発見されたクラスター弾残存物が存在する地域の面積 (e) この条約が効力を生じた後に除去されたクラスター弾残存物が存在した地域の総面積 (f) 延長しようとする期間において除去する予定の残りのクラスター弾残存物が存在する地域の総面積 (g) 1に定める最初の十年間において自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物を廃棄することを妨げた事情及び当該延長においてこのような廃棄を妨げる可能性のある事情 (h) 当該延長から生ずる人道上の、社会的な、経済的な及び環境上の影響	(i) 当該延長の要請に関連するその他の情報 7 締約国会議又は検討会議は、6に掲げる事項(特に、報告されたクラスター弾残存物の量を含む。)を考慮に入れて、延長の要請を評価し、及び出席し、かつ、投票する締約国の票の過半数による議決で当該要請を認めるか否かを決定する。これらの締約国は、要請された延長よりも短い延長を認めることを決定することができるとし、適当な場合には、延長の基準を提案することができ。 8 延長は、5から7までの規定を準用して新たな要請を行うことにより最長五年までの期間更新することができる。締約国は、更なる延長を要請するに当たり、この条の規定に従って認められたその前の延長において行ったことについての追加的な関連情報を提出する。 第五条 被害者に対する援助 1 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。)を適切に提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにする。締約国は、クラスター弾による被害者についての信頼し得る関連資料を収集するためにあらゆる努力を払う。 2 締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、次のことを行う。 (a) クラスター弾による被害者のニーズを評価すること。 (b) 必要な政策及び国内法令を作成し、実施し、及び執行すること。 (c) 関係者の特別な役割及び貢献を尊重しつつ、障害、開発及び人権に係る自国の既存の枠組み及び仕組みにクラスター弾による被害者を組み入れるため、国の計画及び予算(これらを実施するための時間的な枠組みを含む。)を作成すること。		

(d) 国内的及び国際的な資源を調達するための措置をとること。 (e) クラスター弾による被害者に対して若しくはクラスター弾による被害者の間に又はクラスター弾による被害者その他の理由により傷害若しくは障害を被った者との間に差別を設けないこと。取扱いの差異は、医療上、リハビリテーション上、心理上又は社会経済上のニーズにのみ基づくものとすべきである。 (f) クラスター弾による被害者及びクラスター弾による被害者を代表する団体と緊密に協議し、並びにこれらを積極的に関与させること。 (g) この条の規定の実施に関する事項を調整するための政府内の中央連絡先を指定すること。 (h) 特に、医療、リハビリテーション及び心理的な支援並びに社会的及び経済的な包容の分野において、関連する指針及び良い慣行を取り入れるよう努めること。	条4の規定に従って負うことのある義務に加え、クラスター弾残存物の除去及び廃棄のための援助、クラスター弾の除去に関連する各種の方法及び技術に関する情報並びにクラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに関連する活動に関する専門家、専門的な機関又は自国の連絡先の名簿を提供する。 5 援助を提供することのできる締約国は、貯蔵されているクラスター弾の廃棄のための援助を提供し、また、第四条に規定する標示、危険の低減を目的とする教育、文民の保護並びに除去及び廃棄に関するニーズ及び実行可能な措置を特定し、評価し、並びにこれらについての優先順位を決定するための援助を提供する。 6 この条約が効力を生じた後にクラスター弾が一の締約国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物となった場合には、援助を提供することのできる締約国は、影響を受けた当該一の締約国に対して早急に緊急の援助を提供する。 7 援助を提供することのできる締約国は、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的支援を含む。）を適切に提供し、並びにクラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにするための前条に規定する義務が履行されるようにするための援助を提供する。このような援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関、赤十字国際委員会、各国の赤十字社及び赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。	1 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、援助を求め及び受ける権利を有する。 2 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。このような援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。 3 締約国は、この条約の実施に関する装置並びに科学的な及び技術に関する情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束するものとし、そのような交換に参加する権利を有する。締約国は、除去その他この条約の実施に関する装置及び関連する技術に関する情報的人道的目的のための提供及び受領を不当に制限してはならない。 4 援助を提供することのできる締約国は、第四	9 援助を提供することのできる締約国は、この条に規定する援助の提供を容易にするため、関連する信託基金に拠出することができる。 8 援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾の使用の結果として影響を受けた締約国において必要とされる経済的及び社会的な復旧に貢献するための援助を提供する。
10 援助を求め及び受ける締約国は、国際的な最良の慣行を考慮に入れて、国内法令に適合する方法により、この条約の適時のかつ効果的な実施を容易にするため、すべての適当な措置（要員の出入国並びに物品及び装置の輸出入を容易にすることを含む。）をとる。 11 締約国は、国の行動計画を作成する目的をもって、国際連合及びその関連機関、地域的機関、他の締約国その他権限のある政府機関又は非政府機関に対し、自国の当局が特に次の事項を確定するために援助を要請することができ (a) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物の性質及び範囲 (b) 行動計画の実施に必要な財政的、技術的及び人的資源 (c) 自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するすべてのクラスター弾残存物の除去及び廃棄に要すると見込まれる時間 (d) クラスター弾残存物による傷害又は死亡の発生を減少させるための危険の低減を目的とする教育計画及び啓発活動 (e) クラスター弾による被害者に対する援助 (f) 自国の政府と行動計画の実施に当たる政府機関、政府間機関又は非政府機関との関係の調整 12 この条の規定により援助を提供する締約国及び当該援助を受ける締約国は、合意された援助計画の完全かつ迅速な実施を確保するために協力する。	(c) この条約が自国について効力を生ずる前に自国が生産したクラスター弾の各型式の技術上の特徴（判明しているものに限り。）及び合理的に可能な場合には、自国がその時点で所有し、又は占有するクラスター弾の各型式の技術上の特徴であって、クラスター弾の識別及び除去を容易にすることができるとも、情報を与えるもの。この情報には、少なくとも、寸法、信管、使用されている火薬及び金属、カラー写真その他の情報であってクラスター弾残存物の除去を容易にすることができるとのを含める。 (d) クラスター弾の生産施設の転換又は稼働停止のための計画の状況及び進展 (e) 第三条の規定に基づくクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の廃棄のための計画の状況及び進展（廃棄に用いる方法、廃棄を行うすべての場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であって廃棄に際して従う必要のあるものの詳細を含む。） (f) 第三条の規定に従って廃棄されたクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の型式及び数量（廃棄に用いた方法、廃棄を行った場所の位置並びに安全及び環境についての適用可能な基準であって廃棄に際して従う必要のあるものの詳細を含む。） (g) (e)に規定する計画の完了についての報告がなされた後に発見されたクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の貯蔵量及び第三条の規定に従ってこれらを廃棄するための計画 (h) 可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にあるすべてのクラスター弾汚染地域の面積及び位置（クラスター弾汚染地域ごとのクラスター弾残存物の型式、型式ごとの数量及びクラスター弾の使用された時期に関する可能な限りの詳細を含む。） (i) 第四条の規定に従って除去され、及び廃棄されたクラスター弾残存物のすべての型式及	1 締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告する。 (a) 第九条に規定する国内の実施措置 (b) 第三条1に規定するすべてのクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の総数（それらの型式、型式ごとの数量及び可能な場合には型式	第七条 透明性についての措置 1 締約国は、次の事項につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも百八十日以内に報告する。 (a) 第九条に規定する国内の実施措置 (b) 第三条1に規定するすべてのクラスター弾（爆発性の子弾を含む。）の総数（それらの型式、型式ごとの数量及び可能な場合には型式

が数量についての除去及び廃棄のための計画の状況及び進展（クラスター弾残存物が除去されたクラスター弾汚染地域の面積及び位置並びに除去され、及び廃棄されたクラスター弾残存物の型式ごとの数量の内訳を含む。） (j) 危険の低減を目的とする教育を提供するためにとられた措置及び特に自国の管轄又は管理の下にあるクラスター弾汚染地域に居住する文民に対する迅速かつ効果的な警告を発するのためにとられた措置 (k) 年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、クラスター弾による被害者が社会的及び経済的に包容されるようにし、並びにクラスター弾による被害者についての信頼し得る関連資料を収集するとの第五条の規定に基づく義務の履行の状況及び進展 (l) この1の規定に従って情報を提供し、及び措置をとる権限を与えられた機関の名称及び連絡先の詳細 (m) 第三条から第五条までの規定を実施するために割り当てられた国内的な資源（財政的な、物的な又は現物によるものを含む。）の量 (n) 第六条の規定に従って提供された国際的な協力及び援助の量、種類及び仕向地 2 締約国は、1の規定に従って提供する情報につき、前暦年を対象として毎年更新し、及び毎年四月三十日までに国際連合事務総長に報告する。 3 国際連合事務総長は、受領した報告のすべてを全締約国に送付する。 第八条 遵守の促進及び遵守についての説明 1 締約国は、この条約の実施に関して相互に協議し、及び協力し、並びに締約国がこの条約に基づく義務を履行することを促進するために協調の精神に基づいて協働することについて合意する。 2 一又は二以上の締約国は、他の締約国による	この条約の遵守に関する問題を明らかにし、及びその解決を求めることを希望する場合には、当該他の締約国に対し、国際連合事務総長を通じて、そのような問題についての「説明の要請」を行うことができる。この要請には、すべての適当な情報を添付する。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない「説明の要請」を慎重にしなければならない。「説明の要請」を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、同事務総長を通じて、当該問題を明らかにする上で有用なすべての情報を二十八日以内に提供することとする。 3 要請を行った締約国は、2に規定する期間内に国際連合事務総長を通じて回答が得られなかったとき又は「説明の要請」に対する回答が十分でないとき認めるときは、同事務総長を通じて、次の締約国会議にその問題を付託することとができる。同事務総長は、すべての締約国に対し、その付託を、関連する「説明の要請」についてのすべての適当な情報とともに送付する。この情報は、要請を受けた締約国にすべて提示されるものとし、当該要請を受けた締約国は、意見を述べる権利を有する。 4 いずれの関係締約国も、次の締約国会議が招集されるまでの間、国際連合事務総長に対し、要請された説明を促進するためのあつせんを行うよう要請することができる。 5 3の規定に従い問題が付託された場合には、締約国会議は、関係締約国が提出したすべての情報を考慮に入れて、当該問題を更に検討するか否かをまず決定する。締約国会議は、当該問題を更に検討することを決定する場合には、関係締約国に対し、検討中の問題を一層明らかにし、又は解決するための方法及び手段（国際法に適合する適当な手続の開始を含む。）を提案することができる。締約国会議は、問題となっている事項が要請を受けた締約国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、適当な措置（第六条に規定する協力のため
の措置の利用を含む。）を勧告することができる。 6 2から5までに規定する手続に加え、締約国会議は、この条約の規定の遵守についての説明（事実を含む。）及びこの条約に違反する事案の解決のための他の一般的な手続又は特別な仕組みであつて適当と認めるものを採用することを決定することができる。 第九条 国内の実施措置 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適当な措置（罰則を設けることを含む。）をとる。 第十条 紛争の解決 1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は当該関係締約国が選択するその他の平和的手段（締約国会議に提起すること及び国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。）によって紛争を速やかに解決するため、協議する。 2 締約国会議は、適当と認める手段（あつせんを提供すること、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従って解決するための期限を勧告することを含む。）により、紛争の解決に貢献することができる。 第十一条 締約国会議 1 締約国は、この条約の適用又は実施に関する次の事項を含む問題について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。 (a) この条約の運用及び締結状況 (b) この条約の規定に従って提出される報告から生ずる問題 (c) 第六条の規定に従って行われる国際的な協	力及び援助 (d) クラスター弾残存物を除去する技術の開発 (e) 第八条及び前条の規定に基づく締約国の付託 (f) 第三条及び第四条の規定に従って行われる締約国の要請 2 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、第一回検討会議が開催されるまでの間においては毎年、同事務総長が招集する。 3 締約国会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域の機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従い、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。 第十二条 検討会議 1 検討会議は、この条約が効力を生じた後五年で国際連合事務総長が招集する。その後の検討会議は、一又は二以上の締約国の要請があつた場合には、検討会議の間隔をいかなる場合にも五年以上とする。この条約のすべての締約国は、検討会議に招集されるものとする。 2 検討会議の目的は、次のとおりとする。 (a) この条約の運用及び締結状況を検討すること。 (b) 前条2にいう締約国会議を更に開催する必要性及び会議の間隔を検討すること。 (c) 第三条及び第四条の規定に従い締約国の要請について決定すること。 3 検討会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従い、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。 第十三条 改正

1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。改正のための提案については、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、当該提案をすべての締約国に通報し、当該提案を検討するために改正会議を開催すべきか否かについての締約国の見解を求める。締約国の過半数が当該提案を更に検討することを支持する旨を当該提案の通報の後九十日以内に同事務総長に通報する場合には、同事務総長は、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。 2 改正会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域の機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、合意される手続規則に従い、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。 3 改正会議は、締約国会議又は検討会議の後直ちに開催する。ただし、締約国の過半数が一層早期の開催を要請する場合は、この限りでない。 4 改正は、改正会議に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。寄託者は、採択された改正を締約国に通報する。 5 改正は、その改正が採択された日に締約国であつた国の過半数が受諾書を寄託した日に、改正を受諾したすべての締約国について効力を生ずるものとし、その後改正の受諾書を寄託する他の締約国については、その受諾書の寄託の日に効力を生ずる。 第十四条 費用及び管理業務 1 締約国会議、検討会議及び改正会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。 2 第七条及び第八条の規定により国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従つて締約国が負担する。 3 この条約により国際連合事務総長に与えられ	た管理業務を同事務総長が遂行する際は、適当な国際連合の権限に従うものとする。 第十五条 署名 二千八年五月三十日にダブリンで作成されたこの条約は、二千八年十一月三日にオスロにおいて、その後その効力が生ずるまでの期間はニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておく。 第十六条 批准、受諾、承認又は加入 1 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。 2 この条約は、この条約に署名しなかつた国による加入のために開放しておく。 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。 第十七条 効力発生 1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された月の初日に効力を生ずる。 2 三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六番目の月の初日に効力を生ずる。 第十八条 暫定的適用 いずれの国も、自国の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約が自国について効力を生ずるまでの間第一条の規定を暫定的に適用する旨を宣言することができる。 第十九条 留保 この条約の各条の規定については、留保を付することができない。 第二十条 有効期間及び脱退 1 この条約の有効期間は、無期限とする。 2 締約国は、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、寄託者及び国際連合安全保障理事会に対してその旨を通告す	る。脱退の通告には、脱退しようとする理由についての十分な説明を記載する。 3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後六箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該六箇月の期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。 第二十一条 この条約の締約国でない国との関係 1 締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。 2 締約国は、3に規定するすべてのこの条約の締約国でない国の政府に対してこの条約に基づく自国の義務について通報し、及びこの条約が定める規範を奨励するものとし、これらの国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。 3 第一条の規定にかかわらず、及び国際法に従い、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、この条約の締約国でない国であつて締約国に対して禁止されている活動を行うことのあるものとの間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。 4 3の規定は、締約国に対し、次のことを行うことを認めるものではない。 (a) クラスター弾を開発し、生産し、又は生産以外の方法によつて取得すること。 (b) 自らクラスター弾を貯蔵し、又は移譲すること。 (c) 自らクラスター弾を使用すること。 (d) 使用される弾薬の選択権が専ら自国の管理の下にある場合において、クラスター弾の使用を明示的に要請すること。 第二十二条 寄託者 国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。 第二十三条 正文	この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求め るの件 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約 この条約の締約国は、国及びその財産の裁判権からの免除が国際慣習法の原則として一般的に受け入れられていることを考慮し、 国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に留意し、 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際条約が、特に国と自然人又は法人との間の取引における法の支配及び法的な確実性を高め、並びに国際法の法典化及び発展並びにこの分野における慣行の調和に貢献することを信じ、 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国の慣行の推移を考慮し、 この条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、 次のとおり協定した。 第一部 序 第一条 この条約の適用範囲 この条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用する。 第二条 用語 1 この条約の適用上、 (a) 「裁判所」とは、名称のいかんを問わず、司
---	---	--	---

法機能を遂行する権限を有する国の機関をいう。

(b) 「国」とは、次のものをいう。

- (i) 国家及びその政府の諸機関
- (ii) 連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であつて、主権的な権限の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの
- (iii) 国家の機関若しくは下部機関又は他の団体（これらが国家の主権的な権限の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、そのような行為を現に行っている場合に限る。）
- (iv) 国家の代表であつてその資格において行動しているもの

(c) 「商業的取引」とは、次のものをいう。

- (i) 物品の販売又は役務の提供のための商業的な契約又は取引
- (ii) 貸付けその他の金融的な性質を有する取引に係る契約（そのような貸付け又は取引についての保証又はてん補に係る義務を含む。）
- (iii) 商業的、工業的、通商の又は職業的な性質を有するその他の契約又は取引。ただし、人の雇用契約を含まない。

2 契約又は取引が1(c)に定める「商業的取引」であるか否かを決定するに当たっては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとする。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合又は法廷地国の慣行により契約若しくは取引の目的がその契約若しくは取引の非商業的な性質を決定することに關係を有する場合には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとする。

3 この条約における用語について定める1及び2の規定は、他の国際文書又はいずれの国の国内法におけるこれらの用語の用法及び意味に影響を及ぼすものではない。

第三条 この条約によつて影響を受けな
い特権及び免除

1 この条約は、次に掲げるものの任務の遂行に關係する国際法に基づき国が享有する特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

- (a) 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団

(b) (a)に規定するものに關係する者

2 この条約は、国の元首に対し、その者が国の元首であるとの理由により国際法に基づいて与えられる特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

3 この条約は、国が所有し又は運航する航空機又は宇宙物体に關し、国際法に基づき国が享有する免除に影響を及ぼすものではない。

第四条 この条約の不適用

この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であつて、關係国についてこの条約が効力を生ずる日前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、適用しない。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との關係を離れ国際法に基づき国及びその財産の裁判権からの免除を規律する規則については、その適用を妨げるものではない。

第二部 一般原則

第五条 免除

いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に關し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。

第六条 免除を実施するための方法

1 いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することとを差し控えることにより前条に規定する免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が同条の規定に基づいて享有する免除が尊重されるよう職権によつて決定すること

ことを確保する。

2 いずれかの国の裁判所における裁判手続は、次の(a)又は(b)の場合には、他の国に対して開始されたものとみなす。

- (a) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定される場合
- (b) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定されていないが、当該裁判手続が実際には当該他の国の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすものである場合

第七条 裁判権の行使についての明示の同意

1 いずれの国も、次のいずれかの方法により、ある事項又は事件に關して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合

には、当該事項又は事件に關する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

- (a) 国際的な合意
- (b) 書面による契約
- (c) 裁判所において行つた宣言又は個別の裁判手続における書面による通知

2 他の国の法令を適用することに関するいずれかの国の同意は、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての同意と解してはならない。

第八条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 いずれの国も、次の場合には、他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

- (a) 自ら当該裁判手続を開始した場合
- (b) 当該裁判手続に参加し、又は本案に關して他の措置をとつた場合。この場合において、自国が当該措置をとるまで免除の請求の根拠となる事実を知ることができなかったことを裁判所に対して証明するときは、当該事実に基づいて免除を主張することができる。ただし、できる限り速やかにその主張を行うこと

を条件とする。

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみを目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものと認められない。

- (a) 免除を援用すること。
- (b) 裁判手続において対象となつてゐる財産に關する権利又は利益を主張すること。

3 国の代表が他の国の裁判所に証人として出廷することは、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

4 いずれかの国が他の国の裁判所における裁判手続において出廷しなかったことは、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

第九条 反訴

1 いずれの国も、他の国の裁判所において裁判手続を開始した場合には、本訴に係る法律關係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 いずれの国も、他の国の裁判所における裁判手続において請求を行うために当該裁判手続に参加した場合には、自国が行つた請求に係る法律關係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

3 いずれの国も、自国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において反訴を行つた場合には、本訴について当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

第三部 免除を援用することができない裁判手続

第十条 商業的取引

1 いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判

所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

- (a) 国の間で行う商業的取引の場合
- (b) 商業的取引の当事者間で明示的に別段の合意をした場合

3 独立の法人格を有し、かつ、次の(a)及び(b)の能力を有する国営企業その他の国によって設立された団体が、当該団体が行う商業的取引に関する裁判手続に關与する場合であっても、当該国が享有する裁判権からの免除は、影響を受けない。

- (a) 訴え、又は訴えられる能力
- (b) 財産（当該国が当該団体による運用又は管理を許可した財産を含む。）を取得し、所有し、又は占有し、及び処分する能力

第十一条 雇用契約

1 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であつて、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに關する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

- (a) 被用者が政府の権限の行使としての特定の任務を遂行するために採用されている場合
- (b) 被用者が次の者である場合

- (i) 千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約に定める外交官
- (ii) 千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約に定める領事官
- (iii) 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において国を代表するために採用された者

(iv) 外交上の免除を享有するその他の者の裁判手続の対象となる事項が個人の採用、雇用契約の更新又は復職に係るものである場合

(d) 裁判手続の対象となる事項が個人の解雇又は雇用契約の終了に係るものであり、かつ、雇用主である国の元首、政府の長又は外務大臣が当該裁判手続が当該国の安全保障上の利益を害し得るものであると認める場合

(e) 裁判手続が開始された時点において、被用者が雇用主である国の国民である場合。ただし、当該被用者が法廷地国に通常居住している場合を除く。

(f) 雇用主である国と被用者との間で書面により別段の合意をした場合。ただし、公の秩序に關する考慮により、裁判手続の対象となる事項を理由として法廷地国の裁判所に專屬的な管轄権が与えられているときは、この限りでない。

第十二条 身体の傷害及び財産の損傷

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる行為又は不作為によつて生じた場合において、当該行為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該行為又は不作為を行つた者が当該行為又は不作為を行つた時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

第十三条 財産の所有、占有及び使用

いずれの国も、次の事項についての決定に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

(a) 法廷地国にある不動産に關する自国の権利若しくは利益、自国による当該不動産の占有若しくは使用又は当該不動産に關する自国の利益から若しくは自国による当該不動産の占有若しくは使用から生ずる自国の義務

(b) 動産又は不動産に關する自国の権利又は利益であつて、承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずるもの

(c) 信託財産、破産者の財産、清算時の会社の財産その他の財産の管理に關する自国の権利又は利益

第十四条 知的財産及び産業財産

いずれの国も、次の事項に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

(a) 特許、意匠、商号、商標、著作権その他のすべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であつて、法廷地国において法的な保護措置（暫定的なものを含む。）の対象となるものについての決定

(b) (a)に規定する性質を有する権利であつて、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行つたとされる侵害

第十五条 会社その他の団体への参加

1 いずれの国も、次の(a)及び(b)の条件を満たす会社その他の団体（法人格の有無を問わない。）に自国が参加していることに關する裁判手続、すなわち、自国と当該団体又は当該団体の他の参加者との關係に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

(a) 当該団体が国又は国際機関以外の参加者を有すること。

(b) 当該団体が法廷地国の法令に基づいて設立されていること又はその本部若しくは主たる営業所が法廷地国内に所在すること。

2 もつとも、1に規定する裁判手続において裁判権からの免除を援用することができる旨を関係国間で合意している場合、紛争当事者間の書面による合意によりその旨を定めている場合又は1に規定する団体を設立し若しくは規律する文書がその旨の規定を有する場合には、いずれの国も、当該裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができる。

第十六条 国が所有し又は運航する船舶

1 船舶を所有し又は運航する国は、当該船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶の運航に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 1の規定は、軍艦又は軍の支援船については適用せず、また、国が所有し又は運航する他の船舶であつて政府の非商業的任務にのみ使用されているものについても適用しない。

3 いずれの国も、自国が所有し又は運航する船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶による貨物の運送に關する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

4 3の規定は、2に規定する船舶によつて運送される貨物については適用せず、また、国が所有し、かつ、政府の非商業的目的にのみ使用され、又はそのような使用が予定される貨物についても適用しない。

5 いずれの国も、私有の船舶及び貨物並びにこれらの所有者にとつて利用可能な防衛、時効及び責任の制限に關するすべての措置を申し立てることができる。

6 裁判手続において、いずれかの国が所有し若

しくは運航する船舶又はいずれかの国が所有する貨物に係る政府の非商業的な性質に関して問題が生ずる場合には、当該国の外交上の代表者その他の権限のある当局が署名した証明書であつて裁判所に送附されたものが、当該船舶又は貨物の性質に関する証拠となる。

第十七条 仲裁の合意の効果

いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、仲裁の合意に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 仲裁の合意の有効性、解釈又は適用

(b) 仲裁手続

(c) 仲裁判断の確認又は取消し

第四部 裁判所における裁判手続に関連する強制的な措置からの免除

第十八条 判決前の強制的な措置からの免除

いずれの国の財産に対するいかなる判決前の強制的な措置（仮差押え、仮処分等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合

(i) 国際的な合意

(ii) 仲裁の合意又は書面による契約

(iii) 裁判所において行ふ宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知

(b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合

第十九条 判決後の強制的な措置からの免除

いずれの国の財産に対するいかなる判決後の強制的な措置（差押え、強制執行等）も、他の国の

裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合

(i) 国際的な合意

(ii) 仲裁の合意又は書面による契約

(iii) 裁判所において行ふ宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知

(b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合

(c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の使用され、又はそのような使用が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係する財産に対してのみとることができる。

第二十条 裁判権の行使についての同意が強制的な措置に及ぼす効果

前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。

第二十一条 特定の種類の財産

1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の使用され、又はそのような使用が予定される財産とは認められない。

(a) 当該国の外交使節館、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。）

(b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような

使用が予定される財産

(c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産

(d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

(e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

2 1の規定は、第十八条並びに第十九条(a)及び(b)の規定の適用を妨げるものではない。

第五部 雑則

第二十二條 送達

1 呼出状その他のいずれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。

(a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法

(b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。

(c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、

(i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法

(ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限り。

2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。

3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付する。

4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に關して出廷した場合に、その後

は、送達1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。

第二十三条 欠席判決

1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認

定しない限り、いずれの国に対してもこれを言い渡してはならない。

(a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。

(b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達を実施された日又は実施されたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。

(c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。

2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの二）による訳文を付して、前条1に定めるいずれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。

3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。

第二十四条 裁判手続における特権及び免除

1 裁判手続のために特定の行為を行い、若しくは行うことを差し控え、又は書類を提出し、若しくは他の情報を開示することをいずれかの国に対して求める他の国の裁判所の命令に当該国が従わなかったこと又は従うことを拒否したことは、事件の本案との関係においてそのような行動がもたらすことのある結果を除くほか、他のいかなる結果ももたらすものではない。特に、命令に従わなかったこと又は従うことを拒否したことを理由として、当該国に対して過料又は制裁を課してはならない。

2 いずれの国も、他の国の裁判所において相手方となつている裁判手続において、裁判費用の支払を保証するためのいかなる担保、保証証書又は供託金（いかなる名称が付されているかを問わない。）の提供も要求されない。

第六部 最終規定

第二十五条 附屬書

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二十六条 他の国際協定

この条約のいかなる規定も、この条約で取り扱われている事項に関する既存の国際協定の当事国の間において締約国が当該国際協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。

2 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて六箇月以内に交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国間で合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従ひ国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

3 締約国は、この条約への署名、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができ、他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において同規定に拘束されない。

4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対して通告を行うことにより、いつでもその宣言を撤回することができる。

第二十八条 署名

この条約は、二十七年一月十七日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国の署名のために開放しておく。

第二十九条 批准、受諾、承認又は加入
1 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際

連合事務総長に寄託する。

第三十条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十一条 廃棄

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ただし、この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であつて、関係国のいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、引き続き適用する。

3 廃棄は、この条約に定める義務のうちこの条約との関係を離れ国際法に従つて負うこととなる義務を履行する締約国の責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十二条 寄託者及び通告

1 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として、すべての国に対し、次の事項を通報する。
(a) この条約への署名並びに第二十九条及び前条の規定に従つて行われる批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託又は廃棄の通告
(b) 第三十条の規定に従ひこの条約が効力を生ずる日
(c) この条約に関連する行為、通告又は通報

第三十三条 正文
この条約は、アラビア語、中国語、英語、フラ

ンス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、二十五年一月十七日にニューヨークにある国際連合本部で署名のために開放されたこの条約に署名した。

附屬書 この条約の特定の規定に関する了解

この附屬書は、この条約の特定の規定に関する了解を定めることを目的とするものである。

第十條の規定に関する了解
第十條に規定する「免除」とは、この条約全体の文脈により了解される。

同條3の規定は、「法人格の否認」の問題、国営企業その他の国によつて設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。

第十一條の規定に関する了解

第十一條2(d)に規定する雇用主である国の「安全保障上の利益」とは、国家の安全保障並びに外交使節団及び領事機関の安全に関する事項を主として意図したものである。

千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第四十一條及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第五十五條の規定に基づき、これらの規定にいうすべての者は、接受国の法令(労働諸法令を含む)を尊重する義務を有する。また、接受国は、千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第三十八條及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第七十一條の規定に基づき、外交使節団又は領事機関の任務の遂行を不当に妨げないような方法によつて裁判権を行使する義務を有する。

第十三條及び第十四條の規定に関する了

解

「決定」は、保護される権利の存否についての確認又は検証のみでなく、当該権利の実体(当該権利の内容、範囲及び程度を含む)の評価も意味するものとして用いる。

第十七條の規定に関する了解

「商業的取引」には、投資に関する事項を含む。

第十九條の規定に関する了解

第十九條(c)に規定する「団体」とは、独立した法人格としての国家又は連邦国家の構成単位、国家の行政区画、国家の機関若しくは下部機関若しくは他の団体であつて、独立した法人格を有するものをいう。

同條(c)に規定する「団体と関係を有する財産」とは、所有され、又は占有される財産よりも広範なものとして了解される。

同條の規定は、「法人格の否認」の問題、国営企業その他の国によつて設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。

強制失踪からのすべての者の保護に関する

国際条約の締結について承認を求めるとの件
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

強制失踪からのすべての者の保護に関する

国際条約

前文

この条約の締約国は、
諸国が国際連合憲章に基づき人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を負っていることを考慮し、
世界人権宣言に留意し、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに人権、人道法及び国際的な刑事法の分野における他の関連する国際文書を想起し、

また、国際連合総会が千九百九十二年十二月十八日の国際連合総会決議第百三十三号（第四十七回会期）において採択した強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言を想起し、

強制失踪が極度の重大性を有するものであって、それが犯罪を構成し、及び国際法に定める特定の場合には人道に対する犯罪を構成することを認識し、

強制失踪を防止すること及び強制失踪犯罪について処罰を免れることがないように取り組むことを決意し、

すべての者が強制失踪の対象とされない権利を有すること並びに被害者が司法手続及び賠償についての権利を有することを考慮し、

被害者が強制失踪の状況及び失踪者の消息についての真実を知る権利を有すること並びにこのために情報を求め、受け、及び伝える自由についての権利を有することを確認して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

- 1 いずれの者も、強制失踪の対象とされない。
- 2 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他公の緊急事態であるか否かにかかわらず、いかなる例外的な事態も強制失踪を正当化する根拠として援用することはできない。

第二条

この条約の適用上、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。

第三条

締約国は、国の許可、支援又は黙認を得ることなく行動する個人又は集団が行った前条に規定する行為を調査し、かつ、それらについて責任を有する者を裁判に付するために適当な措置をとる。

第四条

締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとる。

第五条

強制失踪の広範又は組織的な実行は、適用可能な国際法に定める人道に対する犯罪を構成し、及び当該適用可能な国際法の定めるところにより決せられた結論を引き受けなければならない。

第六条

1 締約国は、少なくとも次の(a)及び(b)に掲げる者に刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとる。

- (a) 強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者
- (b) 上官であつて次のすべての条件を満たすもの

- (i) 自己の実質的な権限及び管理の下にある部下が強制失踪犯罪を行っており、若しくは行おうとしていることを知っており、又はこれらのことを明らかに示す情報を意識的に無視したこと。
- (ii) 強制失踪犯罪に係る活動について実質的な責任を有し、及び管理を行ったこと。
- (iii) 強制失踪の実行を防止し、若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかつたこと。

- (b) の規定は、軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者に対して関連する国際法の下で適用される責任の一層高い基準の適用を妨げるものではない。
- (c) の規定は、軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者に対して関連する国際法の下で適用される責任の一層高い基準の適用を妨げるものではない。

- 2 公的機関、文民、軍人その他の者によるいかなる命令又は指示も、強制失踪犯罪を正当化する根拠として援用することはできない。

第七条

1 締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

2 締約国は、

- (a) 刑を減輕する状況を定めることができるものとし、特に、強制失踪の実行に関係した者が、失踪者の生還に効果的に貢献し、又は強制失踪に係る事件を明らかにすること若しくは強制失踪の加害者を特定することを可能とした場合には、これを刑を減輕する状況とすることができ、
- (b) 他の刑事手続に影響を及ぼすことなく刑を加重する状況を定めることができるものと

し、特に、失踪者が死亡した場合又は妊婦、未成年者、障害者その他の特に弱い立場にある者を対象として強制失踪を実行した場合に、これを刑を加重する状況とすることができる。

第八条

1 強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、第五条の規定の適用を妨げることなく、刑事手続の時効期間に關して次のことを確保するために必要な措置をとる。

- (a) 長期間にわたるものであり、かつ、この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること。
- (b) 強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終つた時から起算すること。

2 締約国は、第五条の規定の適用を妨げることなく、強制失踪の被害者が時効期間内において効果的な救済措置についての権利を有することを保障する。

第九条

1 締約国は、次の場合において強制失踪犯罪に

ついでに裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

- (a) 当該犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶内若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、1の規定と同様に、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従つて行使される追加的な刑事裁判権を排除するものではない。

第十条

1 強制失踪犯罪の容疑者が領域内に所在する締約国は、自国が入手することのできる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確実にするために必要な抑留その他の法的措置をとる。これらの措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとし、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡し若しくは引渡しの手続において当該容疑者の所在を確実にしておくことが必要な期間に限って維持することができる。

2 1に規定する措置をとつた締約国は、事実を認定するために予備調査又は捜査を直ちに行う。当該締約国は、前条1に規定する締約国に対し、1の規定に基づいてとつた措置（容疑者の抑留及びその抑留が正当とされる状況を含む。）及び予備調査又は捜査の結果を通報するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図の有無を明らかにする。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国

籍国の最寄りの適当な代表と又は当該者が無国籍者である場合には当該者が通常居住している国の代表と直ちに連絡を取ることができる。

第十一条

1 強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある領域内で発見された締約国は、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 1に規定する当局は、自国の法令の下での通常の重大な性質を有する犯罪の場合と同様の方法により決定を行う。第九条2に規定する場合における訴追及び有罪判決に必要な証拠の基準は、同条1に規定する場合において適用される基準よりも緩やかなものであってはならない。

3 自己に対して強制失踪犯罪に関する訴訟手続がとられている者は、当該訴訟手続のすべての段階において公正な取扱いを保障される。強制失踪犯罪について裁判を受ける者は、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所において公正な裁判を受ける。

第十二条

1 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされたと訴える個人がその事実を権限のある当局に報告する権利を有することを確保する。当該当局は、申立てを迅速かつ公平に検討し、及び必要な場合には十分かつ公平な調査を遅滞なく行う。必要な場合には、申立てを行った者、証人、失踪者の親族及びその弁護人並びに調査に参加する者を当該申立て又は証拠の提供の結果生ずるすべての不当な取扱い又は脅迫から保護することを確保するために適当な措置をとる。

2 ある者が強制失踪の対象とされたと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、1に規定する当局は、正式な申立てがなされていないときであっても、調査を行う。

3 締約国は、1に規定する当局について次のこ

とを確保する。

(a) 調査を実効的に行うために必要な権限及び財源（調査に関連する文書その他の情報を入力する機会を有するためのものを含む。）を有していること。

(b) 拘禁されている場所その他失踪者が所在していることと信ずるに足りる合理的な理由のある場所への立入りが認められていること。司法当局の事前の許可が必要とされる場合には、当該司法当局は、速やかにその事案についての決定を行う。

4 締約国は、調査の実施を妨げる行為を防止し、及びこれについて制裁を科するために必要な措置をとる。締約国は、特に、強制失踪犯罪の容疑者が、申立てを行った者、証人、失踪者の親族若しくはその弁護人又は調査に参加する者に対する圧力又は脅迫行為若しくは復讐行為という手段によって調査の進展に影響を及ぼすことがないことを確保する。

第十三条

1 強制失踪犯罪は、締約国間における犯罪人引渡しに関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。このため、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に關係することのみを理由として犯罪人引渡しの請求を拒否することはできない。

2 強制失踪犯罪は、この条約が効力を生ずる前に締約国間に存在するすべての犯罪人引渡条約において引渡犯罪とみなす。

3 締約国は、締約国間で後に締結する犯罪人引渡条約において強制失踪犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。

5 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で強制失踪犯罪を引渡犯罪と認める。

6 犯罪人引渡しは、すべての場合において、請求を受けた締約国の法令に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑罰に関する要件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができ、又は一定の条件に従って行うことができる理由に関する条件を含む。

7 この条約のいかなる規定も、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国が、当該請求が性別、人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは特定の社会的集団の構成員であることを理由として当該請求の対象となる者を訴追し、若しくは処罰するために行われたと信じ、又は当該請求に応ずることにより当該者がこれらの理由によつて害されたと信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行う義務を課するものと解してはならない。

第十四条

1 締約国は、強制失踪犯罪についてとられる刑事訴訟手続に關し、最大限の法律上の援助（当該刑事訴訟手続に必要なものであり、かつ、自国が提供することのできるすべての証拠の提供を含む。）を相互に与える。

2 1に規定する法律上の相互援助は、請求を受けた締約国の国内法令に定める条件又は法律上の相互援助に関する適用可能な条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、請求を受けた締約国が法律上の相互援助の供与を拒否することができ、又は条件に従って行うことができる理由に関する条件を含む。

第十五条

締約国は、強制失踪の被害者を援助するため、失踪者を捜索し、発見し、及び解放し、並びに失踪者が死亡した場合には、その遺体を発掘し、特定し、及び返還するに当たり、相互に協力し、か

つ、最大限の援助を与える。

第十六条

1 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある他の国へ当該者を追放し、若しくは送還し、又は当該者について犯罪人引渡しを行ってはない。

2 権限のある当局は、1に規定する理由の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情（該当する場合には、重大、明らか若しくは大規模な人権侵害又は国際人道法の著しい違反についての一貫した傾向が関係する国において存在することを含む。）を考慮する。

第十七条

1 いずれの者も、秘密拘禁の状態に置かれない。

2 締約国は、自由のはく奪に關して自国が負う他の国際的な義務に影響を及ぼすことなく、自国の法令において次のことを行う。

(a) 自由のはく奪を命ずるための条件を定めること。

(b) 自由のはく奪を命ずることが認められた当局を明示すること。

(c) 自由をはく奪された者が、公認され、及び監督された拘禁施設においてのみ拘禁されることを保障すること。

(d) 自由をはく奪された者が、法令に定める条件にのみ従うことを条件として、家族、弁護人その他の自己が選択した者と連絡を取り、及びその訪問を受け、又は当該自由をはく奪された者が外国人である場合には、適用可能な国際法に従い、当該自由をはく奪された者の国の領事当局と連絡を取ることが認められることを保障すること。

(e) 権限のある、かつ、法律上認められた当局及び機関が、必要な場合には司法当局による事前の許可を得て、自由をはく奪された者が拘禁されている施設に立ち入ることができ、かつ、裁判所が自由のはく奪の合法性について運

(f) 裁判所が自由のはく奪の合法性について運

滞なく決定し、当該自由のはく奪が合法的でない場合には解放を命ずることができよう。そのため、自由をはく奪された者又は強制失踪の疑いがある場合には自由をはく奪された者がその権利を行使することができないので正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護人）が、あらゆる事態において、裁判所において手続をとる権利を有することを保障すること。

3 締約国は、自由をはく奪された者に関する一又は二以上の最新の公的な登録簿又は記録を取りまとめ、及び保管することを確保する。当該登録簿又は記録については、当該締約国の法令又は当該締約国が当事国である関連する国際的な法的文書により認められた司法当局その他の権限のある当局又は機関が、それらの要請により、速やかに利用することができるようになる。当該登録簿又は記録に含まれる情報には、少なくとも次に掲げる事項を含める。

- (a) 自由をはく奪された者を特定する事項
- (b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びにその者の自由をはく奪した当局を特定する事項
- (c) 自由のはく奪を命じた当局及び自由のはく奪を命じた理由
- (d) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局
- (e) 拘禁施設の場合、拘禁施設へ収容した日時及び当該拘禁施設について責任を有する当局
- (f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項
- (g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合、その状況及び死因並びに遺体の搬送先
- (h) 解放した日時又は他の拘禁施設へ移送した日時、その移送先及びその移送について責任を有する当局

1 締約国は、次条及び第二十條の規定に従うこと

第十八条

第四部 外交防衛委員会會議録第十六号 平成二十一年六月四日

とを条件として、正当な利益を有する者（例えば、自由をはく奪された者の親族又はその代理人若しくは弁護人）に対して少なくとも次に掲げる情報を入手する機会を保障する。

- (a) 自由のはく奪を命じた当局
- (b) その者が自由をはく奪された日時及び場所並びに拘禁施設へ収容された日時及び当該拘禁施設の場合
- (c) 自由のはく奪を監督することについて責任を有する当局
- (d) 自由をはく奪された者の所在（他の拘禁施設へ移送された場合には、その移送先及びその移送について責任を有する当局を含む。）
- (e) 解放した日時及び場所
- (f) 自由をはく奪された者の健康状態に関する事項
- (g) 自由をはく奪されている間に死亡した場合、その状況及び死因並びに遺体の搬送先

2 1に規定する者及び調査に参加する者については、必要な場合には、自由をはく奪された者に関する情報を求めた結果として生ずる不当な取扱い、脅迫又は制裁から保護するために適当な措置がとられなければならない。

第十九条

1 失踪者の搜索の枠組みにおいて収集され、又は伝達された個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）については、当該失踪者の搜索以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。このことは、強制失踪犯罪に関する刑事手続における当該情報の利用又は賠償を受ける権利の行使を妨げるものではない。

2 個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）の収集、処理、利用及び保管は、個人の人權若しくは基本的自由又は人間の尊厳を侵害してはならず、又は侵害する効果を有してはならない。

1 自由をはく奪された者が法律の保護の下に置かれ、かつ、当該者についての自由のはく奪が司法による監督を受けている場合に限り、適用

第二十条

1 自由をはく奪された者が法律の保護の下に置かれ、かつ、当該者についての自由のはく奪が司法による監督を受けている場合に限り、適用

可能な国際法及びこの条約の目的に適合する範囲において、例外的に、第十八条に規定する情報についての権利を制限することができる。ただし、当該権利の制限が、真に必要であり、かつ、法令によって規定されている場合であつて、当該情報の伝達が当該者のプライバシー若しくは安全に悪影響を及ぼし、若しくは刑事捜査の妨げとなり、又は法令に基づく他の同等の理由があるときに限る。いかなる場合にも、同条に規定する情報についての権利の制限が第二條に定める行為を構成し、又は第十七條1の規定に違反し得るときは、当該制限を行つてはならない。

2 締約国は、個人の自由のはく奪の合法性についての考慮を妨げることなく、第十八條1に規定する者に対し、同條1に規定する情報を遅滞なく入手するための手段として、迅速かつ効果的な司法上の救済措置についての権利を保障する。この救済措置についての権利は、いかなる事態においても、停止され、又は制限されてはならない。

第二十一条

締約国は、自由をはく奪された者について、当該者が実際に解放されたことが確実に確認し得る方法によつて解放されることを確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、国内法令に基づいてそれらの者が課され得るいかなる義務にも影響を及ぼすことなく、当該者の身体が健全であること及び解放された時に自己の権利を十分に行使する能力があることを保障するために必要な措置をとる。

第二十二条

締約国は、第六條の規定の適用を妨げることなく、次の行為を防止し、及びこれについて制裁を科するために必要な措置をとる。

- (a) 第十七條2(f)及び第二十條2に規定する救済措置を遅延させ、又は妨害すること。
- (b) いずれかの者についての自由のはく奪を記録しないこと又は公的な登録簿について責任

を有する職員が不正確であると知っていた若しくは知っているべきであつた情報を記録すること。

(c) いずれかの者についての自由のはく奪に関する情報を提供するための法的要件を満たしているにもかかわらず、当該情報の提供を拒否すること又は不正確な情報を提供すること。

第二十三条

1 締約国は、次の目的のため、この条約の関連する規定に関して必要な教育及び情報が、自由をはく奪された者の身体の拘束又は取扱いに關与する法執行の職員（文民であるか軍人であるかを問わない）、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に取り入れられることを確保すること。

- (a) これらの職員の強制失踪への関与を防止すること。
- (b) 強制失踪に關して防止及び調査の重要性を強調すること。
- (c) 強制失踪に係る事件を解決する緊急の必要性が認識されていることを確保すること。

2 締約国は、命令又は指示であつて、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励するものが禁止されていることを確保する。締約国は、そのような命令に従うことを拒否した者が処罰されないことを保障する。

3 締約国は、1に規定する者であつて、強制失踪が実行された又は計画されていると信ずるに足る理由を有するものが、その上官及び必要な場合には検討又は救済措置に關する権限を与えられた適当な当局又は機関に対し、その事案を報告することを確保するために必要な措置をとる。

1 この条約の適用上、「被害者」とは、失踪者及び強制失踪の直接の結果として被害を受けた個人をいう。

第二十四条

2 被害者は、強制失踪の状況に關する真実、調

査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有する。締約国は、この点に関して適当な措置をとる。

3 締約国は、失踪者を捜索し、発見し、及び解放し、並びに失踪者が死亡した場合には、その遺体を発見し、尊重し、及び返還するため、すべての適当な措置をとる。

4 締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。

5 4に規定する被害回復を受ける権利は、物的及び精神的な損害を対象とし、適当な場合にはその他の形態の被害回復（例えば次に掲げるもの）について適用する。

- (a) 原状回復
- (b) リハビリテーションの提供
- (c) 救済（尊厳及び信用の回復を含む。）
- (d) 再発防止の保証

6 締約国は、失踪者の消息が明らかになるまでの間調査を継続する義務に影響を及ぼすことなく、消息が明らかでない失踪者及びその親族の社会保障、財政事項、親族法、財産権等の分野における法的地位に関し、適当な措置をとる。

7 締約国は、強制失踪の状況及び失踪者の消息を確認し、並びに強制失踪の被害者を援助することを目的とする組織及び団体を設立し、並びにこれに自由に参加する権利を保障する。

第二十五条

1 締約国は、次のことを防止し、及び自国の刑事法に基づいて処罰するために必要な措置をとる。

(a) 強制失踪の対象とされた児童、父母若しくは法定保護者が強制失踪の対象とされた児童又は強制失踪の対象とされた母が拘禁されている間に生まれた児童を不当に移動させること。

(b) (a)に規定する児童の真正な身元関係事項を証明する文書を偽造し、隠匿し、又は廃棄す

ること。

2 締約国は、法的手続及び適用可能な国際協定に従い、1(a)に規定する児童を捜索し、及び特定し、並びにそれらの児童を本来の家族に戻すために必要な措置をとる。

3 締約国は、1(a)に規定する児童を捜索し、特定し、及び発見するに当たり、相互に援助する。

4 1(a)に規定する児童の最善の利益を保護する必要性並びに当該児童が法令によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持し、又は回復する権利を保護する必要性を考慮し、児童の養子縁組の制度その他児童の委託の制度を認める締約国は、養子縁組又は委託の手続を再検討するための、及び適当な場合には、強制失踪に起因する児童の養子縁組又は委託を無効とするための法的手続を有するものとす。

5 すべての場合において、特にこの条に関連する事項については、児童の最善の利益が主として考慮されるものとし、自己の意見を形成する能力のある児童は、自由に自己の意見を表明する権利を有する。この場合において、児童の意見は、当該児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第二部

第二十六条

1 強制失踪に関する委員会（以下「委員会」という。）を、この条約に定める任務を遂行するために設置する。委員会は、徳望が高く、かつ、人権の分野において能力を認められた十人の専門家により構成される。これらの専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、独立の、かつ、公平なものである。委員会の委員については、締約国が衡平な地理的配分に基づいて選出するものとし、関連する法律関係の経験を有する者の委員会の活動への参加が有益であること及び性別に関して均衡のとれた形で代表されることに妥当な考慮を払う。

2 委員会の委員は、国際連合事務総長により選

挙のために招集される二年ごとの締約国の会合において、締約国によりその国民の中から指名された者の名簿の中から、秘密投票により選出される。これらの会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、このようにして指名された者のアルファベット順による名簿（各候補者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、これをすべての締約国に送付する。

4 委員会の委員は、四年の任期で選出され、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち五人の委員（これらの委員は、最初の選挙の後直ちに2に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。）の任期は、二年で終了する。

5 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、当該委員を指名した締約国は、1に定める基準に従い、締約国の過半数の承認が得られることを条件として、自国の国民の中から当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の候補者を任命する。その任命については、国際連合事務総長がこれを通報した後六週間以内に締約国の二分の一以上が反対しない限り、必要な承認が得られたものとする。

6 委員会は、その手続規則を定める。

7 国際連合事務総長は、委員会に対し、その任務を効果的に遂行するために必要な手段、職員及び便益を提供する。同事務総長は、委員会の最初の会合を招集する。

8 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連する規定に定める国際連合のための任務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

9 締約国は、自国が受け入れた委員会の任務の範囲内で、委員会と協力し、及び委員の職務の遂行を支援する。

第二十七条

この条約の効力発生後四年を経過した時からこの条約の効力発生後六年の期間が満了する時まで間に締約国会議を開催する。締約国会議は、委員会の任務の遂行を評価するものとし、第四十四条2に定める手続に従い、すべての可能性を排除することなく、次条から第三十六条までに定める任務に従って行われるこの条約の監視を他の機関に移譲することが適当か否かを決定する。

第二十八条

1 委員会は、この条約により与えられた権限の枠組みにおいて、国際連合のすべての関連する内部機関、事務所、専門機関及び基金、国際文書により設置された条約上の機関、国際連合の特別手続、関連する地域的な政府間の機関又は団体並びに強制失踪からすべての者を保護するために活動するすべての関連する国家機関又は国の団体若しくは事務所と協力する。

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、人権についての関連する国際文書によって設置された他の条約上の機関、特に市民的及び政治的権利に関する国際規約によって設置された人権委員会との間で、それぞれの見解及び勧告の整合性を確保するために協議する。

第二十九条

1 締約国は、自国がこの条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 国際連合事務総長は、1に規定する報告をすべての締約国が入手することができるようにする。

3 委員会は、1に規定する報告を検討するものとし、適当と認める意見、見解又は勧告を提示する。これらの意見、見解又は勧告は、関係締約国に送付されるものとし、当該関係締約国は、自己の発意により又は委員会の要請により、当該意見、見解又は勧告に回答することができ、当該意見を、締約国に対し、この条約の実施に關する追加的な情報の提供を要請することができる。

第三十条

1 失踪者を捜索し、及び発見すべきであるとの要請については、緊急に処理を要する事項として、当該失踪者の親族、その法律上の代理人又は弁護人、当該親族により認められた者その他の正当な利益を有する者が委員会に提出することができる。

2 委員会は、1の規定に基づいて提出された緊急の措置の要請が次のすべての要件を満たしていることと認める場合には、関係締約国に対し、捜索の対象となる者の状況に関する情報を委員会が定める期限内に提供するように要請する。

(a) 根拠を欠くことが明白でないこと。
(b) そのような要請を提出する権利の濫用とならないこと。

(c) 当該関係締約国の権限のある機関(例えば、捜査が行われる可能性がある場合において、捜査を行うことが認められている機関)に既に適切に提出されていること。

(d) この条約の規定と両立しないものでないこと。

(e) 同一の事実が同様の性質を有する他の国際的な調査又は解決の手段によって現在検討されていないこと。

3 委員会は、2の規定に従って関係締約国により提供された情報に照らし、当該関係締約国に対して勧告(当該関係締約国がこの条約に従って捜索の対象となる者を発見し、及び保護するために並びに事態の緊急性を考慮に入れた措置を特定の期間内に委員会に報告するため

に必要なすべての措置(暫定的な措置を含む)をとるべきであるとの要請を含む)を送付することができる。委員会は、緊急の措置の要請を提出した者に対し、勧告及び当該関係締約国により提供された情報が提供可能となったときは当該情報を通知する。

4 委員会は、捜索の対象となる者の消息が判明しない限り、関係締約国と共に活動する努力を継続する。要請を提出した者は、引き続き情報を知らされる。

第三十一条

1 締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であつて自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のために行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

2 委員会は、次のいずれかの場合には、通報を受理することができないものとする。

(a) 当該通報が匿名のものである場合
(b) 当該通報がそのような通報を行う権利の濫用となるか又はこの条約の規定と両立しない場合

(c) 同一の事実が同様の性質を有する他の国際的な調査又は解決の手段によって現在検討されている場合

(d) 効果的に利用し得るすべての国内的な救済措置が尽くされていない場合。ただし、救済措置の実施が不当に遅延するときは、この限りでない。

3 委員会は、通報が2の規定により受理することとができるものであると認める場合には、当該通報を関係締約国に送付し、当該関係締約国に対して委員会が定める期限内に見解及び意見を提出するように要請する。

4 委員会は、通報を受領した後本案についての決定を行うまでの間はいつでも、当該通報に係る違反の被害者が回復不能な損害を受ける可能性を回避するために関係締約国が必要な暫定的な措置をとるよう求める要請を、当該関係締約国に緊急に検討させるために送付することができる。委員会は、このような裁量権を行使することは、当該通報を受理し得るか否かについての決定又は当該通報に關する本案についての決定を意味するものではない。

5 委員会は、この条の規定に基づいて通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。委員会は、通報を行った者に対し、関係締約国が提出した回答を通知する。委員会は、手続の終了を決定した場合には、その見解を当該関係締約国及び当該通報を行った者に送付する。

第三十二条

この条約の締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報及び宣言を行っていない締約国からの通報を受理してはならない。

第三十三条

1 委員会は、いずれかの締約国がこの条約の規定に著しく違反していることを示す信頼し得る情報を受領した場合には、当該締約国と協議した上で、一人又は二人以上の委員に対し、当該締約国を訪問し、かつ、委員会へ遅滞なく報告するように要請することができる。

2 委員会は、1に規定する締約国に対し、訪問を行う意図をその代表団の構成及び訪問の目的とともに書面により通報する。当該締約国は、合理的な期間内に委員会に回答する。

3 委員会は、1に規定する締約国からの裏付けられた要請に基づき、訪問の延期又は中止を決定することができる。

4 1に規定する締約国が訪問に同意した場合に、委員会及び当該締約国は、当該訪問の態様

を定めるために共同で作業するものとし、また、当該締約国は、委員会にその訪問が成功裡に完了するために必要なすべての便宜を与える。

第三十四条

5 訪問の後、委員会は、その見解及び勧告を1に規定する締約国に送付する。

第三十五条

1 委員会は、この条約の効力発生後に開始された強制失踪についてのみ権限を有する。

2 この条約の効力発生後にいずれかの国が締約国となる場合には、委員会に対して当該国が負う義務は、この条約が当該国について効力を生じた後に開始された強制失踪に関するものに限る。

第三十六条

1 委員会は、この条約に基づく活動に関する年次報告を締約国及び国際連合総会に提出する。

2 締約国は、年次報告において自国に関する見解が公表される前に、あらかじめ通報を受けるものとし、回答のための合理的な期間を与えられる。当該締約国は、当該年次報告において、自国の意見又は見解が公表されるよう要請することができる。

第三部

第三十七条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて強制失踪からのすべての者の保護に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律
(b) 締約国について効力を有する国際法

第三十八条

- 1 この条約は、すべての国際連合加盟国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 3 この条約は、すべての国際連合加盟国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第三十九条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し、又は加入する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十条

国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国及びこの条約に署名し、又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報する。

- (a) 第三十八条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 前条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

第四十一条

この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第四十二条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて、交渉又はこの条約に明文の規定がある手続によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 いずれの国も、この条約の署名若しくは批准

又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第四十三条

この条約は、国際人道法の規定（千九百四十九年八月十二日の四のジュネーヴ諸条約及び同諸条約の千九百七十七年六月八日の二の追加議定書の締約国の義務を含む。）の適用を妨げるものではなく、また、国際人道法の対象とされていない状況において赤十字国際委員会による拘禁施設の訪問を締約国が許可する機会に影響を及ぼすものではない。

第四十四条

- 1 この条約のいずれの締約国も、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、この条約の締約国に対して改正案を直ちに送付するものとし、当該改正案についての審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を同事務総長に示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。
- 2 会議に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正案は、受諾のため、国際連合事務総長によりすべての締約国に送付される。
- 3 2の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国の三分の二がそれぞれの国の憲法上の手続に従つて当該改正を受諾した時に、効力を生ずる。
- 4 改正が効力を生じたときは、当該改正は、それを受諾した締約国を拘束するものとし、その他の締約国は、改正前のこの条約の規定（自国が受諾した従前の改正を含む。）により引き続き

拘束される。

第四十五条

- 1 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の認証謄本を第三十八条に規定するすべての国に送付する。